

合理化就中賃金の合理化に就ては、第一に賃金の引下げが考へられるが、之は能率を低下せしめる虞がある。殊に臺灣に於ては一般賃金及其の昂騰率は内地に比して低いが、能率の點に於て遙に劣り、之を實數を以て現すことは頗る困難とするところで、同一物品の内臺生産費の比較の際常に問題となるところのものである。次に物價高の爲に賃金の引下げ不能の場合は、生活の簡單化を通じて賃金を引下げることであるが、之は一般消費規正の問題に關聯し容易でなく、尙機械力を以て勞力に代ふことは臺灣に於ては速急に實現を見ること困難であるが、少くとも官業及民間並に民業相互間の賃金の調整は一時を争ふ喫緊の要事である。

更に眞に生産力の擴充を圖る爲には、生産資材の價格を低位に置くことの必要なことは勿論であるが、尙可及的高度の經營の合理化に因る生産コストの引下げを圖る要がある。同一物品に就ての内臺間の生産費の差著しく而も經營の合理化に依り、内地のそれに接近せしめ得るもの必ずしも尠しとしないのであるが、從來價格の形成に當り之等を素因として屢々難問に逢着して居るのである。臺灣に於ける企業經營の合理化亦解決に急を要する問題の一であらう。

## 二) 配 給 部 門

臺灣の物資需要量を見るとき、南支方面に對する必需物資を臺灣より補給して居ることは見逃し得ざるところである。統計上より見る物資の臺灣移入量の減少に比し、島内に於ける物資は相當逼迫して居るが如き感がある。其の原因は、戰時日本經濟の一環として最近頃其の經濟的内容の充實を急ぎつゝある臺灣島内に於ける需要増もあり、輸送關係の不圓滑もあるが、配給機構の整備全かざるに因る物資の偏在も亦見逃し得ない。更に又南支方面に對する物資の流出等も其の因を爲して居るのであつて、之等の數量は明にはなし得ないが、相當の數に上ることは想像し得らるゝところである。之等に就ては内外地を通じて配給機構を確立し、一元的に少くとも過去の實績に基く一定數量を

基準として責任を以て流し得る様に考慮せねばならないのである。元來配給機構は自由主義的な形態のまゝに止め、それから成立する價格のみを機械的に分離形成して統制の効果を收めんとする便宜主義の中に闇取引發生の一地盤があると見られる。即ち物資需給に關する機構の整備及び島内最低必需量の確保は適正物價の維持勵行上不可缺の要件である。價格の公定せらるゝや配給の不圓滑を來すもの尠くないがあるが、多くは配給統制の實施に先行して已むなく價格統制を行ふからであつて、之れ配給計畫の確立迅速ならんことを要せらるゝ所以である(例へば生鮮食料品、木炭等)。

配給統制は其の意味するところ必需數量の供給のみならず、同時に圓滿なる配給と公平なる分配でなければならぬ。殊に臺灣に在りては既述の如く取引段階多く、配給機構改善前に於ては各段階の利潤を認めざるを得ざるべく、爲之手數料其の他の經費に不合理多く、此の方面の整備改善の要緊なるものがある。而して之が實施の曉に於ては低物價政策に寄與する虞甚大なるを思はしむるのであるが、其の結果として犠牲を伴ふこと多く之等犠牲者の轉失業對策其の他の救濟策に就て考慮の拂はるべきもの多く、隨つて實行に多くの困難性を豫想せられるものである。

尙業者は眞に國家の配給機關としての使命達成に邁進すべく其の根本的指導精神として公益優先に依る戰時商業道徳確立の要緊なるものがある。即ち眞に時局を見直すことに依り過去の自由主義の迷夢より醒め、營利追求の理念、自我功利の舊體制思想を放棄すべきであり又斯る指導原理の下に經營機構も改變さるべきである。

## (三) 消 費 部 門

物價騰貴の主要原因の一たる購買力の抑制、消費の規正は物資不足に對する重要對策であつて、一方島民の最低生活の保障をなしつゝ、他方從來の如く單に貯蓄獎勵や公債消化にのみ頼らず、又單なる末梢的な個人の消費節約の問



題として、商品規格統一、配給組織の整理等を通じて島民消費生活の均等化をも生ぜしむべく、所謂根本的對策が講ぜられなければならないのである。

既述したやうに奢侈品等製造販賣制限規則並に之に關聯して採られた國民生活の奢侈抑制の如き購買力の抑制に多大の効果があつたし、又國家總動員法に基く會社經理統制令の實施に依つて會社の利益配當金、重役及社員の俸給、賞與等に關し、強度の統制が加へられることに因り購買力の抑制に對する好影響の如きは見逃し得ざるところではあるが、之等は何れも間接的方策であり消費規正に對する根本的方策とは謂へないのである。而も今日の如くストツクは既に涸渇し、一方生産力の擴充も一定の日時と過程を要し、必要數量を急速に調達し得ざる状態に於て、單に表面的な購買力の抑制方策のみに専念するときは、將來に對する不安を生じ、制限的意味は曲解され、換物的傾向を助長し、個人的貯藏となり、買溜行為を増加せしむ等の逆効果を來す虞が多分にあるのである。従つて從來採られて居る様な消費節約も能ふる限り之を實行するの要はあらうが、眞に消費を合理化せしむる方策を樹て、根本に遡つて考慮を廻らす必要があらう。即ち目下製造使用の制限に依り、又價格の操作に依り、着々實行に移されつゝある日常生活の均等化が一段と強化されなければならない。而も之に先行し、併行して行はるべきは、商品の規格統一と配給機構の整備である。

換言すれば消費規正の問題を解決するものは全面的、計畫的なる經濟統制なりとも謂ひ得るのである。(黒澤平八郎)

## 第五章 事變下臺灣に於ける物資統制

序説—物資統制の積極面としての生産力の擴充—物資統制方策としての貿易統制—配給消費統制

### 第一節 序 説

臺灣經濟は常に帝國全體經濟の一環として考慮せられ經營せられて來た。従つて滿洲事變を契機とする所謂準戰時體制より、今次事變勃發を端緒とする戰時體制への移行も、内地經濟と同一歩調を以て進み、戰時下諸統制も殆ど其の基調を一にしてゐる。即ち去る七十一議會より七十三議會に至る期間に於て内地に於ける戰時體制は其の骨格を造り上げたところが見ることが出来るが、其の期間に成立した諸戰時立法の殆ど總てを、臺灣に於ても施行し、其の戰時體制の整備に努め、就中「輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律」の實施に依て、非常時下最も樞要なる物に關する統制經濟の根基は樹立せられたと言つてよからう。只本島經濟は内地のそれと發展段階を異にし、其の性格に於て頗る異色を有するが爲め物資統制に於ても自ら特殊性を有することは固よりである。

以下臺灣に於ける物資統制を、生産力擴充、貿易統制及び配給消費統制に分つて叙述しよう。

### 第二節 物資統制の積極面としての生産力の擴充

事變勃發以來臺灣は、自然的、地理的特殊性の故に、帝國高度國防國家建設上、軍事的並に經濟的に其の重要性が俄に加重せられて來た。周知の如く、領臺後最近に至る迄の臺灣の經濟的開發の根幹は、米と砂糖とを二大支柱とす



る農業に置かれてゐた。無論此の事は、臺灣其のものに内在する經濟的發展の諸條件に基いて決定せられたものであることは勿論であるが、同時に内地に於ける經濟的乃至は政治的要求に依ることも固より大きな理由となつてゐると言はねばなるまい。

然し乍ら滿洲事變を契機とする我國内外の政治的、經濟的諸情勢の激變、殊にブロック經濟建設への世界的大勢に伴ひ、帝國經濟ブロックの一環としての臺灣の經濟的地位は、其の自然的地理的條件に依て一段と其の重要性を増すに至り、之に期待せられるものは、從來の如く單に、米及砂糖のみの供給地としてではなくなつた。勿論平戰時を通じ、殊に戰時に於て食糧品の自給率の高きことは、國力の發揮上根本的問題なるに鑑み、米及砂糖の増産についても考慮するの要あることは言を俟たないが……農産資源中、熱帯地域に非ざれば供給し得ない各種特有資源の培養増殖を要求せらるると共に、原始産業段階から鐵工業を中心とする近代産業體制への移行が強く要請せらるるに至つた。

近時臺灣に於ける産業の調整又は臺灣の工業化として取扱はれる問題は、斯かる臺灣經濟の質的變化を意味するものである。斯くして滿洲事變を契機とし、臺灣に於ける産業再編成問題は計畫的に而も積極的に展開せられることとなつたのである。

曩に實施せらるることとなつた米穀管理令並に糖業令は斯くの如き意圖を最も端的に表示してゐるものと見る事が出来る。

事實之等の實施に依つて、熱帯特有作物を含めての農産物の計畫的生産が實行せられ、米糖偏倚の單純農業形態を場棄すると共に、農産業の調整と併進して所謂工業化問題も着々として進展の途上に在る。勿論臺灣に於ける工業的發展は滿洲事變を契機として始めて問題となつた譯ではない。即ち曩の歐洲大戰の勃發に依り、世界の工産物需給關

係に重大なる變化を生じたときに、臺灣に於ても各種の工業が一時勃興し、工業の動脈たる動力資源としての日月潭水力發電問題が當時既に論議せられ、遂に着工の域迄進んだ程であつて確かに臺灣工業内容上の一段階を劃したともいへる。

然し乍ら臺灣の工業化問題が眞剣に考慮され出したのは、蓋し滿洲事變を契機とする帝國全體經濟の要請に基くものであることは今更論を俟たない。

偶々昭和九年に於ける日月潭水力發電の完成は、臺灣工業化問題に一大拍車をかけることとなり、合金鐵、アルミニウム等の新興電氣化學工業の勃興を見ると共に相踵いでバルブ工業、無水酒精工業、化學肥料製造業、マクグネシウム製造業、ニッケル製錬業其の他の新興工業の擡頭を見るに至つたのである。

試みに最近に於ける臺灣經濟の推移を次表に依つて見ることにしよう。

第一表 産業別生産指數比較表

年次	農業	水産業	林業	其他	工業	總計
昭元	100	100	100	100	100	100
同五	86	103	93	90	133	101
同十	123	128	100	126	145	131
同一〇	133	128	100	126	145	131
同一一	133	128	100	126	145	131
同一二	138	130	100	126	145	131
同一三	157	143	100	126	145	131
同一四	189	154	100	126	145	131

(註) 十三年迄は臺灣商工統計に依り、十四年中農業水産業は臺灣農業年報に依る外推計に基くものなり。

第三部 第五章 事變下臺灣に於ける物資統制

第一表に示す如く、臺灣經濟は、昭和年間に入つてから、其の總生産額に於て實に二・二倍の飛躍を示して居り而も其の大部分は最近數年間に於て成し遂げられてゐる。而して各産業部門とも年を逐うて上昇過程にあるも其の傾向は「其他」「工業」、兩部門に於て特に著しく農業部門に於て最も緩慢なることを知る。

この事は最近問題となつてゐる臺灣産業の調整又は工業化の方向よりして自然導出せらるべき状態であり、かうした方向への努力の結果は、第二表に示す如く、農業部門の



第二表 總生産額中に占むる各産業別比率比較表

年次	農業	水産業	林業	其他	工業	總計
昭元	五三・三	三〇	二・三	三・二	三九・三	一〇〇
同五	四七・二	三〇	二・二	三・七	四九・九	一〇〇
同一〇	五〇・九	二七	一・八	三・三	三・四	一〇〇
同一一	五〇・七	二八	二・〇	三・一	四〇・八	一〇〇
同一二	四七・九	二五	二・〇	四・四	四三・二	一〇〇
同一三	四八・六	二五	二・〇	五・三	四六・六	一〇〇
同十四	四七・一	二〇	二・一	五・二	四二・六	一〇〇
(註) 同前						一〇〇

爲、其の自然的地理的特性を彌々發揮して、帝國南方經濟圏に於ける樞要的地位を確立し、激變せる世界經濟情勢裡に於ける帝國ブロック經濟の急速なる確立に貢献することに、今後一段と重點の注がなければならないところである。

### 第三節 物資統制方策としての貿易統制

物資供給統制方策としての貿易統制については、臺灣も大體内地に追隨し、滿洲事變を契機とする非常時局下の國際貸借改善、圓爲替維持の目的の下に、爲替管理法は臺灣にも施行せられ、其後數次強化せられて、間接的ではあるが輸入制限目的に努力して來た。次で今次支那事變の勃發に伴ひ、軍需品の輸入確保の爲強權的に、且直接的に輸出

相對的地位が漸次低下するに比例して、工業其他の部門の夫が高上しつあるのを見るとき明かに把握出來るべく、今後斯かる關係は現在建設途中にある諸工業の完成により益々顯著となつて來るであらう。斯くして時局の要請に基づき、臺灣經濟は全體的に一大躍進を爲すと共に、其の容貌を一大轉換し、戰時體制下我國物資經濟の遂行上極めて重要な役割を遂行してゐる。されば臺灣經濟は未だ尙其の再編成後の進展としては漸く一步を踏み出したに過ぎないとも言へる。

眞に帝國全體、經濟の重要な一環としての使命を果す

入を調整する必要から、輸出入臨時措置法の制定を見るや、直ちに臺灣に於ても其の施行を見ることとなつた。

蓋し事變完遂の爲の軍需の大量輸入を確保する爲に、不急不要物資の輸入を許可制とし、或は禁止することは已むを得ざる臨時措置であり、又之が目的を充分達成するが爲には、内外地協力することを必要とし、臺灣が其の例外たることを得ないのは當然である。

然し乍ら同じく貿易統制を行ふにしても本島は、其の經濟的發展段階なり、又は環境を異にするが故に、内地とは其の具體的實施方法に於て必ずしも軌を一にすべからざるものがあり、又統制効果に於ても自ら相違あることは免れない。

臺灣に於ける貿易は、各種産業の發展に伴ひ、逐年隆盛の一途を辿り、昭和十四年に於て貿易總額實に十億圓を越ゆる盛況を示すに至つてゐる。

然し乍ら其の内容を仔細に検討すれば、其の大部分は對内地貿易であり、對外國貿易は其内僅かに一割三分餘一億三千萬圓程度であつて、而も其の大部分は滿關支を主とするもので、所謂第三國を相手とする純粹の意味に於ける外國貿易は現狀に於ては殆ど論ずるに足らない。

既述の如く領臺後臺灣經濟は、内地の經濟的要求に基き、専ら、米糖を二大支柱とする農業中心に開發せられて來た。換言すれば臺灣經濟は内地への食料供給地として發達して來たとも言へる。従つて中途多少の曲折はあつたと云へ、大體に於て臺灣は農産加工工業を除いては、固有の工業を確立することなくして、工業製品は殆ど内地工業からの供給に俟ち、斯くして最近に至る迄、内臺兩者の依存關係は益々強化されて來たのであつて、此の事が前述の如き臺灣貿易の特異性を形成して來た理由である。

臺灣貿易の狀況にして右の如くとせば、其の物資統制方策としての貿易統制は、不急不要物資の輸入を統制して、



軍需物資の輸入力を大にすると言ふ側面に於ては殆ど期待すべき効果はなく、事變遂行に必要な重要物資の國外流出の防止と圓爲替維持と言ふ點に於て其の意義を見出し得るに過ぎない。

昭和十二年十月に實施せられた臨時輸出入許可規則も臺灣に於ては専らかうした見地に於て運用せられてゐる。

蓋し臺灣産業が對外競争力を充分に具へ、貿易を通じて帝國全體の物資經濟に寄與し得ることは、將來の問題であつて、少くとも現在に於ては、臺灣經濟再編成の出發に依つて、漸く其の體制に對する第一步を踏み出したに過ぎないと言へる。

夫故に臺灣に於ては、現在の經濟段階よりして當然貿易統制の實施に就ても極めて慎重に取扱はれなければならぬ。前記した如く貿易統制の重要な目的が軍需の輸入力増大に在ることは勿論であつて、現在問題とせられてゐる輸出の振興も、従つて第三國を對象とするものであり、此故に圓ブロック内市場への輸出は極力制限することが要請せられる。然し現實の臺灣に於ける貿易構成は、既述の如く對内地貿易を除けば殆ど圓ブロック市場を對象とするものである。従つて内地に於けるが如く圓ブロック向輸出を制限することに依つて、直ちに重要物資の輸入力を増大すると言ふことには決してならない、のみならず謂はば臺灣經濟の現段階上其の輸出貿易に於て滿關支は唯一の市場でもある。之を制限することは、今後臺灣産業、殊に其の工業の進展上尠からざる支障を與ふるものと言ふべく、今後南支、南洋を包攝した東亞共榮圈の確立に際しては、臺灣が其の地理的特性に鑑み、特に其の工業力の進展を期せねばならぬ緊要性を想ふとき、一層此の感を深くせざるを得ないのであつて、臺灣に於ける貿易統制は其の特異性の故に運営上格段の用意を必要とする。

#### 第四節 配給消費統制

今次事變下の物資經濟の特質は、事變遂行並に我國高度國防國家體制確立を重點として經營せられなければならないことに在るは言を俟たない所であつて、軍需又は重要計畫産業への優先的充足といふことが物資統制上の一の至上命令である。

之が爲には、輸出を奨励して輸入力を涵養し、國內生産力を擴大して重要物資の積極的供給力を増大することが考慮せられなければならない。然し乍ら輸出奨励にせよ、生産力擴大にせよ、夫自身物資の消費行爲を前提とするものであり、戦争と言ふ巨大な消費行爲を遺憾なく遂行せんが爲には、自ら此の方面への物資供給力にも限度がなければならぬ。殊に歐洲動亂の勃發に依る世界物資經濟の異變と就中三國同盟の締結に依る國際情勢の緊迫に伴ふ我國の貿易の不振は、國外からの物資供給に愈々困難さを増して來てゐる。

かうした情勢の下に限られた物資供給力の範圍内に於て事變目的を完遂する道は、只強權的に物資の配給を統制し専ら緊急不可缺方面以外に於ける消費制限を爲すこと以外にはない。

既述の如く臺灣に於ても、事變勃發と共に逸早く輸出入臨時措置法の實施に依つて、其の物資統制體制の根基を樹立し、爾來内地に照應して各種物資につきかうした見地に立つての配給消費統制が展開せられて來た。

勿論同じく配給消費統制と言ふも、其の程度並に範圍は戦争の規模段階の如何に依り、又國內の客觀的經濟情勢……臺灣に於ては更に臺灣經濟自身の特殊條件をも含めて……に即應するものなることは言ふを俟たない。

内地もさうであつたと同様、臺灣に於ても配給消費統制は事變勃發當初は極めて限られた範圍に止まつてゐて、昭和十二年に於ては僅に鐵鋼工作物築造許可規則及金使用制限規則に依る鐵鋼及金の使用制限が行はれたに過ぎない。然るに昭和十三年に入つては、事變の擴大と貿易の變調に伴ひ、各種重要物資……輸入抑壓に依る不足物資を含む……の需給を一段と調整する必要を生じ、銅・亜鉛・錫等の非鐵金屬・揮發油・重油等の燃料・皮革・綿・毛等の織



維・生護護等に就き、配給又は消費統制が行はるるに至つた。此の傾向は、十四年に入つても更に強化せられ、十五年末に至る迄に於て苧麻・黃麻・綿糸・纖維製品・故銅鐵屑・自轉車タイヤチウブ・肥料・米穀・甘蔗・キャッサバ・燐寸・砂糖・飼料・木炭・乳製品等に亘り、新に統制の範圍が擴大されて來てゐる。

臺灣に於ける配給消費統制は、右の如く漸次擴大強化せられて來た譯であるが、其の統制の發展過程よりしても、極く最近に至る迄の統制の重點は、勿論軍需若くは重要計畫産業への最優先的充足を企圖するところに在つた。然るに昨年における米穀需給不圓滑を契機として惹起せられた國民生活の不安に伴ひ、生活物資の供給を確保して戦時下國民生活の安定を圖ることが從來にも増して大きな命題となつたのを端緒として、米穀・砂糖・燐寸等を始め、國民生活必要物資の配給消費統制が強力に進められ出したことは、物資統制上一つの新しい側面を加へたものと言へやう。

さて以上の各統制は勿論内外地全體經濟的觀點に立つて之を行ひ、従つて需給計畫も全體の物資動員計畫を基準として樹立せられることは言ふを俟つまでもなく、又統制目的實現の方法としての法令等に於ても大體内地の行き方と歩調を一にしてゐる。

尤も此の事は、配給統制比率を内地と全然同一にするとか、或は内地に於て法規統制の行はれてゐるものにつては、臺灣に於ても全く同様に法規統制を行つてゐるといふことを意味するものではない。否却つて臺灣に於ては、全體の統制目的に背反せざる限り独自の配給比率も考慮せられ、又終末に附した物資配給統制要綱によつて明かなる如く、臺灣に於ては現在に於ても自治的形態に依る統制が相當實施せられてゐる。

蓋しかうした理由は、主として其の經濟的環境の特殊性に因るものであることは勿論である。更に臺灣の經濟的特殊事由より提起せられる統制上の問題は獨り之のみに止らない。

既述の如く臺灣に於ては、農畜生産品以外に於ける自給力は現在の所極めて乏しく、現下戦時經濟に於て配給統制の對象となつてゐる物資の大部分に於ては、殆ど島外に、特に内地よりの供給に依存してゐるが爲、配給消費統制については常に物資の獲得機構の整備を前提として考慮する要あること、事變勃發後に於ける物資需給關係の一般的梗塞狀況、價格關係の權衡の破綻、輸送力の減退等の事由に起因する島外依存物資の供給は愈々不圓滑にならざるを得ないこと、それにも拘らず一方高度國防國家建設の要請に基く臺灣の工業化は、多々益々重要物資の圓滑なる供給を緊要とする状態に在ること等、此等各種の問題の解決並に調整については、蓋し特殊な考慮が要求せられるところである。

とまれ現在に至る迄の臺灣に於ける物資統制は一の過渡期とも言へる。其の間不要の結果を惹起し無益なフリクシヨンを與へた點もなしとしない。

時局の見透しとしては今後更に物資統制は否應なしに強化せられねばなるまい。大きく言へば臺灣經濟の根本的な再編成に依つて物資統制も眞に本格的な軌道に乗ることが緊要であらう。

終末に主として府商工課に於て管掌してゐる物資に就ての統制要綱を附記して参考に供しよう。(山口一夫)



第三表

各種物資配給統制要綱

○鐵鋼配給統制要綱（昭一三府令第八十號鐵鋼配給統制規則）

第一 鋼材

一、統制物資

普通歴延鋼材（鑄鐵管、軌條ヲ含ム）

二、配給統制機關

（イ）臺灣鋼材配給株式會社

（ロ）大阪ニ於ケル臺灣配給擔當指定問屋

三、統制方法

（イ）需要申請

需要者ハ各四半期毎ニ鋼材ノ品種別、用途別需要數量ヲ一ヶ月前迄ニ臺灣總督ニ申請ス

（ロ）割當

臺灣總督ハ本島割當量ニ付各需要者別割當ヲ決定各需要者ニ割當證明書ヲ交附ス

（ハ）需要者ハ割當證明書ト引換ヘ配給業者ニ鐵鋼ノ發註ヲ爲シ現品ヲ購入スルモノトス

第二 銑鐵

一、統制物資

銑鐵

二、配給統制機關

（イ）中央機關

日滿鐵鋼販賣株式會社臺北事務所

（ロ）配給所

中央機關ニ於テ總督府ノ承認ヲ得タル上指定ス

（ハ）機能

中央機關ハ本島向銑鐵ノ一括移輸入ニ當リ配給所ハ中央機關ヨリ其ノ銑鐵ノ配當ヲ受ケ實需者ニ販賣ス

三、統制方法

（イ）需要申請

需要者ハ各四半期毎ニ銑鐵ノ用途別、需要數量ヲ一ヶ月前迄ニ臺灣總督ニ申請ス

（ロ）割當

臺灣總督ハ本島割當量ニ付各需要者別割當ヲ決定各需要者ニ割當證明書ヲ交附スルト共ニ需要者別割當ヲ中央機關宛

通知ス

（ハ）需要者ハ割當證明書ト引換取扱店ヨリ現品ヲ購入スルモノトス

○故銅及鐵屑配給統制要綱（昭一四府令第一號故銅鐵屑配給統制規則）

一、統制物資

故銅及鐵屑

二、配給統制機關

第三部 第五章 事變下臺灣に於ける物資統制



臺灣故銅鐵屑統制株式會社

- (イ) 組織 本島在住ノ故銅鐵屑回收業者(蒐集業者)及消費工場經營者ヲ以テ組織ス
- (ロ) 機能 回收業者ヲ通ジ本島ニ於テ發生シタル故銅及鐵屑ノ回收、故銅鐵屑ノ移輸入並ニ移輸出並ニ島内實需者ニ對スル配給ヲ行フ

三、統制方法

- (1) 回收
  - (イ) 統制會社ノ指定蒐集業者ハ蒐集シタル故銅及鐵屑ノ種類別數量及價格ヲ統制會社ニ届出ズルコト
  - (ロ) 統制會社ハ前項ニ依リ届出アリタル故銅又ハ鐵屑ノ種類別數量價格並ニ統制會社ガ購入シタル故銅又ハ鐵屑ノ種類別數量價格並ニ購入先ノ住所及氏名又ハ名稱ヲ毎月翌月十日迄ニ臺灣總督ニ届出ズルコト
- (2) 需要調査及申請
  - (イ) 需要調査ハ毎月之ヲ行フモノトス
  - (ロ) 指定消費工場需要ニ付テハ統制會社
    - (一) 一般少量消費工場需要ニ付テハ各州廳配給組合
    - (二) 統制會社及州廳配給組合ハ夫々需用調査書ヲ作成シ一ヶ月前迄ニ總督府ニ申請スルモノトス
- (3) 割當
  - (イ) 總督府ハ前項需要申請ニ基キ指定消費工場ニ對シ割當ヲ決定シ割當證明書ヲ發行ス
  - (ロ) 一般少量消費工場ニ對シテハ州廳別割當總額ヲ決定ス
- (4) 配給
  - (イ) 統制會社指定消費工場ニ對シテハ本府ノ割當證明書ト引換ニ且夫々現品ヲ配給スルモノトス
  - (ロ) 統制會社ハ配給ノ都度配給報告書ヲ總督府ニ提出スルモノトス

○亞鉛鐵板線材製品統制機關

配給擔當者ハ統制會社トス  
配給方法

- (イ) 統制會社指定消費工場ニ對シテハ本府ノ割當證明書ト引換ニ且夫々現品ヲ配給スルモノトス
  - (ロ) 統制會社ハ配給ノ都度配給報告書ヲ總督府ニ提出スルモノトス
- (一) 統制物資  
亞鉛引鐵板、丸釘、亞鉛引鐵線
- (二) 配給統制機關  
臺灣亞鉛鐵板線材製品配給組合
- (1) 中央機關 臺灣亞鉛鐵板線材製品配給組合
    - (イ) 組織 亞鉛鐵板指定問屋、線材製品指定問屋
    - (ロ) 機能 本島割當製品並ニ臺灣製品ノ購入及配給
  - (2) 地方機關 地方問屋、各州廳配給會
    - (イ) 組織 州廳配給會ハ州廳經濟統制課係員、問屋代表、實需家代表
    - (ロ) 機能 地方問屋ハ特定大口需要者並ニ州廳配給會ニ對スル配給ヲ擔當ス
- 各州廳配給會ハ州廳割當量ノ入手並ニ配給統制機關トス
- (三) 統制方法  
(1) 需要ヲ左ノ如ク區分ス  
(イ) 中央被需要  
生糞需要、官廳需要、輸出振興需要、特定大口需要



(ロ) 地方救需要

公共團體需要、普通民需、小口民需

(2) 割當擔當區分

(イ) 總督府擔當

中央救需要ニ對スル需要者別割當並ニ一般民需ニ關スル州廳別割當

(ロ) 州廳擔當

一般民需ニ對スル需要者別割當、小口民需割當並ニ公共團體需要割當

(3) 需要ノ申請

需要申請書ハ中央救需要ニ付テハ臺灣亞鉛鐵板線材製品配給組合ニ提出シ地方救需要ハ各州廳配給會ニ提出スルモノトス

(4) 割當決定

中央救、地方救割當量決定アリタル時ハ組合ハ中央救實需家並ニ各州廳配給會ヨリ希望サイズヲ取纏メ配給擔當店ヲ決定

シサイズ別割當證明書ヲ交付ス

州廳配給會ハ州廳一般需要者ノ申請書ニ基キ査定ノ上其ノ割當決定ヲナシ割當證明書ヲ發行ス

(5) 現品ノ配給

中央救、地方救共ニ割當證明書ト引換ニ組合又ハ地方問屋ヨリ現品ヲ配給ス

○自轉車並ニ同部分品及附屬品配給統制要綱

一、統制物資

自轉車(リヤカーヲ含ム)並ニ同部分品及附屬品

二、配給統制機關

(一) 臺灣自轉車配給統制組合

(1) 自轉車並ニ同部分品及附屬品ノ移入業者ヲ以テ組織ス

(2) 臺灣自轉車配給統制組合ハ總督府ノ指示ニ基キ左ノ事項ヲ實施ス

(イ) 臺灣割當ノ自轉車並ニ同部分品及附屬品ノ共同移入

(ロ) 各州廳自轉車配給統制組合ニ對スル自轉車並ニ同部分品及附屬品ノ共同配給

(ハ) 其ノ他配給ノ統制上必要ナル事項

(二) 地方自轉車配給組合

(1) 各州廳別ニ自轉車並ニ同部分品及附屬品ノ小賣業者ヲ以テ組織ス

(2) 地方自轉車配給組合ハ各州廳ノ指示ニ基キ左ノ事項ヲ實施ス

(イ) 自轉車並ニ同部分品及附屬品ノ共同購入

(ロ) 組合員ニ對スル自轉車並ニ同部分品及附屬品ノ配給

(ハ) 其ノ他配給統制上必要ナル事項

三、統制ノ方法

(1) 總督府ハ各四半期毎ニ臺灣割當ニ基キ各州、廳別配給數量ヲ決定シ州、廳及臺灣自轉車配給統制組合ニ通知ス

(2) 臺灣自轉車配給統制組合ハ前項ノ通知ニ基キ州、廳自轉車配給組合ニ對シ現品ノ出荷ヲ爲ス

(3) 州、廳ハ總督府ヨリ割當アリタル數量ニ付キ州、廳自轉車配給組合員別ニ其ノ取扱數量ヲ決定シ組合ニ指示ス

(4) 前項ノ指示ニ依リ州、廳自轉車配給組合ハ組合員ニ對シ現品ノ配給ヲ爲ス

○セメント配給統制要綱

一、統制物資



ポルトランドセメント(白色セメントヲ除ク)  
混合セメント(高爐セメントヲ含ム)

二、配給統制機關

- (1) 臺灣セメント配給統制組合  
烏産セメント一手販賣店及移入セメント臺灣總代理店ヲ以テ之ヲ組織シ本島ニ於ルセメント配給統制ノ綜合的調整機關トス
- (2) 州廳セメント配給組合  
州廳別ニ管下ニ於ケル一號機關構成員ノ地方販賣店ヲ以テ之ヲ組織シ各州廳ニ於ケル配給調整機關トス

三、統制方法

- (1) 供給量ノ報告  
臺灣セメント配給統制組合ハ其ノ構成組合員ノ取扱ヲセメントノ供給量ヲ取纏メ各一、四半期ヲ單位トシテ其ノ期ノ一ヶ月  
前迄ニ之ヲ總督府ヘ報告ヲ爲スモノトス
- (2) 需要ノ區分  
需要ヲ左ノ如ク區分ス
  - (イ) 特殊需要  
官廳、公共團體需(地方公共團體、水利組合)生擴關係民需及指定民需(生擴民需以外ニシテ特別ノ事情ニヨリ總督府  
於テ指定シタルモノ)
  - (ロ) 一般需要  
普通民需(生擴及指定民需ヲ除キタルモノ)及小口民需(普通民需中一、四半期一聽以下ノ需要)
- (3) 需要ノ申請

(イ) 需要申請ハ臺灣セメント配給統制組合、又ハ州廳セメント配給組合ニ之ヲ爲スモノトス

(ロ) 需要申請ハ各四半期ヲ單位トシテ其ノ期ノ一ヶ月前迄ニ之ヲ爲スモノトス

(ハ) 需要申請書ハ特殊需要ニ付テハ臺灣セメント配給統制組合ニ、一般需要ニ付テハ州廳セメント配給組合ニ區分總括ノ上  
夫々總督府、各州廳ヘ提出スルモノトス

(ニ) 州廳ハ州廳セメント配給組合ヨリ提出アリタル申請書ニヨリ一般需要ヲ總量ヲ總督府ヘ報告スルモノトス

(4) 割當擔當區分  
割當ノ擔當ヲ左ノ如ク區分ス

(イ) 總督府擔當

特殊需要ニ關スル需要者割當(但シ公共團體需中地方公共團體街庄分ハ州廳統制割當ノミヲ行フモノトス)、及一般需要  
ニ關スル州廳別割當

(ロ) 州廳擔當

普通民需ニ關スル需要者別割當、小口民需、販賣店別割當(但シ必要ニ應ジ小口民需ニ付テモ需要者別割當ヲ爲シ得ル  
モノトス)及公共團體需街庄別割當

(5) 割當決定

(イ) 割當擔當區分ニ依リ組合ヨリ提出アリタル申請書ニ付夫々總督府又ハ地方州廳ニ於テ之ヲ爲スモノトス

(ロ) 割當決定シタルモノニ關シテハ特殊需要ニ付テハ總督府ノ指示ニ依リ配給銘柄ヲ指定シ臺灣セメント配給統制組合ヨリ  
需要者ニ通知シ、一般需要ニ付テハ州廳ノ指示ニ依リ配給銘柄ヲ指定シ州廳セメント配給組合ヨリ需要者(小口需要ニ  
付テハ原則トシテ販賣業者)ニ通知スルモノトス  
前項ノ通知書ハ割當證明書ノ形式ニ依ルモノトス



(6) 現品ノ配給

現品ノ配給ハ從來ノ取引慣習ニ從ヒ臺灣セメント配給統制組合員又ハ州廳セメント配給組合員ヨリ割當證明書ト引換ヘニ之ヲ爲スモノトス

○マツチ配給統制機關

(1) 配給統制機關

(1) 日本機寸共販株式會社臺灣出張所

本島向機寸ノ一元の配給統制機關ニシテ内地品島産品ヲ以テ一手ニ機寸ノ供給ヲ行フモノトス

(2) 臺灣機寸配給統制組合

日本機寸共販株式會社ノ直接取引店ヲ以テ組織シ島内配給ノ綜合的調整機關トス

(3) 州廳別機寸配給組合

島内在住第二次販賣店ヲ以テ組織シ各州廳區域内ニ於ケル配給調整機關トス

(4) 市郡別配給代行機關

(3)號機關ハ直接小賣商ニ配給スルヲ原則トスルモ配給ノ簡易化、諸費用ノ節減、中卸商ノ過去ノ權益尊重等ノ見地ヨリ地方ノ實情ニ應ジ市郡ニ於ケル中卸商又ハ小賣商ヲ以テ本機關ヲ設置スル事ヲ得

(11) 配給統制方法

(1) 臺灣機寸配給統制組合ハ毎月ノ配給計畫ヲ前月二十日迄ニ總督府へ提出スルコト、總督府之ヲ承認スレバ關係事項ヲ各州廳へ通知シ臺灣機寸配給統制組合ハ州廳別機寸配給組合宛通知ノ上配給ヲ實施スルコト

(2) 州廳別機寸配給組合ハ毎月ノ配給計畫ヲ前月末迄ニ所轄州廳へ提出スルコト、州廳之ヲ承認スレバ關係事項ヲ各市郡へ通知シ州廳別機寸配給統制組合ハ市郡別配給代行機關宛通知ノ上配給ヲ實施スルコト

(3) 小賣商ハ帳簿ヲ備へ入荷、販賣、在庫ノ各數量ヲ明瞭ナラシムルコト、大口需要者向ノ販賣ハ其數量、賣渡先ヲ明記セシムルコト

(4) 小賣商ハ月末在庫數量ヲ州廳別機寸配給組合宛報告ノコト、州廳別機寸配給組合ハ小賣商並ニ自己ノ在庫數量ヲ取纏メ所轄州廳並ニ臺灣機寸配給統制組合宛報告ノコト、臺灣機寸配給統制組合ハ取纏メ總督府並ニ日本機寸共販臺灣出張所へ報告ノコト

○工業藥品配給統制機關

一、統制物資

當分ノ内苛性ソーダ、ソーダ灰、鹽酸、液體鹽素及晒粉ノ五品目トス

二、配給統制機關

(1) 臺灣工業藥品協會

本島ニ於ケル工業藥品ノ輸移入業者ヲ以テ組織シ總督府ノ指示ニ依リ全島ノ配給調整ニ當リ特殊需要者並ニ特約店ニ對シ配給ヲ爲スモノトス

(2) 地方指定特約店

協會ハ總督府ノ承認ヲ經テ各州廳ニ之ヲ設置シ地方廳ノ指示ニ依リ一般需要ニ對スル配給ニ當ラシムルモノトス

三、統制方法

(1) 供給量ノ報告 協會ハ毎月末迄ニ翌月中ニ於ケル供給可能ノ種類別數量ヲ總督府ニ報告スルモノトス

(2) 需要ノ區分

特殊需要(大口需要ニシテ總督府ノ指定シタルモノ)及一般需要(特殊需要以外ノモノ)

(3) 割當決定



特殊需要ニ對シテハ總督府ニ於テ各實需者別割當數量ヲ決定シ一般需要ニ對シテハ總督府ニ於テ特約店別割當數量ヲ決定スルモノトス而シテ總督府ハ割當決定數量ヲ協會ヲ通ジ特殊需要者及特約店ニ對シ割當證明書ノ形式ヲ以テ通知セシムルモノトス

(4) 現品配給

協會ハ特殊需要者及特約店ニ對シ其ノ割當證明書ト引換ニ共同配給スルモノトス

○精製漆配給統制要綱

一、統制物資

精製漆

二、配給統制機關

臺灣精製漆移入配給組合

精製漆移入業者ヲ以テ之ヲ組織ス

三、統制方法

(1) 臺灣精製漆移入配給組合ハ漆ノ移入毎ニ其ノ種類別數量ヲ總督府ニ報告スルモノトス

(3) 臺灣精製漆移入配給組合ハ毎月ノ配給計畫ヲ立テ總督府ノ承認ヲ得タル上其ノ計畫ニ基キ配給ヲ實施スルモノトス

○軍配給統制要綱 (昭一三、府令第八四號皮革配給統制規則) 府令第八五號皮革使用制限規則

一、統制物資

牛革、水牛革、馬革、山羊革、猪革、犬革、鹿革、(羌革、及臺灣羚羊革ヲ含ム)

較革(體長一米以上ノモノ)

二、配給統制機關

(1) 臺灣畜産興業株式會社及拓洋水産株式會社ヲ指定シ島産ニ係ル本統制物資ノ供給者タラシム

(2) 臺灣皮革販賣株式會社

(1) 號機關ヨリ供給セラレタル皮革ノ全島的需給調整機關トス

(3) 皮革配給

臺灣皮革販賣株式會社ノ配給實施機關ニシテ需要者團體タル全島各州廳下ノ靴商組合ニ配給スルモノトス

三、統制方法

(1) 供給

臺灣畜産興業株式會社及拓洋水産株式會社ニテ製造セル革ハ原則トシテ全數量ヲ臺灣皮革販賣株式會社(以下販賣會社ト稱

ス)ニ販賣セシムルモノトス

(2) 割當

(イ) 總督府ニ於テ靴靴用州廳別割當比率ヲ決定シ各州廳並ニ販賣會社ニ通知スルト共ニ特殊需要者ニ對スル割當數量ヲ決定シ販賣會社ニ通知ス

(ロ) 州廳ハ管下靴商組合別割當比率ヲ決定シ販賣會社並ニ州廳別靴商聯合組合ニ通知ス

(3) 配給

販賣會社ハ前項ノ割當比率並ニ割當數量ニ基キ靴用ハ皮革配給店ヲ通ジ州廳下靴商組合へ配給シ特殊需要向ハ直接夫々所定

ノ出荷ヲナスモノトス

○織織品配給統制要綱

一、配給統制物資



(1) 内地製造纖維製品

昭和十五年商工省令第三號纖維製品配給統制規則第一條ノ規定ニ依リ指定セラレタル纖維製品及右ノ外法令ニ基カズシテ配給統制實施セラレタル纖維製品

(2) 島内製造纖維製品

内地ニ於テ配給統制實施セラレタルモノニ該當スルモノ

二、配給統制機關

(1) 一般民需用纖維製品配給統制機關

(イ) 臺灣織物配給統制組合

實績期間ニ於テ織物ノ卸賣實績ヲ有シ且ツ現ニ其ノ業ヲ營ム者ヲ以テ組織ス

(ロ) 臺灣既製纖維製品配給統制組合

(イ)ニ準ジ組織ス

(ハ) 臺灣纖維製品小賣商組合聯合會

各州廳纖維製品小賣商組合聯合會ヲ以テ組織ス但シ本聯合會ハ本配給統制前實施ニ於テ直接移入小賣ヲ爲セル者ニ對スル配給統制機關トス

(ニ) 各州廳纖維製品小賣商組合聯合會

各州廳各地纖維製品小賣商組合ヲ以テ之ヲ組織ス

(ホ) 各州廳各地纖維製品小賣商組合

實績期間ニ於テ織物又ハ既製纖維製品ノ小賣實績ヲ有シ且ツ現ニ其ノ業ヲ營ム者ヲ以テ市又ハ郡ヲ地區トシテ組織ス

(2) 生産資材用布配給統制機關

臺灣生産資材用布配給統制組合

實績期間ニ於テ生産資材用布(帆布、漁船帆布用天然木綿、濾布、布ベルト、災害防具用布、漁獲用織物、馬具用布、潜水服用布等)ノ販賣實績ヲ有シ且ツ現ニ其ノ業ヲ營ム者ヲ以テ組織ス

(3) 特殊纖維製品配給統制機關

(イ) 綳帶材料配給統制機關

A 臺灣綳帶材料配給統制組合

(2)ニ準ジガーゼ、綳帶木綿(及脫脂綿)ノ卸賣業者ヲ以テ組織ス

B 各州廳藥業組合

藥種商ヲ以テ州廳單位ニ藥業組合ヲ組織ス

(ロ) 墨材料配給統制機關

A 臺灣墨材料配給統制組合

(2)ニ準ジ墨線地(及墨線糸)ノ販賣業者ヲ以テ組織ス

B 各州廳墨商同業者組合

墨製造業者ヲ以テ州廳單位ニ組織ス

(ハ) 臺灣武道具商組合

(2)ニ準シ柔劍道衣(及柔劍道具用布)ノ販賣業者ヲ以テ組織ス

三、配給統制方法

臺灣ニ割當ラレタル内地製造纖維製品ハ臺灣織物移入協會一手ニ之ヲ移入シ、島内製造纖維製品ハ生産者ヨリ直接之ヲ左ニ依リ販賣スルモノトス



(1) 一般民需用纖維製品

(イ) 織物

A 總督府ハ臺灣ニ割當ラレタル内地製造織物及島内製造織物ノ各州廳別配給割當數量ヲ決定シ各州廳ニ之ヲ通知スルモノトス

臺灣織物配給統制組合ハ所屬組合員ノ實績期間ニ於ケル取扱實績ニ基キ算定シタル配給比率(品種別)ニ依リ各組合員ノ取扱數量ヲ決定スルコト

B 各州廳ハ總督府ヨリノ割當數量通知ヲ各州廳織維製品小賣商組合聯合會ニ移譲スルコト

同聯合會ハ各地織維製品小賣商組合ニ對スル割當數量ヲ決定スルコト

小賣商組合ハ所屬組合員ノ實績期間ニ於ケル店頭小賣實績ニ基キ算定シタル配給比率(品種別)ニ依リ各組合員ノ取扱數量ヲ決定シ割當票ヲ發行スルコト

(ロ) 既製纖維製品

A 總督府ハ臺灣ニ割當ラレタル内地製造既製纖維製品及島内製造既製纖維製品ノ各州廳配給割當數量ヲ決定シ各州廳ニ之ヲ通知スルモノトス

臺灣既製纖維製品配給統制組合ハ……以下(イ)ノAニ準ズ

B (イ)ノBニ準ズ

(2) 生産資材用布

臺灣生産資材用布配給統制組合ハ所屬組合員ノ實績期間ニ於ケル販賣實績ニ基キ算定シタル配給比率(品種別)ニ依リ各組合員ノ取扱數量ヲ決定スルコト

(3) 特殊纖維製品

(イ) ガーゼ、綿帶木綿(及脱脂綿)

(A) 總督府ハ臺灣ニ割當ラレタル内地製造ガーゼ、綿帶木綿(及脱脂綿)及島内製造ガーゼ、綿帶木綿(及脱脂綿)ノ各州廳別配給割當數量ヲ決定シ各州廳ニ之ヲ通知スルモノトス

臺灣綿帶材料配給統制組合ハ……以下各項(1)イAニ準ズ各州廳ハ總督府ヨリノ割當數量通知ヲ各州廳藥業組合ニ移譲スルコト

藥業組合ハ所屬組合員ノ實績期間ニ於ケル店頭小賣實績ニ基キ算定シタル配給比率(品種別)ニ依リ各組合員ノ取扱數量ヲ決定シ割當票ヲ發行スルコト

(ロ) 疊絨地(及疊絨糸)

(イ)ニ準ズ

(ハ) 柔剣道衣(及柔剣道具用布)

(イ)ニ準ズ

○製綿用棉花配給統制要綱

一、統制物資

製綿用棉花即チ内地人向蒲團仲人總用本島人向蒲團綿用及脱脂綿用棉花

二、配給統制機關

臺灣棉花配給組合

島内生産者、輸入業者代表者及從來ノ製品移入業者代表者ヲ以テ組織シ本島割當決定棉花ノ輪移入並ニ島内購入及各組合ニ對スル配給ヲ爲ス

三、統制方法



- (1) 組合ニ於テ隨時内外棉ノ輸入及烏産棉花ノ購入ヲ爲シ需要者團體タル臺灣製棉統制組合、臺灣製綿用棉花配給組合及臺灣綿帶材料配給組合對スル配給統制ノ割當方ヲ總督府ニ申請ス
- (2) 組合ハ總督府ヨリノ各組合別配給數量ノ割當通知ニ基キ現品ノ配給ヲ爲ス

○工業用糸配給統制要綱 (昭一四府令第九四號糸配給統制規則)

一、統制物資

昭和十四年府令第九十四號糸配給統制規則ノ規定ニ依リ指定セラレタル糸即チ綿糸、スフ糸、人造絹糸及毛糸

二、配給統制機關

臺灣織糸統制組合

臺灣毛糸統制組合

各組合トモ夫々工業者ノ代表者ヲ以テ組織シ臺灣ニ割當ラレタル指定糸ノ移入並ニ配給ヲ爲スモノトス

三、統制方法

- (1) 工業者ハ每期別需要量ヲ市郡經由州廳ニ提出州廳ニ於テハ之ヲ取置メ總督府ニ提出ス
- (2) 總督府ニ於テ各州廳別割當數量ヲ決定通知ス
- (3) 各工業者ハ割當票ト引換ニ統制組合ヨリ現品ヲ配給ス

○綿織糸配給統制要綱

一、統制物資

綿織糸

二、配給統制機關

臺灣織糸商組合

移入實績ヲ有スル者ヲ以テ組織ス

三、統制方法

- (1) 每期別本島割當ニ總督府ニ於テ各業者別割當數量ヲ決定各業者ニ對シ割當票ヲ發行ス
- (2) 各業者ハ割當票ト引換ヘニ夫々内地ヨリ現品ヲ購入ス

○臺灣蒲團糸配給統制要綱

一、統制物資

臺灣蒲團用糸

二、配給統制機關

臺灣蒲團用糸配給組合

臺灣蒲團用糸ノ移入實績アル者ヲ以テ組織シ臺灣ニ割當ラレタル糸ノ移入並ニ所屬組合員ニ對スル配給ヲ爲スモノトス

三、統制方法

- (1) 本府ヨリ每期別本島割當數量ヲ組合ニ通知シ購入票ヲ發行ス
- (2) 右購入票ニ依リ組合ハ内地ヨリ現品ヲ一括購入ス
- (3) 組合ハ進去ノ實績ニ基キ所屬組合員ニ現品ヲ配給ス

○綿帆布配給統制要綱

一、統制物資

綿帆布

二、配給統制機關



臺灣綿帆布配給組合

綿帆布ノ移入實績ヲ有スル者ヲ以テ組織シ本島割當綿帆布ノ購入並ニ所屬組合員ニ對スル配給ヲ爲スモノトス

三、統制方法

- (1) 官廳及公共團體用ニ付テハ必要アルトキ組合經由又ハ直接本府ニ、一般民需用ニ付テハ毎期別所屬組合員ヨリ組合ヲ經由本府ニ需要量ノ申請ヲ爲ス
- (2) 毎期別本島割當數量ニ付總督府ニ於テ需要官廳並ニ組合ニ對スル割當數量ヲ決定通知ス
- (3) 組合ハ日本特免帆布元配給會社ヨリ臺灣織物移入協會ヲ通ジ現品ヲ購入シ需要先及組合員ニ對シ配給ス

○地下足袋配給統制要綱

一、統制物資

地下足袋

二、配給統制機關

臺灣地下足袋配給協會

臺灣地下足袋配給協會ハ地下足袋ノ移入業者及島内製造業者ヲ以テ組織シ移入品及島内製造品ヲ總括統制ス

三、配給統制方法

- (1) 臺灣地下足袋配給協會ヨリ毎期始其ノ期ニ於ケル移入並ニ製造ノ豫定數量ヲ規格別ニ總督府ニ届出ヅルコト
- (2) 需要ヲ特殊需要及一般需要ニ分テ前項ノ數量ノ範圍内ニ於テ總督府之ニ對スル配分ヲ決定スルコト
- (3) 總督府ニ於テ特殊需要ニ付テハ需要者別、一般需要ニ付テハ州廳別ニ割當ヲ決定スルコト
- (4) 各州廳ハ總督府ヨリ割當ラレタル一般需要ニ付過去ノ實績等ヲ勘考シ管内販賣業者別ノ取扱數量ヲ決定スルコト
- (5) 總督府及州廳ハ夫々需要者別特殊需要割當及販賣業者別取扱數量ヲ臺灣地下足袋配給協會ニ通知スルコト

- (6) 臺灣地下足袋配給協會ハ前項ノ通知ニ基キ夫々所定ノ出荷ヲ爲スコト

○ゴム底布靴配給統制要綱

一、統制物資

ゴム底布靴

二、配給統制機關

- (1) 臺灣ゴム底布靴配給協會

ゴム底布靴ノ移入業者ヲ以テ組織シ總督府ノ指示ニヨリ移入品及島内製品ノ全島の配給ヲ爲ス

- (2) 州廳ゴム底布靴配給協會

州・廳ノ販賣業者ヲ以テ組織シ州廳ノ指示ニヨリ管内ニ於ケル配給ヲ爲ス

三、統制方法

- (1) 臺灣ゴム底布靴配給協會ハ毎月移入及島内製造品ノ種類別數量ヲ總督府ニ報告スルコト
- (2) 總督府ハ各州廳別割當ヲ決定シ各州廳及配給協會ニ通知スルコト
- (8) 各州廳ハ前項ノ割當ニ基キ取扱業者別數量ヲ決定シ配給組合ニ通知シ配給組合ハ本通知ニ依リ現品ヲ協會ヨリ受領ス

○人力車用タイヤ配給統制要綱

一、統制物資

人力車用タイヤ及チューブ

二、配給統制機關

- (1) 臺灣人力車タイヤ、チューブ移入配給機關

移入配給機關ハ移入業者ヲ以テ之ニホテ總督府ノ指示ニ基キ左ノ事項ヲ實施スルコト



- (イ) 臺灣割當、人力車用タイヤ、チューブノ移入
- (ロ) 各州廳人力車タイヤ配給組合ニ對スル人力車用タイヤ及チューブノ配給
- (3) 州廳人力車タイヤ配給組合
  - 各州廳人力車タイヤ配給組合ハ管内業者ヲ以テ組織シ各州廳ノ指示ニ基キ左ノ事項ヲ實施スルコト
  - (イ) 人力車用タイヤ、チューブノ共同購入
  - (ロ) 需要者ニ對スル人力車用タイヤ、チューブノ配給

三、統制方法

- (1) 移入配給機關ハ臺灣割當分入荷ノ都度總督府ニ報告スルコト
- (2) 總督府ハ前項ノ報告ニヨリ各州廳別配給數量ヲ決定シ州及移入配給機關ニ通知ス
- (3) 州廳ハ總督府ヨリノ割當ニヨリ需要者別割當ヲ決定スルコト

○荷車用タイヤ配給統制要綱

一、統制物資

荷車及牛馬車用タイヤ、チューブ

二、配給統制機關

臺灣自動車タイヤ配給統制

荷車及牛馬車用タイヤ、チューブ移入業者ヲ以テ之ヲ組織シ總督府ノ指示ニ依リ全島的配給統制ヲ實施ス

三、統制方法

- (1) 臺灣自動車タイヤ配給協會ハ臺灣割當分入荷ノ都度製品別規格別數量ヲ總督府ニ報告スルモノトス
- (2) 臺灣自動車タイヤ配給協會ハ前項ノ製品別規格別數量ニ基キ配給計畫ヲ立テ總督府ノ承認ヲ得ルモノトス
- (3) 臺灣自動車タイヤ配給協會ハ前項ノ配給計畫ニ基キ配給スルモノトス

## 第六章 臺灣貿易の構成變化

臺灣貿易の趨勢——輸出入構成の變化——内外貿易構成の變化——内地貿易の地域的構成變化——外國貿易の地理的構成變化——東亞共榮圈貿易の構成——區域及び第三國貿易構成の變化——帝國全土貿易に於ける臺灣の地位——商品の構成變化

最近における内外經濟情勢の激變並に貿易統制の全面的強化は、必然的に本島の貿易に重大影響を及しつゝあるものと想像されるが、これらの影響が貿易構成の上に、如何なる綜合的結果を齎しつゝあるか、この點を歴史的に、動態的に觀察せんとするのが、本稿の課題である。

叙述に先だち、豫め斷つて置かねばならぬことは、第一に、本稿において用ひた貿易統計は、すべて臺灣貿易年表の數字をそのまま利用せる一般統計である。従つて例へば輸出額の中には再輸出も含まれて居り、これは嚴格に云へば眞の對外供給力を表はすものではない、又所謂ジャンク貿易は全然含まれて居ないと云ふことである。第二に、戰時發表停止になつて居る重要貿易品に就ては、殆ど觸れることが出来なかつたことである。

### 第一節 最近における臺灣貿易の趨勢

事變下臺灣の貿易額は事變前に比し著増して居る。即ち事變前年たる昭和十一年の貿易總額六億八千萬圓に對し、昭和十二年には七億六千二百萬圓、十三年には八億二千三百萬圓、事變第三年の昭和十四年には實に十億百萬圓の巨額に上つた。これを價額指數によつて示せば、昭和七年を基準として、昭和十三年は二〇三・一、十四年には二四七・



二に躍進して居る。尤も價額上の増減を以て直ちに貿易の實勢と考へることは許されない。言ふまでもなく、貿易價額は貿易品の單價と數量との乗積である。従て價額における増減が果して數量の増減に因るものであるか、それとも單價の變動に起因するものであるかを明らかにしなければ、眞の趨勢を窺知することは出来ない。そのためには數量指數、輸出入指數等の助けを借りる必要があるのであるが、本島の貿易に就てはかかる統計資料なきため、吾々の觀察は重要な制限を受けなければならない。いま單に觀察の参考に供する意味に於て、臺北卸賣物價指數及び内地の貿易指數を以て臺灣の貿易總額を修正せば次表の通りになる。

第一表 臺灣貿易の變遷

年次	貿易總額		修正價額	
	1 臺北卸賣物價指數	2 内地貿易物價指數	1 修正の指數	2 修正の指數
昭和十一年	六八〇・六	一〇八・三	六八〇・四	一〇〇・〇
同十二年	七六三・三	一三三・七	六三二・二	一一一・五
同十三年	八三三・一	一四一・六	五八一・一	一九九・七
同十四年	一、〇〇一・六	一五七・三	六三六・〇	二二五・六

備考 1 臺灣銀行調昭和八年一〇〇。柴田銀次郎氏「事變以來の我國貿易の實勢」國民經濟雜誌第六十九卷第二號掲載の第三表「輸出入物價指數」により作製。

は、事變前に比し、價額においては著しき増加を示したのであるが、これは主に單價の上昇に因るものにして、數量

的には全體としてさしたる増加無きものと考ふべきであらう。

### 第二節 輸移出入構成の變化

これらの點を考慮に置き乍ら、第一に輸移出と輸移入との構成について觀察する。前述の通り、輸移出入貿易總額は累年増加したのであるが、それが如何なる割合で輸移出と輸移入とに分たれるかを第二表によつて見よう。

第二表 輸移出入構成の變化

年次	貿易總額		輸移出		輸移入	
	前年を100とす	價額	前年を100とす	價額	前年を100とす	價額
昭和七年	100.0	四〇五、三二六	100.0	二一〇、七七八	100.0	一九九、〇〇〇
同八年	107.1	四三三、八〇三	107.1	二四八、四三三	103.3	二一五、〇三三
同九年	100.1	四〇九、九七〇	100.1	二二八、六三六	100.1	一九九、〇〇〇
同十年	100.8	四一〇、八〇〇	100.8	二二八、六三六	100.6	一九九、〇〇〇
同十一年	101.9	四一六、〇〇〇	101.9	二二八、六三六	101.9	一九九、〇〇〇
同十二年	111.9	四六二、二九九	111.9	二四八、四三三	111.9	二一五、〇三三
同十三年	117.9	四七九、二二三	117.9	二六三、六六六	117.9	二一五、〇三三
同十四年	123.7	五〇一、五八八	123.7	二七九、九八八	123.7	二二一、五九九

備考 臺灣貿易年表に基き作製せるものにしてすべて一般貿易。

即ち事變前及び事變下を通じて輸移出の方が遙に多く、年々輸移出超過を續けて居る。これは本島經濟の餘力を示



すものとして注目さるべき點である。輸移出の占める割合は昭和七年の五九・四が最大、昭和十三年の五五・五が最小である。昭和七年と十四年との割合は非常に接近して居る。これによつて言ひ得ることは、本島の輸移出と輸移入との割合は略安定して居り、事變下においてもさしたる變化を示してゐないと云ふことである。

### 第三節 内外貿易構成の變化

明治三十六年頃迄は臺灣の貿易は對内地よりもむしろ外國貿易の方が主であつたのであるが、その後、後者の趨勢なるに反し、内地貿易は駁々として發展を告げ、現在では壓倒的優位を占めて居る(註)。第三表により最近における内外貿易の構成を見るに、臺灣經濟の對内地依存度の極めて大なることを見出す。

第三表 内外貿易構成の變化

年次	内地貿易			外國貿易		
	移出	移入	合計	輸出	輸入	合計
昭和七年	三三、六八三	一三三、四五七	三五六、一四〇	一八、〇四五	三二、〇四二	四九、〇八六
同八年	三三、〇七四	一四九、九二二	三八〇、六五九	一七、六六六	三五、四七七	五三、一四三
同九年	二七、九四〇	一七六、九九一	四五六、四〇一	二六、五八	三八、〇三二	六四、六一九
同十年	三三、二〇〇	二二八、一四二	五三三、三四一	三六、五三四	四四、九七九	八一、五二三
同十一年	三五、八九五	二四三、八三三	六〇二、七七	二九、〇五四	四八、八五四	七七、九〇八
同十二年	四〇、二五九	二七六、八九五	六八八、一五四	二九、九一六	四四、三三九	七四、二四五
同十三年	四〇、一〇四	二七七、九五〇	七四八、〇五四	二六、五五〇	四八、七〇九	七五、二五九
同十四年	五〇、七五五	三三七、六〇八	八六七、三六三	三六、一九四	五一、〇四二	八七、二三六

これは後にも觸れる通り、生活資源供給地としての臺灣と製造工業品供給地としての内地との相互依存性を實證するものに他ならない。

内地貿易(對朝鮮、樺太及南洋群島を含む)においては移出が常に移入より大にして、累年巨額の移出超過を續けて居る。これに反し、外國貿易は昭和十四年を除き、毎年輸入超過である。昭和十四年は俄然多額の輸出超過を見たが、これは後述する通り、圓域向輸出の激増に因るものであるから、これを以て直ちに國際收支の改善と見做すことは早計である。

移出入と輸出入との割合は、事變前の五ヶ年は殆ど變化無く、前者の平均八七・七に對し、後者のそれは一一・三であつた。然るに事變下に至つて、移出入が相對的に増加し、昭和十二年は九〇・三、十三年は九〇・九に躍進した。從て輸出入は夫々九・七及び九・一に減退して居る。昭和十四年は、前述の通り、圓域輸出激増による外國貿易の増加のため、内地貿易は八六・六二に低下し、相對的には減少して居る。併し乍ら臺灣貿易の構成上内地貿易の占める絶對的優位は今後と雖も著しい變化を來たすとは考へられない。

(註) 臺灣貿易の推移に就ては、臺灣總督府財務局「臺灣の貿易」(昭和十年)參照のこと。

### 第四節 對内地貿易の地域的構成變化

かくの如く移出入貿易は全貿易の約九割を占めて居るのであるが、いまこの對内地貿易を地域別に觀察するため第四表及び第五表を作成する。まづ移出の地域的構成について第四表を見る。



第四表 移出の地域的構成

年次	1 北海道	2 關東	3 關西	4 九州	沖繩	朝鮮	其他
昭和八年	千円 五、四〇三	千円 一〇四、八〇九	千円 四、五〇四	千円 六七、八七三	千円 二、九一四	千円 二、九一四	千円 二、九一四
同 九年	千円 五、二二五	千円 一〇七、〇六八	千円 四、五〇五	千円 六八、六三二	千円 二、九一四	千円 二、九一四	千円 二、九一四
同 十年	千円 八、〇六九	千円 一〇六、〇九六	千円 四、五〇五	千円 六八、六三二	千円 二、九一四	千円 二、九一四	千円 二、九一四
同 十一年	千円 八、七七一	千円 一〇六、〇九六	千円 四、五〇五	千円 六八、六三二	千円 二、九一四	千円 二、九一四	千円 二、九一四
同 十二年	千円 六、七三八	千円 一〇六、〇九六	千円 四、五〇五	千円 六八、六三二	千円 二、九一四	千円 二、九一四	千円 二、九一四
同 十三年	千円 五、八九四	千円 一〇六、〇九六	千円 四、五〇五	千円 六八、六三二	千円 二、九一四	千円 二、九一四	千円 二、九一四
同 十四年	千円 八、七〇五	千円 一〇六、〇九六	千円 四、五〇五	千円 六八、六三二	千円 二、九一四	千円 二、九一四	千円 二、九一四

備考 1 小樽函館(何れも昭和十三年迄) 2 東京、横濱、清水(昭和十四年) 名古屋 3 大阪、神戸、廣島、下關、4 門司、三池、長崎、鹿兒島を夫々仕向地とする移出。

同表によると、本島物産の移出市場としては關東が首位を占め、次いで關西、九州、朝鮮、北海道、沖繩の順である。最近の傾向としては關西が著しく騰勢を示して居るが、これは主として大阪及び神戸向移出の増加によるものである。また昭和十四年における九州及び朝鮮市場の進出も看過し得ない。これに反し關東は相対的には頹勢にある。

第五表 移入の地域的構成

年次	北海道	關東	關西	九州	沖繩	朝鮮	其他
昭和八年	千円 三、〇六一	千円 三、〇六一	千円 三、〇六一	千円 三、〇六一	千円 三、〇六一	千円 三、〇六一	千円 三、〇六一
同 九年	千円 三、〇六一	千円 三、〇六一	千円 三、〇六一	千円 三、〇六一	千円 三、〇六一	千円 三、〇六一	千円 三、〇六一
同 十年	千円 三、〇六一	千円 三、〇六一	千円 三、〇六一	千円 三、〇六一	千円 三、〇六一	千円 三、〇六一	千円 三、〇六一
同 十一年	千円 三、〇六一	千円 三、〇六一	千円 三、〇六一	千円 三、〇六一	千円 三、〇六一	千円 三、〇六一	千円 三、〇六一
同 十二年	千円 三、〇六一	千円 三、〇六一	千円 三、〇六一	千円 三、〇六一	千円 三、〇六一	千円 三、〇六一	千円 三、〇六一
同 十三年	千円 三、〇六一	千円 三、〇六一	千円 三、〇六一	千円 三、〇六一	千円 三、〇六一	千円 三、〇六一	千円 三、〇六一
同 十四年	千円 三、〇六一	千円 三、〇六一	千円 三、〇六一	千円 三、〇六一	千円 三、〇六一	千円 三、〇六一	千円 三、〇六一

備考 第四表に同じ。

次に第五表により移入の地域的構成を見るに、本島移入品の供給地としては關西が壓倒的優位を占めて居ることが認められる。これは大阪を中心とする綿製品その他雜貨類の供給地としての關西に對する農産地たる本島の依存性を示すものである。併し乍ら最近關西の相対的重要性が低下し、關東、朝鮮、九州等の地位が漸進しつゝあることは注目すべき傾向である。

地域別移出入を総合的に見るとき、關西と臺灣との互助關係が特に顯著にして、移出と移入とが略均衡を保つて居ることは、工業地域と原始産業地域との相互依存性を發揮して居ると云へる。九州及び朝鮮との貿易關係もまた概して圓滑な發展と云はなければならぬ。然るに關東及び沖繩に對しては極端な片貿易に偏し、關東は臺灣物産の販賣市場としては極めて重要なも、物資供給地としては九州と殆ど異ならない。また沖繩向移出は移入額の十倍を超へる實状である。

最後に、昭和十四年に於ける移出は、地域的に見て可成りの構成變化を示して居る。即ち、關西、九州及び朝鮮向の絶對的並に相対的躍進、關東向の相対的減退、および「その他」向の絶對的並に相対的減少これである。而して移入に於ては、却て關東、北海道が増進し、關西、九州及び朝鮮は相対的には何等變化を來たして居ない。また絶對的にも増加は比較的僅少である。この一組の事實と後述するところの同年における圓域向輸出とを照し合せて考へると、關西、九州及び朝鮮向移出の中相當な部分が大陸へ再輸出されたであらうことは想像に難くない。



### 第五節 外國貿易の地理的構成變化

滿洲事變以來排日貨の擴大、大陸の産業開發、第二次世界大戰の勃發に伴ふ對歐貿易並びに對磅ブロック貿易の停頓、米國の對日經濟壓迫等々、最近における國際經濟情勢の激變は、假りに本島の經濟構成を變革せしむべき内部的原因が無くても、その貿易構成に影響せずには置かない。然かも戰時下における本島經濟は自主的にも顯著なる變遷を経つゝあるにおいておやである。

外國貿易の地理的構成とは、世界各洲に對する輸出及び輸入が如何なる割合に構成せらるゝかの問題である。いまその構成變化を、亞細亞洲、歐羅巴洲、亞米利加洲、亞弗利加洲及び太平洋洲に分ちて見る。

まづ輸出の地理的構成を見るために、各洲への輸出價額および輸出總額に對する百分比を算出すれば第六表の通りになる。

第六表 輸出の地理的構成變化

年次	亞細亞洲	歐羅巴洲	亞米利加洲	阿弗利加洲及太平洋洲
昭和七年	千円 一三、二七二 七三・五%	千円 九、九二一 五九・四%	千円 三、七五九 二〇・八%	千円 三三 〇・一%
同八年	一、一〇、七五七 六三・五%	一、六、〇二〇 九・五%	四、七二六 二六・七%	一、九四 一・一%
同九年	一八、〇三二 六七・九%	二、一五五 八・一%	五、五三三 三〇・九%	八一〇 三・一%
同十年	二八、六六七 七九・〇%	一、五七五 四・三%	五、六八一 一五・五%	三三一 〇・九%
同十一年	一九、四九九 六七・〇%	二、〇七七 七・二%	六、二八〇 二二・六%	一、二七九 四・三%
同十二年	一八、四三三 六二・六%	三、一三〇 一〇・五%	六、六七〇 二三・三%	一、六六五 五・六%

同十三年 二九、三九七 八〇・八% 二、二一九 六・一% 四、四三七 一二・七% 四七七 一・五%  
 同十四年 七二、二六六 八五・五% 一、九〇五 二・三% 九、六四二 二二・六% 三〇〇 〇・九%

同表について見るに、亞細亞洲への輸出が斷然首位を占め、亞米利加洲がこれに次いで居る。事變下の地理的構成を、事變前のものに比較すれば、亞細亞洲が非常な勢で騰勢に移り、これに反し歐羅巴洲および亞米利加洲が事變第一年を峠として激落して居る。歐羅巴洲への輸出減は特に著しく、相對的にも、絶對的にも非常な減退である。亞細亞洲向輸出は事變迄は、相對的減退の傾向にあつたのであるが、事變第二年より俄然激増した。この躍進は後に述べる通り、圓域向輸出の激増によるものである。阿弗利加洲及び太平洋洲は昭和十年迄は殆ど問題にならなかつたが、昭和十一年に至りて急増し、歐羅巴市場に接近するの重要性を有つに至つた。これは主として埃及および濠太刺利への茶の輸出増によるものであつた。然かるに最近ではこれらの所謂新市場は再びその重要性を失つてしまつた。

第七表 輸入の地理的構成變化

年次	亞細亞洲	歐羅巴洲	亞米利加洲	阿弗利加洲及太平洋洲
昭和七年	千円 二六、一九八 八四・四%	千円 二、五八七 八・五%	千円 一、八二二 五・八%	千円 四三三 一・四%
同八年	二九、三四七 八二・四%	三、八四六 一〇・八%	二、〇一九 五・七%	三六五 一・〇%
同九年	二九、二二八 七六・九%	五、八二〇 一五・三%	二、五二九 六・六%	四二四 一・一%
同十年	三八、四八九 八一・一%	五、〇〇九 一〇・一%	三、四〇〇 七・六%	八二 〇・二%
同十一年	四一、二二四 八四・五%	三、九二八 八・〇%	三、三六二 七・〇%	一一一 〇・三%
同十二年	三八、〇七六 八六・一%	二、六三五 五・八%	三、三三〇 七・五%	一九七 〇・五%
同十三年	五四、一六六 八八・二%	一、五二八 三・九%	二、九三三 七・六%	七二 〇・二%
同十四年	四六、三六〇 九〇・八%	二、五〇五 四・九%	一、九四三 三・八%	二三三 〇・〇%



次に第七表により輸入の地理的構成を見るに、輸出における以上に、亞細亞洲よりの輸入が壓倒的に大である。歐羅巴洲は事變前に於ては相當重要な供給地であつたが、事變勃發後、相對的にも絶對的にも減退し、相對的には亞米利加洲にも劣るに至つた。併し乍ら、昭和十四年には亞米利加洲よりの輸入も急減した。第二次世界大戰の長期化並に米國の通商政策に見らるゝ對日壓迫の強化に鑑み、輸出入共に近き將來に於て、對歐米貿易の改善を期待することとは出來ないであらう。輸入に於ても阿弗利加洲および太平洋洲は殆ど問題にならない。然かも最近益々趨勢に向つて居る。

輸出・輸入を通じて最も顯著なる點は、地理的集中性である。而して事變を契機とする本島經濟の構成變化並に最近の國際情勢は、亞細亞洲貿易への集中傾向に拍車をかけつゝあるのである。

### 第六節 東亞共榮圈貿易の構成

世界的準戰乃至戰時體制の發展は、國防資源の自給自足を目標とする所謂廣域經濟圈の形成を促進せしめつゝある。東亞においては、三國同盟の成立を契機として、日滿支を根幹とし、南洋を包含する大東亞共榮圈の樹立が實現せんとして居るのであるが、帝國の南方基點たる本島の貿易が果してこの線に沿つて進展して居るかどうかを見やう。

第八表 東亞共榮圈諸地域向輸出 (單位千圓)

年次	滿洲國	關東州	中華民國	香港	澳門	英領馬來	蘭印	緬甸	佛印	比律賓	泰國	合計	輸出總額に對する百分比
昭和七年	二七	一九三	六、五三四	二、六七〇	六七	七五	一、六〇一	—	—	八二	—	二、一三三	七三・八
昭和八年	三五四	一、六三三	四、七四六	二、一一一	九八	一九七	一、〇九五	—	—	一六二	—	三、九	六〇・七

同九年	四三九	二、八六六	八、三三五	二、九〇九	—	—	—	—	—	—	—	一、五四六	六六・五
同十年	三八〇	四、一一三	一三、〇四六	六、五五三	—	—	—	—	—	—	—	六七八	七二・七
同十一年	八五一	四、〇〇八	七、八七九	二、六六七	—	—	—	—	—	—	—	四九二	六〇・五
同十二年	一、三五六	四、〇〇三	五、五七五	三、三三三	—	—	—	—	—	—	—	三三〇	五七・二
同十三年	五、一八〇	一四、一四四	七、九七二	七〇〇	—	—	—	—	—	—	—	一六	七六・八
同十四年	八、七〇三	二七、二七七	三三、八四〇	—	—	—	—	—	—	—	—	六〇	八四・九

備考：…印は該當額皆無、空欄は不明のもの。

東亞共榮圈の構成はこゝでは貿易統計上の十一地域を以てした。第一に東亞共榮圈各地域向輸出を第八表に就いて見るに、總額においては、前述の亞細亞洲向輸出に非常に接近して居ることが認められる。これは共榮圈に含まれる部分の亞細亞洲は輸出市場として重要ならざることを示すものである。地域的構成について言へば、滿洲國、關東州及中華民國向輸出が大部分を占めて居るが、この所謂圓域貿易に就ては後に詳述する。その他の地域の中では香港蘭領印度、泰國等が相對的重要性を有つ。昭和十二年には可成りの増進を示したとは云へ、輸出市場としての比律賓の地位は極めて低い。昭和十一年および十二年における圓域輸出の相對的停頓に反し、南洋諸國は全面的に進出して來たのであるが、昭和十三年以後泰國・蘭印・英領馬來を除き相對的にも絶對的にも急落して居る。

第九表 東亞共榮圈諸地域よりの輸入 (單位千圓)

年次	滿洲國	關東州	中華民國	香港	澳門	英領馬來	蘭印	緬甸	佛印	比律賓	泰國	合計	輸入總額に對する百分比
昭和七年	四、〇〇〇	九二二	一、五六二	—	—	—	—	—	—	—	—	一、三〇六	七・〇
昭和八年	一六、六〇四	九五六	六、六七一	—	—	—	—	—	—	—	—	二〇、一六八	七五・五







先づ輸出について第十表を見るに、昭和十二年迄の圓域輸出は第三國向輸出に劣り、昭和十二年には總輸出に對して三九・六%を占めたに過ぎない。然るに昭和十三年より非常な勢で増大し、價額においては十三年に二千七百萬圓十四年には七千萬圓に垂とする有様である。比率に於ては七五・一%、八四・一%に躍進した。これを地域別に觀察するに、増大率に於ては滿州國、關東州の順であるが、絶對額においては昭和十四年における中華民國向輸出が群を抜いて居る。

事變下における圓域輸出の著増は現地に於ける需要増と物價高およびわが國內物價の抑制政策に因るものとされて居るが、輸出額の膨脹が單價の騰貴に負ふものであるならばそれは實勢を表はすものではない。

本島の輸出商品構成と内地のそれとの間には著しき相違があるため、内地の輸出物價指數を以て臺灣の輸出價額を修正することは許されないのであるが、參考迄に昭和十一年を一〇〇とする内地の輸出物價指數を示せば次の如くである。

國 域	昭和十一年	同 十二年	同 十三年	同 十四年
第一國	100.0	115.5	120.1	171.6
第二國	100.0	114.7	110.0	106.4

備考 樂田氏、上掲書 百二頁。

次に比較のため本島の主要輸出品を選び、その物價指數を算出すれば次の通りである。

第十一表 圓域向主要輸出品價額並に其實勢

品名	昭和十一年		昭和十四年	
	數量	價額	數量	價額
芭 蕉	二二,〇三二	五七五	一九,〇〇〇	四八七
砂 糖	三二,六〇七	二,〇六四	三六三,八五九	五,〇五三
茶	一四,五三三	九四四	七,九〇八	九,三三六
蜜 柑	一〇,一五二	六八九	一四,〇八八	一,一四〇
水 産 物	六,六七一	一,三五一	九,〇六五	二,七七七
總 計	五,五三三	一〇,一八四	四四,八六二	一,六六八
價額指數	100	100	100	100
數量指數	100	100	100	100
物價指數	100	100	100	100

茲に算出せし指數はその範圍を少數の品目に限りたるも、價額においては總額の四五乃至六〇%に當るものなれば圓域輸出物價の變動を示唆するものと考へることが出来る。またこの指數を内地のそれと比較するとき、兩者が略同じ動きを示して居ることが認められる。従て内地及び臺灣の圓域輸出物價は、四箇年の間に約七割の騰貴をなしたものと見てよいであらう。この輸出物價變動を考慮して圓域輸出額を見ると、その増加が單價の上昇に負ふことの大なるを認めなければならぬ。故に數量について云へば、第十表の示せる圓域輸出の相對的優位が可成り低下することになるのである。



第十二表 圓域及第三國輸入構成 (單位千圓)

年次	圓域			第三國輸入		
	滿洲國	關東州	中華民國	輸入總額に對する百分比	價額	輸入總額に對する百分比
昭和七年	4,010	923	1,561	66.2	10,977	33.8
同 八年	16,604	956	6,671	68.3	11,244	31.7
同 九年	16,627	1,493	6,724	65.0	11,307	35.0
同 十年	22,806	1,772	6,938	67.8	14,464	33.0
同 十一年	19,628	6,879	8,633	72.9	13,736	38.1
同 十二年	17,185	7,088	6,101	69.9	13,474	38.1
同 十三年	17,877	7,891	1,954	70.5	11,088	38.5
同 十四年	33,082	10,199	4,251	72.8	14,408	38.2

次に輸入について第十二表を見るに、輸出の場合と著しく異り、事變前においても總額の六五乃至七一・九%を圓域輸入が占め第三國輸入に比して遙かに優勢であつた。而してこの割合は事變後においてもさしたる變化を來たして居ない。絶対額についても殆ど事變前の輸入額の程度に止まり、昭和十三年の如きはむしろ可成の減退をさへ示して居る。十四年は多少の増加を見たが、これは單價の騰貴に負ふものであるから數量的には事變前より却て減少して居るものと考へるのが妥當であらう。

現下の戰時貿易においては、第三國輸出は種々の振興策が施されたのであるが、それにも拘らず減退し、圓域輸出は嚴重なる統制の下に置かれて來たにも拘らず激増したのである。従つてもし前者同様の條件の下に圓域輸出が行はれたとせば、恐らく驚異的增加を來たしたであらう。要するに輸出價格の高低が如何なる人爲政策よりも貿易構成に變

化を齎す最大原因であることはこれによつて見ても明瞭である。最近圓域輸出が價格の點についても統制を受くるに至つたことは、日滿支貿易調整の見地よりして當然の措置であつたと言はねばならぬ。輸入においては、第三國輸入が嚴重なる制限下にあり乍ら比較的減退しなかつたことは、軍需品その他重要物資の輸入が増加することを暗示して居る。最後に圓域輸入の振はざる事實は、大陸の産業開發が未だ十分對日物資供給の域に達して居ないことを表明するものである。

上述の如き圓域及び第三國輸出入構成變化の結果、夫々の輸出入總額及差額に如何なる變化が生じて居るかを見るために第十三表を作成する。

第十三表 圓域及第三國貿易の收支關係 (單位千圓)

年次	圓域貿易			第三國貿易		
	輸出	輸入	差額	輸出	輸入	差額
昭和七年	8,534	30,544	22,010	9,521	10,497	976
同 八年	6,734	33,331	26,597	10,943	11,244	301
同 九年	11,710	22,774	11,064	14,808	13,307	1,501
同 十年	17,539	30,566	13,027	19,800	11,464	8,336
同 十一年	12,738	35,119	22,381	16,322	13,736	2,586
同 十二年	11,834	30,474	18,640	18,051	13,754	4,297
同 十三年	27,396	27,621	225	9,054	11,088	2,034
同 十四年	69,960	36,641	33,319	13,334	14,408	1,074



これによつて見るに、事變前には圓域と第三國との輸出入額の割合はまさに一進一退の状態で、圓域貿易が六割内外、第三國貿易が四割前後を占めて居たことが分る。然るに昭和十三年にはこの比重は全く打破られ、前者は七三・二%、後者は二六・八%の割合に轉じた。昭和十四年には更に圓域貿易の偏重となり、殆ど八割がそれによつて占められるに至つた。この激増はある程度單價の騰貴に負ふものであることは既に指摘せるところである。

次に貿易差額について見るに、圓域貿易は昭和十三年迄累年輸入超過であつたが、これに反し第三國貿易は事變直前の如きは輸出超過を示した。然るに昭和十四年にはこの地位が轉倒して、圓域は三千三百萬圓の出超となり、第三國は入超となつた。既に述べた通り、同じく外國貿易とは云へ、圓域貿易と第三國貿易とは峻別さるべき性質のものである。何故ならば圓域貿易は少くとも國際收支の上では何等内臺貿易と異るところがないからである。故に多額の圓域輸出超過を生じたることは、別の意味においては慶ぶべき現象であるが、これは何等輸入力の源泉とはなり得ない性質のものであることを記憶せねばならない。本島の第三國貿易が從來の出超より入超に轉じたことは、それだけ帝國全土の貿易收支を悪化するものである。外貨獲得必ずしも輸入確保を意味しなくなつた今日ではあるが、本島の第三國貿易を再検討し、南方貿易の伸張を圖することは國策上からしても焦眉の急務でなければならぬ。

### 第八節 帝國全土貿易における臺灣の地位

内地・樺太・朝鮮・臺灣及南洋の外國貿易を包括する帝國全土貿易は、世界的不況の昭和十三年を除き、昭和七年以來漸増し、同年の總額二十九億八千百萬圓より昭和十四年の七十億六千萬圓に躍進した。これを價額指數によつて示せば、昭和七年を一〇〇として、十四年は二三六・八であつた。しかも事變前に於ては、輸入超過を続け、昭和十

二年の如きは六億三千五百萬圓の大入超であつたが、十三年に至り俄然出超に轉じ、十四年には八億五百萬圓の大出超を生じた。尤もこれは單價暴騰による圓域向輸出の増加に因るものにして、第三國貿易は入超であるから、この數字は決して手放しの樂觀を許さざるものである。

第十四表 帝國全土貿易における臺灣貿易

年	全土貿易			臺灣貿易		
	輸出	輸入	計	輸出	輸入	計
昭和七年	1,457,296,154	1,544,532,298	100.00 (167.33)	18,000	31,000	100.00 (11.99)
同八年	1,933,069,017	1,750,394,573	133.35 (185.33)	17,666	55,477	108.13 (117.81)
同九年	2,358,081,200	1,949,544,656	162.51 (212.22)	26,581	39,031	147.65 (151.33)
同十年	2,603,153,268	2,281,331,558	178.57 (212.54)	36,500	44,979	202.77 (166.80)
同十一年	2,797,599,299	2,645,737,364	191.99 (212.54)	29,000	48,850	155.56 (119.77)
同十二年	3,318,830,954	2,954,737,364	228.61 (212.54)	29,966	44,339	155.31 (119.77)
同十三年	2,867,770,283	3,573,989	193.51 (167.54)	66,550	78,779	330.99 (119.77)
同十四年	3,932,866,127	2,967,066,392	268.61 (167.54)	81,900	11,000	402.77 (119.77)

帝國全土の外國貿易の中で臺灣のそれが占める割合を見るために第十四表を作成する。同表によれば、前者に對する價額比率は、昭和七年の一・六五%より昭和十三年迄はむしろ趨勢を示し、昭和十二年の如きは對岸貿易の停頓のため一・〇二%にまで低落した。然るに十四年に至り一躍して一・九%に増進した。これは主として臺灣の圓域輸出が内地のそれよりも一層著増したためである。この趨勢は全土貿易と臺灣貿易との價額指數にも現れて居る。



併し乍ら總體的に見て、臺灣の對外貿易は全土貿易の極めて僅少部分を占めるに過ぎない。これは本島經濟力の貧弱を物語るものではなく、臺灣産業の對内地依存度の大なることを示唆するものである。貿易差額は全土としても、臺灣としても累年入超を續けて來たのであるが、全土貿易においては昭和十三年は出超に轉じたに對し、臺灣は一年遅れて十四年に至りて始めて三千二百萬圓の出超を見たのである。これは全土出超額八億五百萬圓の約四％に過ぎない、併し乍ら内地の貿易尻改善は主として輸入の減少によるものであるに反し、臺灣のそれは専ら輸出の増大に負ふものであることは注意すべき相違點である。

### 第九節 商品的構成の變化

第二表の示す通り、本島の輸移出總額は昭和七年の二億四千萬圓より漸増して、十四年には五億九千二百萬圓に達したのであるが、これは商品別に如何なる構成を示して居るかを見るために第十五表を作成する。

第十五表 輸移出總額に對する主要輸移出品價額の百分比

年次	米	芭蕉實	茶	砂糖	鳳梨	樟腦	樟腦油	酒精	石炭	鐵	計
昭和七年	二六・二	三・〇	二・二	三三・〇	二・二	二・〇	一・五	〇・七	二・六	九・四	九三・四
同八年	二六・〇	三・三	二・四	四八・〇	二・一	二・三	一・一	二・五	九・〇	九・〇	九八・七
同九年	三三・三	二・九	三・二	四〇・〇	一・七	二・三	二・三	〇・七	二・五	八・七	八八・七
同十年	三三・一	二・九	二・六	四三・二	二・三	二・一	二・一	〇・六	二・五	八・四	八五・九
同十一年	三三・〇	二・九	二・四	四三・八	二・九	一・八	一・五	〇・六	二・五	八・九	八五・九
同十二年	二八・七	二・八	二・八	四三・五	二・一	一・五	一・七	〇・九	二・五	八・〇	八四・〇

同十三年	二八・二	二・九	二・七	四二・五	二・三	一・四	二・一	一・八	二・六	八・二	八三・九
同十四年	二七・七	二・九	二・六	四三・八	二・三	一・四	二・八	一・五	二・〇	八・〇	八〇・〇

本表は輸移出總額に對する主要輸移出品價額の百分比を示せるものであるが、この表を一瞥して最も注意を惹くことは、本島の輸移出が極く少數の物産に集中して居る點である。即ち砂糖と米とがその主なるものであるが、兩者の占める割合は實に六五・五乃至七八・二％である。これに茶・芭蕉實・鳳梨・樟腦・酒精及び石炭（鐵は發表停止のため除外）を加へた八品目のみにて、全輸移出の八〇乃至九〇％を占めて居るのである。かくの如く主要輸移出品が殆どすべて農産品であることは、内地に對する食料供給源として専ら發展し來れる本島としては當然のことであり、臺灣のこの地位は今日においても不動である。併し乍ら本表によつて示される通り、これら八品目の重要物産の占める割合が次第に低減しつゝあることは、本島産業の轉換即ち工業化傾向を反映するものとして注目すべき現象である。品目別にこの變化を見るに、相對的地位の最も著しく低下せるは砂糖、次いで米、樟腦である。これに反し、茶・酒精・石炭等はすべて増進して居る。芭蕉實及鳳梨は殆ど變化して居ない。

次に主要輸移入品について同様の考察をなすため第十六表を作成する。

第十六表 輸移入總額に對する主要輸移入品價額の百分比

年次	大豆	小麥粉	鹹乾魚	麥酒	紙卷	煙草	礦油	絹織物	綿織物	ニール	紙類	鐵	木材	大豆油	硫酸	モニユール	其他	計
昭和七年	一・三	一・六	三・四	二・五	一・一	二・九	九・八	二・二	二・二	二・二	五・四	三・七	六・三	三・六	二・五	四・八	四・四	四八・四
同八年	一・八	一・五	三・一	三・四	一・〇	二・七	九・六	二・八	二・二	二・二	六・〇	三・五	六・三	五・一	三・一	五・一	五・一	五一・一
同九年	一・四	一・六	三・一	二・三	〇・九	二・七	九・四	三・〇	二・一	二・一	五・七	三・五	五・七	五・七	六・一	四・三	四・三	五一・八



同十年	一七	二八	二〇	二七	一	八八	二五	一九	一	五九	五九	六二	四七	四三
同十一年	一七	一九	二五	二二	一	七五	二〇	一九	一	四三	五二	六三	四九	四三
同十二年	一七	一六	二三	二二	一	七四	一八	二〇	一	四二	四二	六二	四二	四三
同十三年	一五	一七	二二	二六	一	七三	三一	一九	一	四二	四〇	七〇	五九	四三
同十四年	一八	一九	二四	二九	一	四八	二〇	一八	一	四七	五〇	五二	五三	四三

備考 1「ステープルファイバー」を含む。

同表によれば、主要品十四種目で漸く總額の五割を占めて居るが、これは輸移出品の集中性極めて大なるに對し、輸移入品は分散性に富むことを示すものである。最も重要な輸移入品は綿織物及絹織物で昭和七年には九・八%を占めたのであるが、その後次第に低下し、十四年には四・八%に減退して居る。大豆油糟・硫酸アムモニウムその他の肥料はこれらを合計すれば、昭和七年には一二・四%であつたが、十四年には一九・五%に躍進して居る。鐵及礦油も主要輸移入品であるが、戦時發表停止のため除外せば、次は木材・酒類・魚類・ガンニ一囊・小麦粉・大豆・紙類・紙巻煙草の順位であるが、何れも比率の上ではさしたる變化を來たして居ない。而して全體としてはむしろ集中化の傾向を辿りつゝあることは、輸移出品が分散化傾向を示して居ると對照して注目すべき現象である。次に類別的商品構成に就いて觀察する。臺灣の貿易統計は商品學的分類に則つて居り、内地の貿易統計の如く製造工程に基く分類が無いので前者の分類方法によつて本島の移出品を類別し、夫々の價額の百分比を示せば第十七表の通りである。

第十七表 移出總額に對する類別移出品價額の百分比

昭和七年	二八・五	六三・五	〇・四	三〇・〇	一・五	〇・五	二・六	一・一	三三・七
年次	植物、動物、穀物、粉、澱粉類、種子	食物、飲料、烟草	皮革、骨角、齒牙、甲殼、油脂、蠟及同製品	藥材、化學藥類、染料、鹽料	絲綢、繩索、布帛及同製品、衣服及同附屬品	紙、紙製品、書籍、畫圖、寫真、印刷物、磁物、陶磁器、硝子計	鐵、金屬、鑄造機械、計	雜品	移出價額 百萬圓

同八年	二八・二	六〇・四	〇・四	三〇・九	一・六	一・〇	三・二	一・五	三〇・七
同九年	二六・七	五二・五	〇・四	三〇・三	二・一	〇・七	三・四	一・〇	二七・九
同十年	三三・八	五四・七	〇・二	二九	一・五	〇・八	一・〇	一・〇	三二・二
同十一年	三四・九	五三・〇	一	二七	一・二	〇・九	一	〇・八	三五・九
同十二年	三一・四	五三・〇	一	二七	一・七	一	一	〇・八	三三・三
同十三年	三〇・七	五〇・八	一	二五	一・八	二・八	一	一・二	三三・一
同十四年	二五・八	五三・一	一	二〇	二	二・六	一・二	一・七	五〇・七

最も重要な移出品類は「飲食物・煙草」であるが、言ふまでもなく砂糖がその大部分を占めて居る。第二位は「植物・動物・穀物類」であるが、その主なるものは米である。事變前まで第三位は「藥材・染料・塗料」であつたが、最近「鐵・金屬・機械・船車・時計」の進出著しく、昭和七年には僅に二・六%に過ぎなかつたのに對し、十四年には實に八・一%を占めるに至つた。これは主に鐵及金屬の移出増加に負ふものであるが、戦時貿易における軍需工業原料品の増大は當然である。第四位は藥材類であるが、酒精が大部分を占めて居る。第五位は「紙類・礦物・陶磁器・硝子」、第六位は「糸類・布帛・衣類」、第七位は「皮革・骨角・油脂・蠟」、第八位が「雜品」の順である。全體を通じて見るに、「飲食物・煙草」と、「植物・動物・穀物類」の比率は併せて昭和七年には九〇%、十一年には八八・二%であつたものが、十四年には七八・九%に低下して居る。これに反し、他の品類は何れも増進して居る。換言すれば、相對的に云へば食料品供給源としての本島の地位が低下し、その代りに工業原料品の供給地として重要性を増すに至つたことを實證するものである。同時に本島工業化の進展とそれに伴ふ製造品の移出増を表示するものである。



第十八表 移入總額に對する類別移入品價額の百分比

年次	動物	植物	穀物	穀粉	穀子	煙草	皮毛、骨油、角齒類、甲殼類、同製及同製	藥品、化學、染料、塗料、填充料	絲綢、綢緞、布帛、同製	衣類、製紙、及同製	礦物、陶磁、硝子、及同製	鑛、金屬、製器、及同製	時計、學術、鐘錶、及同製	雜品	移入總額		
昭和七年	0.7	4.6	19.2	0.5	4.4	4.7	1.1	1.8	1.5	4.1	3.9	1.6	1.8	7.6	5.3	7.2	17.0
同八年	0.3	3.7	17.4	0.2	4.3	4.7	1.1	1.8	1.4	4.0	3.5	1.2	1.8	7.3	5.1	7.3	19.2
同九年	0.2	3.4	17.0	0.3	4.4	4.4	0.9	1.9	1.4	3.9	3.6	2.1	1.6	7.6	5.4	7.4	19.5
同十年	0.2	3.7	18.2	0.4	4.1	4.4	0.9	1.5	1.5	3.3	2.4	1.5	1.5	7.7	5.6	7.8	20.9
同十一年	0.2	3.6	17.3	0.3	4.5	4.3	1.0	1.5	1.0	3.2	2.1	1.5	1.5	7.6	5.6	7.7	20.8
同十二年	0.2	3.3	16.0	0.3	4.3	4.3	1.1	1.5	1.0	3.2	2.7	1.5	1.5	7.3	5.3	7.7	20.9
同十三年	0.4	3.7	16.2	0.3	4.3	4.3	1.1	1.5	1.0	3.2	2.7	1.5	1.5	7.3	5.3	7.7	20.9
同十一年	0.3	3.7	18.2	0.3	4.3	4.3	1.1	1.5	1.0	3.2	2.7	1.5	1.5	7.3	5.3	7.7	20.9
同十四年	0.3	3.7	18.2	0.3	4.3	4.3	1.1	1.5	1.0	3.2	2.7	1.5	1.5	7.3	5.3	7.7	20.9

移出品に比較して、移入品が分散性に富むことは既に指摘したが、第十八表により類別移入品の比率を見るに、移出における「飲食物・煙草」の如く歴史的優位を占めるものは無い。移入においても雜品を除けば、「飲食物・煙草」が一八・二%で首位であるが、その主なるものは酒類・魚類・煙草等である。次は「布帛及同製品」で九・七%であるが、これは昭和七年の一四・五%、十一年の一〇・九%に比し著しい變化である。これに反し「時計・學術器・銃砲車輛・船舶及び機械」は昭和七年の七・二%より十四年には一一・二%に激増して居る。織物類の移入減と機械類の増加は戰時貿易の特色とも云ふべく、當然豫期さるべき構成變化である。

第十九表 輸出總額に對する類別輸出品價額の百分比

年次	植物	穀物	穀粉	穀子	煙草	皮毛、骨油、角齒類、甲殼類、同製及同製	藥品、化學、染料、塗料、填充料	絲綢、綢緞、布帛、同製	衣類、製紙、及同製	礦物、陶磁、硝子、及同製	鑛、金屬、製器、及同製	時計、學術、鐘錶、及同製	雜品	再輸出	輸出總額	
昭和七年	0.2	0.4	57.9	0.4	1.0	1.3	0.1	0.4	6.2	0.4	1.6	8.6	0.6	0.1	1.4	10.0
同八年	0.2	0.6	52.4	1.0	1.0	3.2	0.1	0.6	3.8	0.6	1.7	9.5	0.6	0.8	1.7	2.0
同九年	0.3	0.7	55.5	1.0	2.5	1.0	0.1	1.1	6.7	0.7	1.6	6.5	0.3	0.7	1.5	2.9
同十年	0.3	0.2	54.8	0.8	3.0	0.8	0.1	1.0	7.0	0.8	1.2	4.9	0.2	0.2	1.1	4.0
同十一年	0.3	0.1	55.5	1.0	2.7	1.0	0.8	1.5	7.0	0.4	1.6	4.9	0.2	0.2	1.1	4.0
同十二年	0.4	0.1	61.8	2.0	1.7	7.5	0.2	2.6	7.0	0.2	1.9	5.0	0.2	0.1	0.6	2.9
同十三年	0.3	0.1	75.8	1.0	1.8	3.3	0.2	2.6	7.0	0.2	1.9	5.0	0.2	0.1	0.6	2.9
同十四年	0.0	0.1	75.5	0.6	2.7	3.9	0.3	2.8	7.0	0.3	1.6	5.8	0.6	0.3	1.6	2.9

第三に輸出品について第十九表を見るに、移出におけると同様、「飲食物・煙草」が首位を占めて居る。而かもその比率は五七・九%より、七一・五%に激増して居る。これは主に砂糖の圓域向輸出に負ふものであることは既に述べた通りである。「穀類・種子」が〇・四%より四・九%に躍進したのも満・關・支向輸出増による。織物類の輸出は事變のため非常な影響を蒙り、事變前一一・五%乃至一二・七%を占めてゐた「布帛及同製品」は事變第二年の十三年には一・二%に激減した。然るに對岸向輸出の回復に伴ひ十四年には多少の増加を示した。化學藥品・礦物及同製品・鑛金屬・糸綢・繩索等は何れも減少して居る。







## 第七章 事變下臺灣の金融動向

——臺灣金融の構造と特色——通貨の膨脹——預金の増加とその偏向——貯蓄獎勵の  
成果——貸出にあらはれた重要な變化——臺灣工業化の資金——公債の消化

### 第一節 臺灣金融の構造と特色

#### (一) 序 説

日支事變が臺灣の金融に如何に影響し、又如何に其の相貌を改變したか、それを素描するのが本章の課題である。従つて、順序としては、その前に、影響や變改を事變によつて蒙ることとなつた當の臺灣金融なるものが本來もつてゐた姿を明らかにすべきであらう。然しそれを詳しく述べるには相當の紙数を割かねばならないし、他方、本書第二部、第十二章、金融、の章には本島金融の歴史的描寫がやゝ詳しく試みられてもゐる。それとの重複を避けることも考へて、事變前の臺灣の金融に就ての總括的な記述を以て稿をおこすことをやめ、其の代りに、本來の性質上自然動態的な本題に入るのに是非必要な靜態的敘述を先づ、それも最小限度、試みることによつて其の缺を満すこととした。猶、事變以來の動向は、常に事變前の状態と對比して述べるつもりであるから、事變前の状態に就ての總括的な記述はなくとも、自然實際の理解には、支障はないであらう。

#### (二) 臺灣金融の一體性



臺灣の金融機關の主なものとしては、昭和十五年一月現在に就て云ふと、先づ第一に二つの特別法による銀行（内地銀行の支店を含む）と、四つの普通銀行（同上）と貯蓄銀行一行とがあり、次に、二十二の市街地信用組合、四百十七の農村信用組合、三つの無盡會社等がある。他に、特に拓殖資金の供給に關して拓殖會社（臺灣拓殖株式會社）があること周知の通りである。

二つの特別法による銀行とは云ふまでもなく、臺灣銀行と日本勸業銀行支店とであるが、臺灣銀行といふ島内限りの發券銀行をもつことは、臺灣金融の構造上、一つの特色——勿論朝鮮の例と並んでであるが——兎に角特色となつてゐる（島内限りの發券銀行といふ表現は、事變以來臺灣銀行券が臨時厦門に流通してゐる事實を否定する意味ではない）。この結果普通銀行を始め他の金融機關は、島内に、一應その中央銀行をもてる貌ちになつて居る。勿論、種々の部面に於て臺灣銀行に對する各金融機關の關係には、内地の普通銀行等の日本銀行に對する、所謂親銀行對仔銀行の關係と同じくない點がある。他の機關に對しては中央銀行の立場にある臺灣銀行自身が、他面ではそれ自體普通銀行として、商業金融や其他の機能、不動産擔保貸付までも營む島内最大の銀行であり、且又爲替銀行でもあるといふこととか、殊に金融諸機關の統制力といふ點など、實際に中央銀行としての實を完備してゐるとは到底云へない狀況にあることなどは、其の主な點であるが、兎に角發行權をもつ臺灣銀行の存在によつて、島内の金融が、一應それ自體としてのまとまりをもつた一體的な構造と機能とを賦與せられる結果となつて居ることは認めざるを得ない事實であつて、「臺灣の金融」などといふ用語が相當の客觀性をもつてゐるのも、其の基礎はこゝにあると云へよう。本題の、事變による影響、事變下に於ける動向といふ問題に關しても、臺灣の金融が、勿論のこと日本全體の金融界の一環としてであるが、それ自體、ルーズな形に於てにしても、一應一つの單位を形作つて居るといふ此の事實から、例へば、インフレの進展度といふ一點に就て見ても、内地のそれとの間に可成明瞭に時間的な「後れ」"time lag" や度合の

差や、表現の相異など、相當特殊な様相を生む結果となつて居る。故にこのことは我々の主題に甚だ重要な關聯をもつものと云はなければならぬ。それは假に、九州又は關西の金融とか、東北に於けるインフレーションといふやうなことを強いて考へて見れば判る。臺灣の場合とは非常に違ふのに直ぐ氣付くであらう。尤もこれは、嘗に金融部面だけでなく、臺灣の政治經濟が、一應内地と離れて、それ自體一體性をもつてゐることの一部分に過ぎぬこと勿論である。

兎に角このやうに、臺灣の金融は、一應、それ自體、單位としての一體性をもつてゐるが、それは唯極く一應のことである。事實のところ、臺灣の金融は、他面、日本内地の金融界に對して、特に主張し得るほどの獨立性や自律性をもつてゐるものではない。又、經濟以外の面、殊に、政治上のつながりを別としても、一般經濟上の連鎖、否それ自らその一構成分子たる關係からして、日本經濟の根本動向が、ことごと「臺灣の金融」の動向を示す指標的な諸計數に對して直接間接極めて強力的に影響し、之を左右してさへゐるのが今一つの事實である。それは、臺灣銀行が臺灣に於て、中央銀行的、即ち「擬似中央銀行」ではあるけれど、決して中央銀行そのものではない事實とも、勿論相應してゐるが、例へば島内の所要資金は、上述の銀行其他の島内金融機關の本格的な資金供給力のみ依存してゐるのでは決してない（株式及び社債の形式による生産力擴充の爲の設備資金の如き、分けても、内地資金による著しき例）。又このことから事變下の金融動向の一つとして臺灣に於けるインフレーションを問題にする際にも、次の如き注意を是非共論者に要求するの結果となつてゐる。即ち、銀行券の發行高と物價指數との對比から、通貨膨脹——物價騰貴といふ、定石的な因果關係を検出しようとすることは、例へば日本銀行券と東京卸賣物價指數との間では、概して正しい（嚴密な理論はこの際ぬきにして）が、同じことを、臺灣銀行券と臺北物價との間に試みる際には、どうしても一寸待つた、が必要となる。何故なら、臺北物價は臺銀券の増減によるよりも、もつと直接に、内地物價と手



をたづさへて動くので、假に、臺銀券の膨脹傾向と、臺北物價指數の上昇との間に、甚だ密接な、相關關係が立證されたとしても、何れが因であり、何れが果であるかといふことになる。内地物價の騰貴——臺北物價の騰貴——臺銀券膨脹といふ關係にも、即ち物價高が臺銀券膨脹の却て原因になつてゐるといふ、通貨と物價の因果關係上、正常のそれとは逆の關係にも當面するであらう。従つて、夫々の度合を慎重に検討して、順逆何れが主であるかの論定に成功した上でなければ、通貨と物價との因果關係を、計數の外観だけからは、速断し難い、といつた結果にならう。

日銀券と卸賣物價指數との關係に就ても同様、逆に物價騰貴が銀行券の膨脹を結果してゐることは疑ないが、本源的な關係は、通貨膨脹の結果として物價の騰勢を現象し來ることに、本來疑問の餘地はないのに反して、臺灣での同種計數に就ては、右に述べた如く、抑も原理的に、逆の因果關係が、少くとも順の關係と同様に成立する。これだけの差違が少くとも實際に存するのであるが、それは臺灣の金融が自主的な、又完全な一體性を、當然のこととして、缺いてゐることの、これまた當然の結果なのである。

### (三) 臺灣の金融資金

さて臺灣の必要とする資金は必らずしも臺灣自體の手で滿されるものでないことに就ては一言したが、況やそれは臺灣の金融機關によつてのみ供給せられてゐるわけでない。このことは、事業設備資金、殊に工業化の資金に於て特に甚だしいが、農地擔保の貸出や更には一般の流動資金に就ても嚴密にはかく見ねばならぬ。一例として、製糖會社の如き、自ら巨大な資本及び資金の蓄積をもつものは、肥料の買付、蔗農への前貸、原料甘蔗の買入れ等に必要運轉資金に關して、實質的に臺灣の金融機關に頼るのは、唯その一部分に止まる。一般に大會社は内地に本支店を有するから、臺灣の金利が内地に比して高位にある關係上、内地資金の利用が、常に尠くない。この點から云へば、臺灣

の金融機關の運轉資金は、臺灣の資金需要の中、大小は別として、兎に角その一部分を充足するに止るものであると云ふべきである。他方、臺灣の金融機關は島外にも業務をもつてゐる。勸銀、三和の兩銀行は當然のことと問題外ながら、臺灣銀行と華南銀行との、島外(内地及び外國)預金總額は、合計一億五千九百萬餘圓(昭和十四年末現在)に達し、同じく兩行の島外貸出は、合計一億七千萬圓を越えてゐる(第一表参照)。これは兩銀行の、島内預金一億二千八百萬圓、及び島内貸出一億五千九百萬圓を夫々凌駕すること、前者は三千百萬圓、後者は千百萬圓である。就中、臺灣銀行に就て見れば、預金は内地及び外國を含む島外預金の方が島内預金より二割八分方も多く、貸出も約一割方、島外が島内よりも多くなつてゐる。

第一表 島外預金と島外貸出の割合

項 目	臺灣銀行	華南銀行	合 計
島外 預 金	一七〇,三〇〇	二二,二三三	一九二,五三三
島外 貸 出	一六七,二六六	二,九七七	一七〇,二四三
島内 預 金	二二,一七三	五,〇四〇	二七,二一三
島内 貸 出	一五三,三〇九	六,〇五四	一五九,三六三
島外預金の島内%	二七.六	四.九	二二.四
島外貸出の島内%	一〇九.一	四.二	一〇六.八
備考 (一)	昭和十四年十二月末現在		
備考 (二)	臺灣總督府財務局編「臺灣金融年報」により算出		
備考 (三)	臺銀の島外は内地と外國との計、華南銀行の島外は外國のみ。		

(三) 臺銀の島外は内地と外國との計、華南銀行の島外は外國のみ。

る計數によつて把握することは、極めて困難であると云はなければならぬ。(猶、此の點に就ては日本評論社版、金融大辭典中、拙稿「臺灣の金融」の項を参照せられ度い)。然し、その大勢を察知することは、勿論可能である。前にも述べたやうに、臺灣の金融機關の主なものとして云へば、銀行と信用組合であるから、これら機關の資金を先づ概観し







低 利 資 金  
簡易保險郵便年金貸付残額

一九、四九  
二六、八五

(總 計)

(六〇、六三)

備考 (一) 数字は昭和十四年末現在、但低利資金と簡易  
保險郵便年金は十四年度末なり。

(二) 原数字は臺灣總督府財務局編「臺灣金融年報」

にとりて算出せり。銀行の拂込資本は勸銀及  
三和銀行を除く五行の分。銀行の積立金も亦  
然り。預金、益金には二行の支店勘定をも含  
む。信用組合資金は市街地信用組合二十二と  
農村信用組合四一七の合計。無盡會社は現存  
三社分。

猶、借入金は重複を避くるため除外せり。ま  
た低利資金及び簡易保險郵便年金は昭和十四  
年度の実際の貸付残高をとれり。故に總計は  
時期を異にする項目を含む假の計數なること  
を注意。

て除外した方が、少しでも重複を勘からしめる所以と考へる。兎に角、このやうな關係から借入金を除外すると、銀  
行の資金總額として、合計、四億七千四百萬圓といふ計數を得る。

第二に、信用組合の貯金は、市街地信用組合二十二組合と、農村信用組合四一七組合を合算して、貯金が一億五千  
六百萬圓。これは銀行預金(貯蓄銀行貯金を含む)の大體半に相當するから、臺灣の資金供給源としては極めて重要

ない(八分六厘強)のを知るであらう。

以上の外、借入金があるが、臺灣の銀行資金の場合  
これは重視する値なき項目である。其の重要な意義を  
もつのは、次の信用組合資金の場合であるが、二者何  
れの場合も、却て資金總額の算定からは除外した方が  
よい。蓋し大體臺灣銀行は、前にも述べた如く、一應  
島内各銀行に對して兎に角親銀行の地位にあり、従つ  
て其の限りでは、島内銀行資金の算定上、これが資金  
を各行のそれと單純に合算すれば、重複計算を生ずる  
關係にある。また預金に就ても、殊に、銀行相互の「預  
け合ひ」からの重複を考慮しなければならぬこと勿論  
であるし、信用組合から銀行への預金も同じ性質のも  
のである。こゝではこれ等を一々控除してゆく煩を省  
いて概觀を樹てる關係上、借入金は資金總額中から敢

な地歩を占むるものと云はねばならぬ。これに、拂込出資金、積立金、剩餘金を合算して一億七千二百萬圓。これが  
信用組合の資金總額であると考へてよい(昭和十四年末)。

最も此の他に前述の借入金がある。市街地信用組合のもつ借入金は僅少(昭和十四年末、十六萬五千圓)であるが  
農村信用組合に於ては巨額に上つて居り、昭和十四年末現在に就て見ても、大體一千七百萬圓に達してゐる。然し  
その大部分は、低利資金に依るものであるから、低利資金を別途に勘定に入れる限りこの場金の計算では除外するこ  
とを要する。又銀行等よりの借入金に就ても、結局の目的が臺灣の資金總額を確かめやうとのこゝでの目的に於ては  
除外して計算する方が妥當なのである。但し云ふまでもなく、別の目的、例へば信用組合の運轉資金を、獨立にとり  
たてて算定しやうといふ場合には、勿論、一千七百萬圓にもぼる此の項目は決して除外することを許さない。別表  
第十二表には、目的の此の相違により、借入金をも合算した。これを合算した信組總資金は二億九百萬圓に上る(昭  
和十四年末)。

第三は、大藏省預金部から、臺灣に於ける郵便貯金の純増加高と睨み合せて臺灣に配分せられる低利資金であるが  
昭和十四年度末の貸付残高をとると、千九百五十五萬圓足らずである。序でに、簡易生命保險の積立金中契約者に拂  
込保險料の範圍内で貸付けられるもの、同じく郵便年金制度に伴ふ貸付額の兩者を合せて、同期の残高は、一千六百  
萬圓餘に達してゐる。

猶現在無盡會社は三社あるが、其の未給付口掛金は八百萬圓餘、自己資金を之に合算した無盡會社資金は、總計九  
百五十萬圓弱となる(昭和十四年末)。

以上の諸項目を假に通算すれば、臺灣の主要な金融機關が島内の金融上保有するところの資金總額の略々大勢が窺  
はれるわけであつて、筆者の算定では、總計六億八千萬圓となつて居る。前述の如く、右の推定には、自己資金中に金融



上利用し得ざる資本部分や、預金の中に重複計算を含むことが明らかであるから、決して正確な数字ではない。大體觀として昭和十四年末から十五年春頃にかけて、臺灣の主要な金融機關の保有運轉資金の概数は、六億圓前後であつたと達觀する程度に止めればよいと思ふ。兎に角漠然ながら、これによつて、資金の側面より見た臺灣金融の規模が大體把握し得るのであつて、且つまた、其の資金の構成乃至資金の質もこれによつて或る程度は察知し得るわけである。かくの如きスケールと質とをもつた臺灣の金融資金乃至「臺灣の金融」そのものが、事變以來如何に運用されて來たか、乃至如何に動いて來たか。それは本論であるから、以下節を改め、順を追ふて究明しやう。

## 第二節 通貨の膨脹

### (一) 銀行券發行高の急増加

臺灣の金融部面の指標たる諸計數中、事變の影響が最も敏速に、又最も激しい形であらはれたものの一つは、銀行券發行高であつた。

事變前月の昭和十二年六月中に於ける臺灣銀行券の平均發行高は七千三百萬圓弱、又六月末日現在の發行高をとつても、七千五百萬圓強に過ぎなかつたものが、僅か半年後の十二月には、月中平均が一億八百萬圓と、一億圓を突破し、年末の發行殘高は、更に一億一千二百萬圓といふ、何人の豫想をも越えた急膨脹となつた。即ち平均發行高の比較に於て、既に十二月は事變前月に比し四割九分、末日殘高の比較では同じく四割八分の、夫々増加を意味したから、事變勃發後、昭和十二年中に、臺灣銀行券發行高は、大約五割方の膨脹を示したと云ふことになる。かかる急増加は、物價指數は勿論、預金の増加にも、貸出の膨脹にも、他の如何なる金融關係の計數にも、これを見ざるところ（唯、後

述の如く唯一の例外は、預金通貨に之を見る。その増加率も四割八分八厘で、恰度合致）。

第三表 臺灣銀行券增加趨勢（單位千圓）

年 期	半期間平均發行高	指 數	六月又は十二月平均發行高	指 數	末日現在發行高	指 數
昭和十二年 上	七三、五七五	100	七三、九四九	100	七五、四八九	100
同 下	九四、三八四	128	一〇八、四六三	148	一一、〇三三	148
同十三年 上	100、二七七	136	九九、六五五	137	10五、四〇〇	145
同 下	一一、二五五	153	一一五、五六三	157	1四、〇一八	185
同十四年 上	一三、六三八	184	一四〇、三八八	192	一四六、四八八	199
同 下	一三、三四五	182	一六、三三六	22	一七一、一六九	237
同十五年 上	一六、三三八	220	一七、〇五一	23	一七六、八九〇	239
同 下	一八、五五七	253	一八、九三三	26	一九九、六八五	269

備考 臺灣銀行編「臺灣金融經濟月報」による。指數は算出せるもの。

此の急速なテムボは、昭和十三年上半期に一寸停頓したが、同年下半期より再び勢を恢復、十三年末の發行殘高は一億四千萬圓を越え、十四年下半期、十五年下半期と連續して毎下半期に特に膨脹力を新たに、昭和十五年十二月の平均發行高は一億九千餘萬圓、同年末殘高は實に一億九千九百六十八萬五千圓と、辛うじて二億圓臺を突破せずして止んだ。これは事變前月末日現在の發行殘高に比較して、三年半に十六割五分の増加、即ち二倍半以上に銀行券が膨脹したことを語る。

此のやうな急激な臺灣銀行券の膨脹こそは、事變以來臺灣の金融部面に生起した劃期的な諸現象、乃至政策として遂行せられた事變色濃き廣範金融上の諸施策の全てと、最も密接にして不可離の關係をもつところの基本的な現象である。



それらのあるものは、直接間接此の銀行券急膨脹の結果として生起し、或は、それに對應すべく施策されたものであるし、またあるものは、却て逆にこの銀行券の急増を直接間接齎らすに與つて力あつたか、或はそこに、それ自らの最も直截な表現を残したといふ關係に立つこと、後述の如くであるからである。因果關係は何れにあれ、兎に角、事變下臺灣の金融に關して起つた重要諸現象にして、此の銀行券の異常な急膨脹と密接な關聯をもたぬものは、一として存しない。此の意味で、これは、我々の題目にとり、最も根源的な事象であり計數であるのである。

然し、云ふまでもなく、如上の臺銀券の膨脹といふ事象は、それ自體自律的に起つたものではなく、事變下の日本に起つたインフレーションの臺灣に於ける一断面に外ならぬ。試みに、臺銀券の發行高の趨勢を、日本銀行券のそれと比較して見よう。事變前月末日現在の、日銀券發行高は、十六億四千萬圓、同年末が二十三億五百萬圓で、六月末に比し四割一分の増（臺銀券は四割八分増）。十三年末が二十七億五千四百萬圓で同じ比較が、六割八分増（臺銀券は八割五分増）。十四年末が三十六億八千萬圓で十二割四分増（臺銀券は十二割七分増）。最後に、昭和十五年末が、四十七億七千七百萬圓で十九割一分増（臺銀券は十六割五分増）となつてゐる。即ち、事變勃發以來、昭和十五年十一月（末日現在）迄は常に、（事變前に對する）臺灣銀行券の増加率の方が、日銀券のそれを越えてゐたのであるが、昭和十五年十二月に至り、日銀券の急増によつて遂に抜かれたといふのが其の大體の關係である。それにしても、臺灣銀行券の膨脹にとつて、より根源的な、日本全體の、就中、中央に於けるインフレーションの進度を示す日銀券の増加趨勢の方が、其の速度に於て、事變以來常に臺銀券のそれに及ばず、派生的な臺銀券の發行殘高の方が如上の意味での増加率に於て、却て日銀券をリードして居たかの如き外見を結果して居ることは、一見奇異の感を與へるかも知れない。其の説明に、基準にとつた事變前月の數字が特に臺灣の場合、何かの事情で過小であつたといふやうな事がないとしても（もしそれが、成り立てばそれは計數のイタヅラだといふ説明になる）、實は毫も不思議なことでない。

第四表 各銀行券發行高比較表（單位千圓）

年 月 末	臺銀券 指數	日銀券 指數	鮮銀券 指數
昭和十二年 六月	七五、八九（千圓）	100	一五、八三（千圓）
同 十二月	111、011	100	17、9、101
昭和十三年 六月	101、404	100	—
同 十二月	100、018	100	三三、九七七
昭和十四年 六月	104、466	100	—
同 十二月	171、169	100	四三、九八六
昭和十五年 一月	163、335	100	四三、〇三六
同 二月	157、910	100	四三、〇三六
同 三月	164、677	100	四三、七〇四
同 四月	174、583	100	四三、四九八
同 五月	171、935	100	四三、一六七
同 六月	176、890	100	四三、六六九
同 七月	185、982	100	四三、六二七
同 八月	186、642	100	四三、七〇九
同 九月	181、174	100	四三、四四四
同 十月	166、633	100	四三、六五六
同 十一月	179、564	100	四三、七〇〇
同 十二月	199、685	100	四三、五三三

備考 日銀券、鮮銀券發行高は日本銀行調査局編「金融」による。但し指數は算出せるもの。



それは、走る犬の尻尾が最も急激にゆれたとしても、尻尾が犬を走らしてゐるのでないのと大體同様だと云つたらよからうか。態々説明に値せぬことも同程度と見てよろしからう。前に序言で述べた通り、臺灣銀行券の膨脹には、單に物價との相關關係を考へても、内地インフレーションが、臺灣の物價を通じて臺灣銀行券の膨脹を逆行的に齎らす關係が存するが、同率の物價騰貴と睨み合ふ銀行券の膨脹率は、スケールの小さい臺灣銀行券にあつては自ら誇張せられ、又、生産力擴充（臺灣では「工業化」）資金の移入關係も、これによつて惹起される日銀券の増發額が、臺灣に資金の移入せられる結果へと云つても何も現札が持込まれると考へる必要はなく送金關係のことであるとして起る臺灣銀行券の膨脹と金額に於て假に同額であるとすれば、膨脹率に於ては必らず、臺灣銀行券に於て大となつてあらはれるであらう。——一升瓶の底に僅か残つた酒も、爛徳利に移せば結構上まで満すに足りる——。寧ろ、日本經濟の一小部分として、しかも概ね形式的な意味での特殊通貨地域として、極く一應の自律性しか許されて居るに過ぎぬ外地で、此の種膨脹の率にあらはれる誇張は、寧ろ當然の事理に屬すと云ふべきであらう。尠くとも、外見上の此の不思議は、實質上格別異とするに足ることではない。朝鮮銀行券の場合にも、事變直後に於ける同券の北支流通といふやうな特別事情が、これに加はつてのことではあつたが、別掲第三表の如く、臺灣銀行券の場合より更にその膨脹率は急激であつた。即ち十四年末既に事變前月の二・八倍餘に達し、十五年末には二十七割三分増、即ち事變前月の三・七倍餘りの大さとなつて居る。臺灣銀行券の場合にも、其の膨脹の特殊事情としては、十三年六月以降「金買上げ」、また略々時を同じくして行はれた厦門島への臺灣銀行券流通の如き附加的事情も存しなかつたのではない。

(二) 補助貨も倍増

銀行券の増加は當然、小額貨幣の増加によつて伴はねばならぬ。前述の如く臺灣銀行券が、昭和十二年六月から

十五年末までに、二・六五倍に殖えたのと併行して、補助貨の流通高（推定）も、事變前月の七百四十七萬圓から、十三年末には、一千二百萬圓弱、十四年末は一千五百萬圓弱、十五年末には一千七百八十九萬餘圓へと急増加をつけた。此の十五年末の流通高は、十二年六月末に比べると、二・四倍に當り、銀行券の増加率には少しく及ばないが大體併行してゐるのである。

第五表 臺灣補助貨流通高推定（單位千圓）

年 月 末	補助貨流通高	指數	臺灣銀行券及補助貨流通高計	指數
昭和十二年 六月	七、四七〇	100	八三、九五九	100
同 十二月	八、六三三	116	110、六六三	132
昭和十三年 六月	九、一七六	123	—	—
同 十二月	二、七三三	37	一五、七五〇	18
昭和十四年 六月	二、八四三	38	—	—
同 十二月	一、五九五	21	一八、七六四	23
昭和十五年 六月	一、八三五	25	—	—
同 十二月	二、七八三	38	二七、五七七	33

備考 臺灣銀行編「臺灣金融經濟月報」による。

第三節 預金の増加とその偏向

(一) 預金増勢總觀



前節に述べた通貨の膨脹は、銀行券と補助貨即ち硬貨と政府紙幣のそれであつた。然るに、これらの狭義通貨の急増加は、必らずや最も近代的な流通手段たる「預金通貨」即ち主として當座預金の、増勢を随伴すべき機構的連鎖につながれて居る。此の點からして、銀行預金の一部に増加力が先づ賦與せられる。又、インフレーションの浸潤に伴ひ、一時的遊休資金の滯留乃至堆積が、経済界の各階、各層に生ずることは、勿論臺灣は内地の比でなかつたが、この關係からも、各種の銀行預金の増加が促される關係にあつた。殊に、物資總動員、消費節約の實行と相俟つて通貨が膨脹せしめられる時、インフレ資金の流れは、更にその遊休滯留を、一段と促進される事情の下に置かれたのであつて、これは内地でも、臺灣でも、根本的には差異を見ない點であるが、何れにせよ、政府の貯蓄奨励工作があつてもなくても、戦時インフレ過程に於ける預金の増加は、本來それ自體、必然的現象なのである、今次事變下に於ては更に、低物價政策の確保と公債消化の目的達成上、種々の人爲工作が殊に貯蓄奨励の形で加へられたことによつて、此の自然的傾向は、更に一段の拍車加へられたものであつた。

今、臺灣島内の銀行預金に就て、其の増加趨勢を檢するに、事變前月の昭和十二年六月末現在に於ける各種預金總額は、一億八千二百萬圓弱であつた。十三年末には二億五千萬圓弱、即ち事變前比較約三割六分餘の増加を示し、翌十四年中の増加は殊に顯著で、一年間に七千二百萬圓、即ち、さつと三割近くを増し、年末には三億二千餘萬圓となつた。事變前月に對して七割五分六厘の激増である。十五年に入つては、さすがに、二月より四月まで約一千五百萬圓程度減少、五月より再び増加傾向に轉じたが、九月の三億五千四百萬圓弱を頂上として、再び頓挫、十一月より三度増加をつゞけて、十五年末には三億六千二百萬圓弱といふ、未曾有の預金堆積を現出した。これは事變前月を一〇〇とすれば、一九八・六に相當するから、大體銀行預金は昭和十五年末迄に事變前の二倍に増加した勘定である。其の大勢を概観すれば、上述の通り、昭和十四年が最も預金の増勢著しかつた年で、十五年に入つて頓挫を見、増

第六表 内臺銀行預金増加趨勢比較

年 月 末	島内銀行預金		前期又は前月を 一〇〇とする指數		全國銀行預金		同 指數
	總額	千圓	指數	同指數	總額	百萬圓	
昭和十二年 六月	一八二、一九四	100.0	100.0	100.0	一五、八九三	100.0	100.0
同 十二月	一八六、八九〇	101.1	101.1	101.1	一五、七四七	105.7	105.7
昭和十三年 六月	一八八、九八四	103.8	101.1	101.1	一七、三〇八	116.2	116.2
同 十二月	二〇九、一六八	114.9	114.9	114.9	一九、一七二	128.0	128.0
昭和十四年 六月	二七〇、三二五	148.3	128.0	128.0	二一、三五四	143.3	143.3
同 十二月	三三二、一九三	182.4	128.0	128.0	二五、〇九二	168.5	168.5
昭和十五年 一月	三三三、八九〇	182.9	100.5	100.5	二四、五三七	164.8	164.8
同 二月	三三〇、四二四	181.0	99.5	99.5	二四、七〇九	165.9	165.9
同 三月	三〇六、四六八	168.3	95.6	95.6	二四、九六一	167.6	167.6
同 四月	三〇七、一五〇	168.7	100.2	100.2	二五、〇〇八	170.6	170.6
同 五月	三一四、五七五	172.8	101.3	101.3	二六、一五八	177.5	177.5
同 六月	三二七、一〇六	182.4	100.0	100.0	二七、四九二	184.6	184.6
同 七月	三三五、五六〇	189.6	101.6	101.6	二六、九二二	180.7	180.7
同 八月	三四九、六六三	191.5	103.0	103.0	二七、六六五	185.8	185.8
同 九月	三五三、六四二	193.7	101.1	101.1	二七、九〇六	187.3	187.3
同 十月	三四五、三四三	189.3	98.0	98.0	二八、三三三	188.7	188.7
同 十一月	三五三、〇三三	193.4	101.9	101.9	二八、九八二	194.6	194.6
同 十二月	三六一、八七七	198.8	112.8	112.8	三一、一九〇	209.4	209.4

備考 島内は「臺灣金融經濟月報」による(貯蓄銀行貯金を含む)。全國は前掲「金融」による。



加率が衰へたばかりか絶対額に於てさへ、季節的には減少の月を繰出し、年末に至つて、漸く増勢の新らたなるものあるを示した、といふ状況であつた。

これを全國銀行預金全體の増加傾向と比較して見ると、臺灣に於ける資金循環の特殊的狀況が或る程度まで察せられるであらう。即ち、昭和十二年六月現在の全國銀行預金總額は百四十九億弱、十三年六月末百七十三億に至る一年間の増加率は一割六分二厘で、此の間臺灣の島内預金は僅か三分三厘を増したに過ぎなかつた。事變後一ケ年間は、これで見ると殆ど臺灣に遊休資金の停滞を見なかつたやうに見える。銀行券發行高は、同じ期間に、四割餘を増加して居ると對比してこれは興味ある事實としなければなるまい。即ちこのことから、通貨は増加したが、此の期間には猶インフレの形での實質的膨脹とはならなかつたと解すべきであらうか。それはそうに違ひないけれど、寧ろ其の實情は次の如くである。即ち、臺灣に於ては、事變直後の一ケ年間、殊に最初の六ケ月間、臺灣の特殊事情から、相當に預金の引出しが行はれた。それが更に株式景氣による誘引とも相合し、特別當座と殊に定期預金の減少を結果したのである。實際のところ、他方、預金通貨(當座預金)は、十二年六月末の一千八百萬圓から同年末には二千六百萬圓へ四割四分、即ち銀行券の増加率、同期間四割八分増に略々匹敵する速度で増加したが、右述の資産的預金の減少によつて相殺せられた爲めに、預金總額としての増加率が、一年間僅か三%といふ結果となつたものに他ならない。(後掲、第八表参照)。

次で、昭和十三年下半年からは、特別當座、定期預金の増加著しく、當座預金即ち通貨的預金は更に増加率を増し、之に、臺灣の工業化に伴ふ新設會社の續出が齎らした通知預金の増加も加はるといふわけで、十三年上半期よりは、却て臺灣の銀行預金の方が、全國銀行預金よりも急速に増加した。即ち十三年末二億五千萬圓、三割六分二厘増(全國預金は二割八分四厘増)、十四年末三億二千百萬圓、七割五分六厘増(全國は六割八分五厘増)となつてゐる。この

勢は昭和十五年二月迄つゞき、爾來再び全國預金にリードされて現在に至つてゐる。島内預金が内地以上に著しく増加したのは、第一に通貨的預金の膨脹(これは銀行券にもあらはれた臺灣の内地を越ゆる通貨膨脹の派生的結果)と、十四年になつてからは、特別當座と定期の併行的増加などによつて起つたもので、分けても當座預金の趨勢は、臺銀券の増加趨勢と大體併行して居り(尤も昭和十五年末の當座預金現在高七千三百萬圓は、十二年六月の僅か一千七百五十萬圓であつたのと比べると四・二倍への膨脹であつて、これは臺銀券の増加率より遙かに著しい)、臺銀券の日銀券増加率を越ゆる膨脹とも大體に於て對應して居るやうだ。(次の項参照)。

### (二) 預金通貨の異常膨脹

總體としての銀行預金の趨勢のみを以てしては、預金の動向の眞義をつかみ難いこと、右に於て見た通りである。その際既に各種別預金の動きにも觸れたが、これをも少し分析して検討する必要がある。

前項にも述べた通り、島内預金中、事變以來最も膨脹の甚だしかつたのは當座預金である。小切手流通は臺灣に於て發達著しく後れて居り、事變前(昭和十二年六月末現在)の當座預金現在高は、一千七百五十餘萬圓に過ぎず、銀行預金總額、一億六千八百五十萬圓)に對し、僅々一割強の割合を占むるに過ぎなかつた。然るに事變以來、從來慣行の掛賣(手形取引)が、物資配給機構の變革に伴つて、漸次現金取引に改められた爲め、小切手による支拂が著しく増加することとなつたこと、これは當座預金増加の最も大きな一因である。臺灣の手形交換高は、次の如く、事變以來枚數の増加は十五年末迄に、四割にも達しないが、金額の増加は十八割(即ち二・八倍)にも近く、著しい増加振りを示して居る。

次表の數字では手形の種別が示されてないので明らかでないが、約束手形、爲替手形と比べて小切手の交換高が急



第七表 臺灣手形交換高

昭和	枚数	金額
九年	五八千枚	三九一〇二千圓
十年	六三四	三七一、四四三
十一年	六三三	三九三、〇〇三
十二年	六二七	四二一、七六六
十三年	六四七	五〇〇、七六六
十四年	七三三	六五七、〇三四
十五年	七九二	九七、四一〇

備考 「臺灣金融經濟月報」による。基隆、臺北、臺中、臺南、高雄に於ける手形交換高の計。

増して居ることは當然推定せられるのである。

かくの如き現金取引の増加による外、最も根本的には、當座預金の増勢は、銀行券の膨脹と同様、事變によるインフレの直接的表現たる點に其の原因と説明とを併せもつものと云ふべきであらう。これは當座預金を「預金形態に於ける通貨」として觀念する時、最もよく諒解することが出来る。事實、臺灣に於ける當座預金の膨脹傾向も、事變第一年度の下半期、猶、現金取引が普遍化せざるに先立つて、早くも（六月末と比較して十二年末には）五割に近い急増加（一四八・八）

を示した。此の間に最も急速な増加をあらはした今一つの計數である臺灣銀行券が、四割八・九分の増加を見たのと比べて、正に等速度であつた。これは云ふまでもなく、臺灣に於ける通貨膨脹が、銀行券形態に於けると、預金通貨の形態に於けると、偶然同一步調を以て進發した、といふ事實を示す。

從來小切手使用の熟して居なかつた臺灣として、此のことはまことに劃期的な現象であつたと云はなければならぬ。

第三の原因として、臺灣の銀行預金全體にあらはれた、從來からあつたことではあるが、殊に事變以來顯著になつた一つの現象がある。それは、長期の預金を嫌つて短期の要求拂預金に移行する傾向である。これも、當座預金の急増加の原因の一つとして、何程かは影響してゐるのではないか。但しこれは斷定するのではなく、單なる推定に止ま

り、且、當座預金なる科目の性質から考へてもそれを大きい原因であるといふのではない。

兎に角、右のやうな事情から、臺灣の當座預金は、其後も（昭和十三年上半期に一時減少したのを除けば）引つゞきめざましい膨脹をつゞけた。即ち、昭和十三年末には三千五百萬圓と事變前の恰度二倍になり、十四年末には五百萬圓と略々三倍に、十五年末には七千三百萬圓、事變前月の四倍以上の高に飛び上つた。増加率といふことだけから云へば、これは臺灣の膨脹率（昭利十五年迄に、二・六二倍）を遙かに凌駕して居り、その點事變以來の臺灣金融の動向を論ずるに際して最も注目すべき計數である。

第八表 種類別銀行預金（單位千圓）

年月末	當座預金		特別當座預金		定期預金		通知預金		其他共合計	
	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比
昭和十二年六月	一七、五五五	一〇〇	六七、三三三	三九・九	六七、三九六	四〇・〇	六、五八八	三・九	一六、五二六	一〇〇・〇
同 十二月	二一、〇〇〇	一五・二	六四、三五四	三七・四	六四、八八八	三七・七	八、〇三四	四・七	一七、一〇二	一〇〇・〇
昭和十三年六月	三三、五三四	一三・〇	七三、五九六	四一・九	五六、九六九	三三・八	八、七三六	五・〇	一七、三三四	一〇〇・〇
同 十二月	四五、六二二	一五・三	八六、八〇八	三七・八	七三、一八九	三三・三	三三、八八〇	一〇・四	三三、九四三	一〇〇・〇
昭和十四年六月	五五、六三六	一四・六	八八、六六七	三六・八	九〇、九五九	三三・三	一六、二九九	六・七	三三、五七〇	一〇〇・〇
同 十二月	五二、五五五	一七・四	一一〇、五〇九	三七・六	一一〇、四三四	三三・三	二一、七二二	七・四	三三、七三三	一〇〇・〇
昭和十五年三月	四九、三三三	一七・九	一六、三三六	三・八	九三、九三三	三三・一	一五、三三三	四・二	三三、五三三	一〇〇・〇
同 六月	五〇、五二二	一七・二	一八、五八四	四・三	九三、九〇四	三三・一	一九、四四〇	六・六	三三、四四〇	一〇〇・〇
同 九月	五四、七五八	一七・三	二二、五六四	五・九	九四、九六五	三三・〇	二七、四八九	八・八	三三、五三三	一〇〇・〇
同 十二月	七三、三六四	二一・六	二二、六六四	六・〇	九六、〇三三	三二・五	三二、八九八	六・七	三三、一五二	一〇〇・〇

備考 臺灣銀行編「臺灣金融經濟月報」による。貯蓄銀行を除き日本勸業銀行支店を含む六行の合計



此の動きは、確かに注目し得る。もし事變前に於ける當座預金が臺灣の銀行預金總額から見て、著しく過小であつたのなら、事變以來の急激な増加も、これによつて、臺灣の銀行預金の構成が、漸次、一般並(内地並)になつたことを意味し、其の急激な膨脹率も、結局計數の悪戯に止まると云ひ得るのである。然るに、臺灣に於ける當座預金の發達は前述の如く内地などより確かにおくれ居ることは事實であるが、それは抑も、銀行預金全體の發達が、臺灣の生産額や國民所得などと比較して、おくれ居るその一部として、小切手使用も、後れて居たに過ぎない。銀行預金の構成を見れば、事變前に於て臺灣の當座預金が總預金中に占めた比率は、第八表の通り、一〇・四%。これに對して、全國普通銀行勘定に於ける當座預金は、同期(昭和十二年六月末)十六億一千九百八十九萬圓であつたから普通銀行の預金總計、百十七億四百餘萬圓に對する當座預金の割合は、一三・八%に相當してゐた。資料は、日本銀行調査局編「金融」の數字によつた。臺灣の一〇・四%は之と比較して三・四%方少なかつたことが判る。要するに臺灣に於ては、銀行預金の發達が全體として後れて居り、分けても當座預金が未發達であつたことは確かであるが、預金構成の見地から見ると、内地に比して、其の差は餘り大でなかつたのである。

さういふわけで、事變以來の急激なる當座預金の増加率は、僅か三年間に、總預金中當座預金の占める地位に關する限り、先進者たる全國普通銀行のそれを却て臺灣の方が遙かに追ひ越すの結果を惹起した。全國普通銀行勘定に於ても、當座預金は、インフレの進行と共に相當急速なペースで増加したけれど、昭和十五年末の三十七億九百萬圓(前掲、日銀調査)といふのは、事變前月に比べて二・四倍弱に當る程度であるから、臺灣の、事變前月比較ざつと四倍弱といふのは、到底比較にならぬ次第であり、従つて、當座預金の銀行預金總額に對する割合は、全國普通銀行勘定では、一六・五%に過ぎないのに反して、臺灣では總預金の二二・六%に達するといふ劃期的な結果を現出した。

この結果、銀行預金の構成上、臺灣に於て當座預金の發達が後れてゐるといふ話は、今日では最早成り立たなくな

つた。事變前には確かにさうであつたけれど、最早今日では過去のことと屬し、否、日本に於て最も近代的經營を誇る東京手形交換所組合銀行のそれと比べても、此の點では却て、臺灣の方が進んでゐる(?)といふ事實に、讀者の注目を乞ひ度いのである。而して此の奇異なる變化を何によつて惹き起したかと云へば、總括的には勿論今次事變の結果といふことになる。

備考。東京手形交換所組合銀行勘定にあらはれてゐる當座預金は十五年末現在、十六億四百四十萬二千圓、總預金は、八十三億六千五百七十七圓であるから、當座預金比率は、一九・二%弱である。臺灣の十五年末の方が、三・四%だけ高いのである。(計數は、前掲日本銀行調査による)。

さて、此のやうなわけで、臺灣の當座預金額は事變を轉機に、異常な發達を示した。之れは確かに、異常の發達と云つてよい。東京手形交換所加盟銀行の勘定に於けるよりも、外地臺灣の方が、當座預金比率が高くなつたと云ふのであるから、全く以て奇異な現象と稱しても不當ではあるまい。

兎に角、現在、預金構成の上だけから見ると、臺灣の銀行は、日本中で一番近代的な銀行であると云ふことになつてゐる。此の計數の外観からは慶賀すべき出來事が、如何なる方向と結果に向つて進展するかは、全く今後の経過にかゝり、事の功罪はそれを見極めての上で論斷することにした方が間違ない。殊に比率を離れて金額を見ると、十五年末の事實を以てしても、當座預金額は、七千三百三十六萬圓に過ぎないから、人口一人當り、十三圓三十四錢程にしか當らない(粗雑に、臺灣の人口、五百五十萬として)。全國銀行勘定に於ける當座預金額、四十三億圓(昭和十五年末、普通銀行の他、特殊銀行等を含む)を、假に一億の人口で割つても、一人當り四十三圓となる。これよりすれば、臺灣に於ける銀行預金の構成上當座預金の比率が極端に高いといふ右の事實は、却て、當座以外の他の種別の預金が過當に、發達しないのでゐる爲めの結果だと云つた方が實情に副ふ所以とせねばなるまい。將來、別種預金の自



然の發達の結果、此のやうに特別に高い當座預金比率は、漸次改められるであらう。もしこれが此の意味で預金の全體としての發達過程に於ける時間的な齟齬から起つた預金種別發達の不均衡を意味する。一時的な外觀上の「近代銀行色」でないとなれば、實は却て欣び難い事態とせねばならぬ。

(三) 短期預金への偏向

種類別に見た預金の動向の第二は、短期預金乃至要求拂の預金が、相對的に増加し、資産運用の爲めの預金乃至投資的預金が相對的に減少したことである。具體的には、前項の當座預金の急増もその一つのあらはれであるが、それに加へて特別當座や通知預金が殖えて、此の反面、相對的に定期預金が減つた。

大體、定期預金とそれ以外の預金との相對的割合は、事變前及び事變後を通じて、内地では定期預金の方が常に多かつたし又現に今でもさうである。之に反して非常に定期預金の發達が後れてゐたことといふことなのであつて、一特色であつた。それを反面から云へば、特別當座預金が、臺灣では異常に發達してゐたといふことなのであつて、これは臺灣で銀行預金をもつものが、主として内地人であるといふ事實(後述)とも實のところ密接な關係のある現象である。

このことは、内地人預金者の多くが、定期預金を餘り固定的であると感じ、少くとも特別當座に、恰度手頃な預金種類を見出すのであらうか。もし然らば、内地人の預金者中、最も多數を占める人々の經濟力と經濟事情の問題であり、同時に之等の人々の職業殊に其地位の安定感が、間接にかかる形で表現されてゐるとも見られやう。最も多數の預金者と云へば商人と官吏であるが、商人の場合には勿論これは當らない。商人が一般に其の營業上もつ休眠資金の休眠期間は勿論定期預金とするのに適しないのが自然だからである。そこで、次に多くの預金者と推定せられるもの

に問題が自然移されるが、それは、恐らく中位以上の官吏と高級サラリーマンといふ範疇になるであらう。特別當座を職業的に愛好する臺灣の階層とは、即ちこれなればよく判る。これ等が臺灣に於ける内地人社會の階層中最も預金能力に富む部分であることは疑ない。

兎に角、こゝにはこれ以上の究明はやめるが、臺灣の銀行預金を見て、何人も注意を促されるのは、ペラ棒に特別當座が多く、その割に定期預金の少いことだ。先づ事變前の次の數字を見られ度い。

年 末	特別當座	定期預金	當座預金
昭和九年	千圓 五五、二七二	千圓 四八、八〇〇	千圓 一五、八四三
同 十年	六二、〇四二	六三、一六四	一九、一八六
同 十一年	六五、九九三	六五、二五三	一九、五三四
同期、全國銀行	三、二五四、九〇三	六、九八五、八二六	一、四二一、二二六

この二者が大體匹敵し、特別當座の方がやゝ多い貌ちが常態なのであつて、この異常が常態だと云ふことの原因は、先づ以て上の通りと考へるから、定着性にとむ本島人がもつと銀行預金制度を利用するやうにさへなれば、この異常の常態も、大いに改まる、それまでは根本的には改まらぬと自分は考へてゐる。

さて、問題の事變の影響はこの點にどうひびいたかと云ふのに、定期預金が預金總額との關係に於て相對的に減少した反面、特別當座は相對的に大體不變であつた。その關係上、事變前大體匹敵してゐた特別當座と定期預金との關係が一變して、特別當座の方が定期預金を著しく凌駕することとなつた。簡単に云ふと、上述の過大特別當座の異常が、更に一層促進されて、より顯著な形をとるやうになつたといふことである。此の關係は前掲第八表を見れば、簡単に判るから、それに譲るが、兎に角、定期預金は、事變前月の、總預金中四割から、十五年末には二割九分五厘に



第十表 短期預金と投資預金との割合 (單位千圓)

年 月 末	AのBに対する割合 (B=100)		Bの増加率 (十二年六月基準)
	A 要求拂預金	B 投資預金	
昭和十二年 六月 月	九一、〇五五	六、三九六	一三五
同 十二月 月	九六、三六八	六四、八一八	一五三
昭和十三年 六月 月	一〇三、八四六	五六、九六九	一八三
同 十二月 月	一四三、八五〇	七四、一八九	一九七
昭和十四年 六月 月	一四一、五九九	九〇、九八八	一五六
同 十二月 月	一八三、三九〇	一〇〇、四三四	一八三
昭和十五年 三月 月	一七〇、九四〇	九三、九三三	一八二
同 六月 月	一八八、五五六	九三、九〇四	三〇一
同 九月 月	二〇七、八二二	九四、六六五	三一九
同 十二月 月	二二八、九五六	九六、〇三七	三三八

備考 別掲第八表「種類別銀行預金」中の當座預金、特別當座預金、通知預金の計をAとし、同表中、定期預金の計をBとして計算せり。

減少(勿論其の間波動はあつたが)、特別當座の方は三割九分九厘から三割八分に、總預金中占むる割合を、極く僅か減じただけであるから十五年末の定期預金、九千六百萬圓に對し、特別當座は一億二千三百萬圓、勿論、預金科目中首位を占むるの結果となつてゐる。

更に、通知預金も、事變前の六百萬圓から二千百萬圓へと大きく飛躍した。絶対額に於ては小さい科目であるが、其の増加率は三倍餘りに達してゐる。

以上、當座預金以下の預金種類別の動向は相合してどういふことになるかと云へば、長期の預金を避けて短期、要

求拂の預金への偏向が著しく起つたと云ふことに他ならぬ。此の現象は、戦時其他の動搖期や好況期には一般的な現象で、内地でも今次事變以來多少あらはれたことであるが、第十、第十一兩表を見れば判る通り、臺灣に於てその傾向は遙かに顯著に現れてゐる。即ち、内地では六七・一から九一・六へ、即ち偏向率三割六分五厘に對し、臺灣では、一三五から二二八へ、ざつと七割方即ち、約二倍の偏向率を示してゐることに注意され度いのである。

第十一表 全國銀行定期預金趨勢 (單位百萬圓)

年 月 末	AのBに対する比率 (B=100)		定期預金増加率
	A 短期預金	B 定期預金	
昭和十二年 六月 月	四、九〇百萬圓	七、三〇百萬圓	六七・一
同 十二月 月	五、三三三	七、五五三	七一・三
昭和十三年 六月 月	六、二一〇	八、一〇〇	七四・一
同 十二月 月	六、八七二	九、一三三	七五・三
昭和十四年 六月 月	七、九二六	一〇、〇〇〇	七六・六
同 十二月 月	九、九八八	一一、一六四	八八・九
昭和十五年 三月 月	九、〇八三	一一、六三七	九一・一
同 六月 月	一〇、三三三	一一、四〇四	八六・五
同 九月 月	一〇、〇五六	一二、八三六	九一・四
同 十二月 月	一三、三三六	一三、五五六	九一・六

備考 日本銀行調査局編「金融」により當座、特別當座、通知預金の合計を以て短期預金となせり。

(四) 信用組合貯金の足取り

臺灣に於ける信用組合の發達、殊に其の貯金に現はれた發達の程度には、前述の如き銀行預金未發達の狀態と對比



するとき相當に見るべきものがある。前掲第二表に明らか如く、信用組合貯金は、十四年末現在、一億五千六百萬圓で、同期の銀行預金（貯蓄銀行貯金を含む）三億二千百萬圓に對し、半に相當する。銀行預金との割合、後者が前者の大體半、といふ最近の状況は大體に於て、事變以來一貫せるもので、それは換言すれば、信用組合の貯金増加趨勢と、銀行預金の膨脹傾向とが、餘り速度に大差なく、略ぼ併行的に進んで來たことを意味する。即ち上表の如し。

表 二十 第

年 月 末	信用組合貯金	銀行預金
昭和十二年六月	九五、二六六千圓	一八三、二九四千圓
同 十二月	八四、一六六	一八六、八六〇
同 十三年六月	九〇、二三五	一八八、九八四
同 十二月	一三三、四六三	二四九、一六八
同 十四年六月	一三三、九〇一	二〇〇、三三三
同 十二月	一五五、〇四五	三三二、一九三
同 十五年三月	一五五、六三三	三〇六、四六八
同 六月	一六一、八〇〇	三三二、〇六

備考 「臺灣金融經濟年報」による。昭和十四年末の信用組合貯金現在高が前記（本文及び、第二表）の数字と合致せざるは、出所の相違に基く（第二表及本文の数字は金融年報よりとれり）。

唯、事變當初貯金の引出しが銀行預金の場合に比し遙かに激しかったことが此の表にあらはれて居り、このことから主として預金を引出した者が本島人、殊に農村のそれであつたことが示されて居る。兎に角その爲め、事變以來一ヶ年餘りは、信用組合の貯金が増加せず却つて減少し、事變前月の水準を越したの、漸く昭和十三年下半年（七月）に入つてからであつた。此の期間銀行預金は輕微ながら増加をつゞけてゐたから、従つて、信用組合の貯金が積極的に増加に轉じた十三年下期までの期間だけは、信用組合貯金と銀行預金との趨勢は併行せず逆行したのである。

序ながら、事變當初の預金引出しは、前掲諸表の示す如く、極めて短期間の現象に止まり、それも銀行預金よりは信用組合の貯金の方が、又、信用組合にあつても市街地信用組合より農村信組の方が、相對的に多く起つたことによつても明らか如く、地方の一部無知な階層の誤解に基く一時的現象であつたに過ぎない。而して十三年上期よりは

農村信組の貯金も、増加傾向を漸次明瞭化し、同年下半年には事變前月の記録を破つて、其後は、殆ど銀行預金と同じ歩調で増加をつゞけて居り、其後は再び些の動搖を見ないのである。

第十三表 信用組合貯金及運轉資金（單位千圓）

年 月 末	市街地信用組合		農村信用組合		合 計	
	貯 金	運轉資金	貯 金	運轉資金	貯 金	運轉資金
昭和十二年 六月	二、二七二千圓	一八、四四七千圓	七三、八五五千圓	二九、五五〇千圓	九五、一三六千圓	一四七、九九七千圓
同 十二月	二〇、四三三	二七、八八九	六三、七三三	一一、〇五七	八四、一五六	一三〇、八九九
昭和十三年 六月	二二、六八〇	三九、二二四	六八、六五五	一一、五五二	九〇、二三五	一四九、六六五
同 十二月	二六、三三八	五三、六九一	八七、三三五	一一三、二六	一一三、九四五	一六六、九七七
昭和十四年 六月	四〇、一一五	三八、〇〇四	一〇三、七六六	一四九、四八九	一四三、九〇一	一八七、四九三
同 十二月	三四、六六一	四三、六三三	一一〇、三六三	一六六、三三	一四五、〇〇三	二〇八、三三三
昭和十五年 三月	三三、一一二	四三、三三三	一〇〇、〇〇〇	一七〇、七一一	一三五、一一二	二二四、〇三七
同 六月	三六、九五九	四五、三六三	一一四、八五一	一七五、八二五	一五一、八五〇	二二四、〇三七
同 九月	三七、八五九	四六、四四六	—	—	一七一、八二〇	二二四、〇三七
同 十一月	三八、四四一	四六、四九三	—	—	—	—

備考 「臺灣金融經濟月報」による。運轉資金は、貯金、拂込出資金、準備金及諸積立金、剩餘金、借入金の合計にして、合計欄と共に、「月報」の数字より算出せり。

第四節 貯蓄獎勵の成果

(一) 臺灣の貯蓄目標



前節に述べた銀行預金や信用組合貯金の極めて激しい増加は、云ふまでもなく事變下の財政インフレーション及生産擴充資金の循環と、他方物資の不足就中物動計畫に伴ふ一般消費物資の配給不潤澤等、一連の戦時財政經濟を構成する根本的要件の、主として自然的な、或は必然的な結果によるものである。少くとも、其の根本原因はそこにあると云はねばならない。然し、他方事變財政の遂行上必然的要求である公債消化の爲め、又生産擴充資金自體の調達に爲めには逆に貯蓄の増加が是非必要とせられてゐる。即ち事變遂行上財政公債發行の規模と生産力擴充計畫とに應じて、貯蓄増加の實現せられることを要した關係から、政府の熱心な貯蓄獎勵政策の實行となつて現れたことも周知の如くである。従つて、上述の預金及び貯金の増勢は、一方に於てインフレ財政と生産擴充の結果であると同時に他方財政上並びに生産擴充の爲に熱心に遂行せられた獎勵政策の効果でもあり、それによつて促進せられた結果でもある。其の何れが幾何の割合に於て預金増加に貢献したかは、實際問題として到底分析困難で性質上循環論法に陥ることなくこれが檢出の方法を見出すことは到底可能性がない。兎に角、臺灣に於ても、昭和十三年度には五千萬圓（内地は八十億圓）十四年度には一億圓（内地では百億圓）十五年度には二億圓（内地では百二十億圓）の新貯蓄（貯蓄の純増加）を目標として、貯蓄獎勵が大に行はれたので、前記預・貯金の増加には、この工作が多少與つて力あつたと見てよろしい。蓋し貯蓄強調週間、經濟戰強調週間の實行等、島民の貯蓄心への精神的効果をめざす工作を始め、具體的に貯蓄組合の結成に努力した結果、昭和十四年三月末現在の貯蓄組合は、市部に於て八百一十一組合、組合員數、十二萬三千人弱、郡部に於て四千五百七十五組合、組合員數五十六萬三千人強、全島合計五千三百八十七組合、六十八萬六千人を包含するの大きな成果を収めた。これによる一ヶ月の貯蓄額が二百十二萬餘圓（概數）に達してゐるのを見ても、それは大體察せられるのである。（臺灣總督府財務局編「臺灣の金融」昭和十四年十月版、参照）。

臺灣が設定した貯蓄目標は、上述の如く、昭和十三年度は五千萬圓に止り、日本全體の八十億圓に對しては、〇、

六二五％に過ぎなかつたが、十四年度からは、日本全體の貯蓄目標に對して一％に引き上げられた（百億圓に對する一億貯蓄）。人口數から見れば六百萬近くの人口を擁する臺灣として過小の如くにも見えるが、例へば銀行預金の對比をとれば臺灣は一・一六％（昭和十五年末の全國預金總額三百一十一億圓に對し、臺灣の島内銀行預金は、三億六千二百萬圓）に止まるから、大體實情に即した目標の建て方であると思はねばなるまい。而して島民の貯蓄の中、銀行其他の預・貯金の形をとる部分は、内地に於けると比べて現在餘りに低率に過ぎる状態にあるから、今後銀行其他、信用機關の利用が一般島民に普及するに伴ひ、實質上の貯蓄（消費に對する）を強化することなしに實現し得る貯蓄額の向上だけでも大いに餘地あるものと考へてよからう（後述参照）。

尙各年度の貯蓄目標に對する銀行預金、信用組合貯金、郵便貯金の三大主要貯蓄種目の純増加成績を示して、貯蓄全體の實績を推察する資料とすれば、上の如くである。

(一) 貯蓄獎勵と郵便貯金

貯蓄獎勵の成績は、根本的には消費生活の節約と相表裏する性質のものであるから、其の實際の目標は、消費大衆の零細な貯蓄能力の動員に重點を置いて施策せらるべく、従つて、年々貯蓄目標を定むるに當つても、此の點によく介意して目標を樹立し、其の實績を

表 四 十 第

貯蓄目標と預金・貯金の純増加	預貯金の年度純増加額	
	昭和十三年度	昭和十四年度
銀行預金の純増加額	千圓 二九、七四四	千圓 三三、五九三
信用組合貯金の純増加額	三、八八八	三六、二二二
郵便貯金の純増加額	七、三三六	九、一六九
合計	六、九三〇	九、九七二
貯蓄目標	五〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
三大項目の目標に對する割合	一一三%	九九%

備考 昭和十三年度の數字は臺灣總督府財務局編「臺灣の金融」による、昭和十四年度の數字は「臺灣金融經濟月報」から計算。



察するにも、漫然銀行預金等の増加額を以て、貯蓄目的を達成せりとなすべきではない。銀行預金は其の大部分が消費生活と直接關係なく、従つて消費節約とも相關するところ遠く、殊に、臺灣に於て事變以來最も増勢のめざましき銀行預金は、前述の如く當座預金、通知預金の如き營業用預金科目であるから、これ等の増加を以て、直ちに國民貯蓄の増加となすことは全く的外れである。云ふまでもなく、當座預金は本源的な現金の預入れによる他、貸付の振替によつて設定せられる創設預金を含み、殊にインフレ過程に於ては、貯蓄の結果ではなく、信用擴張の結果として生れる創設當座預金の割合が平時に比し遙かに多いことが普通である。前述した臺灣の如き預金構成の下では此の點、銀行預金を主體とする預・貯金の増加割合を以て國民貯蓄の増加とすることの亂暴は、特に大きいわけである。だから此の問題に於て重要なのは、云ふまでもなく、大衆の消費生活と眞の貯蓄に密接な關係ある種の、貯蓄的預金を確かめることではなければならぬ。貯蓄的預金の主なものとして、郵便貯金の趨勢にふれて置かねばならぬ所以である。

臺灣に於ける郵便貯金の發達は、銀行預金同様、否それ以上甚だしくおくれて居り、事變前に於て、内地の郵便貯金現在高、三十二億八千五百萬圓に對し、臺灣は僅かに二千六百萬圓餘の現在高に過ぎなかつた（昭和十二年六月末現在）。即ち其の比率一%にも満たぬ、〇・八%弱の割合。銀行預金は同期比率、百四十八億九千三百萬圓に對する一億八千三百萬圓で、大約一・二三%であつたから、銀行預金の未發達以上に臺灣では郵貯が後れてゐると云はねばならぬ所以である。

其の理由は明らかで、臺灣大衆の金融機關利用に全く消極的な態度が、銀行預金以上に大衆性を帯びた郵便貯金の現在高に、一層大きく影響してゐるのだ。

さて事變以來、一時的には郵便貯金も減少を見せたが（十二年下半期）信用組合貯金よりは早く増加に轉じ、爾來十三年末三千二百萬圓、十四年末四千萬圓、十五年末五千五百萬圓と、事變下三年半の間に、略々事變前月の二倍に近

い現在高を示すに至つた。其の増加率は、第十五表の如し。これを銀行預金總額の増加率に比較すると、昭和十三年末までは遙かに郵貯の増加率が遅れてゐたが、大體十四年以降漸次速度の差を縮め、十五年末に至つて略々同率に近づいたのを知る（詳しくは第八表、銀行預金總額の増加趨勢を示す指數と第十五表の郵貯指數とを對比せられよ）。これは明らかに昭和十四年以降になつて漸く大衆層への、貯蓄獎勵の効果が顯著にあらはれたことを示すものと考へる。

第十五表 郵便貯金増加趨勢

年 月 末	島内郵貯現在高 千圓	同 指 數	内地郵貯現在高 百萬圓	同 指 數
昭和十二年 六月	二六、八〇	100	三、二八五	100
同 十二月	三五、四七	七	三、五〇四	107
昭和十三年 六月	二七、九〇	104	三、七〇一	114
同 十二月	三一、六六	118	四、二二	128
昭和十四年 六月	三五、八二	134	四、六三四	141
同 十二月	四〇、〇三	150	五、三三	163
昭和十五年 三月	四三、〇七	160	五、七九八	177
同 六月	四六、二二	173	六、一三三	187
同 九月	四九、六八	185	六、八二六	207
同 十二月	五二、三六	195	七、〇一五	214

備考 内臺郵便貯金現在高は共に臺灣總督府通信部調べによる。臺灣は千圓以下四捨五入、内地は百萬圓以下四捨五入。

ところで、内地に於ける郵便貯金は、事變以來稀有の激増をつゞけ、事變前月三十三億弱であつたものが、同年末



には三十五億圓を越え、十三年末には四十二億圓、十四年末には五十三億五千萬圓、と年々記録を著しく更新高上しつゞけたが、殊に、昭和十五年に入つては、一年間に十六億六千餘萬圓を急増して、年末、七十億圓を突破するの急激な殖え方を示現したこと周知の如くである。故に、其の増加率は、事變前月を一〇〇とする指數に於て、十五年末は二二四となつて居り、臺灣の郵貯増加率もこれに比べると及ばざること數歩と云はねばならぬ状況である。これは内地の郵貯には生産擴充資金乃至所謂軍需インフレの浸潤による購買力の循環が、労働者、農民等の手許を潤はしたことが大いに作用して居るのに對し、臺灣では其の點著しい懸隔があることが最も大きな原因であらう。

第十六表 内地臺灣比較郵便貯金人員及平均貯金高

年 月 末	預入人員		一人當り郵貯金額	
	臺灣	内地	臺灣	内地
昭和十二年六月	六〇七	四、九三	四三、七〇	七、五〇
同 十二月	六九	四、〇四	四八、九	七、七六
昭和十三年十二月	八七三	六、九三	六六、三	六四、八
昭和十四年十二月	一、〇三〇	七、八〇	三九、四	七、三三
昭和十五年十二月	一、二〇	八、三三	四三、七	八三、三

備考 預入人員數は臺灣總督府通信部調べによる。千人以下四捨五入。一人當り郵貯額は算出せるもの。

兔に角、第十六表を見ても明らかなやうに、事變以來内地に於ける郵便貯金の増加は、預け入れ人員の増加にもよつたが、一人當りの貯金額の増加とも相俟つて實現したもので、單なる貯蓄獎勵工作の効果だけでは、預入れ人員の急増に伴つて一人當り貯金額の向上を併せ實現することは決して得られるものでない。臺灣の場合、其の證據には事變以來三年半に預入れ人員は約二倍近く（一・九六倍）に増加したが、一人當りの貯金額は、昭和十三年以來常に事變前月の記録を下廻つてゐる。唯十五年末に至つて略々事變前の水準近くにまで恢復したが、猶十二年六月の平均貯金高には達してゐない、これは、臺灣に於て郵貯増加の根柢となる大衆層の購買力自體の膨脹が内地に遙か劣ること、従つて、大衆の餘剩購買力の堆積から来る自然増加傾向よりも、主として國民貯蓄等、官の獎勵に頼つてその増加を人為的に實現し

て来たこと（内地以上に）を示してゐる。猶、預入れ人員一人當り平均貯金額は、内地の八十三圓二十六錢に對し、臺灣は四十三圓〇七錢であるから（昭和十五年末現在）大體内地の半分程度にしかなつてゐない現状である。

(三) 本島貯蓄能力動員の可能性

臺灣に於ては前にも述べたやうに、銀行預金にせよ貯蓄的預金にせよ、臺灣の人口、國民所得、生産額等から見る

第十七表 族籍別預金貯金（單位千圓）

族 籍 別	銀行預金		貯蓄銀行貯金		郵便貯金		合 計	百分比
	昭和十二年末現在	昭和十四年末現在	昭和十二年末現在	昭和十四年末現在	昭和十二年末現在	昭和十四年末現在		
内地人	二九、六六	三〇、〇九	一、六〇	一六、四〇	二、二四	一六、九四	七九・二	
本島人	三五、五四	八六、七三	三、〇一	八、八五	五、〇二	四〇、〇八	一〇・六	
高砂族	?	?	—	—	五、四三	—	〇・一	
外國人	—	—	—	—	—	—	—	
計	—	—	—	—	—	—	—	—
計	一七五、二二	二七五、二二	一、六〇	一六、四〇	二、二四	一六、九四	一〇〇・〇	
内地人	—	—	—	—	—	—	—	—
本島人	—	—	—	—	—	—	—	—
高砂族	—	—	—	—	—	—	—	—
外國人	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—

備考 臺灣總督府財務局編「臺灣金融年報」による。百分比は算出せるもの。



と、其の發達は内地に比べて甚だしくおくれれてゐる。逆に云へば、それは預金や貯金の將來増加する餘地が内地よりも相對的に多いことを意味する。これを自然的發展として見るにせよ、施策の立場から考へるにせよ、何が原因で今日まで預金や貯金がそんなに遅れてゐたか、を明らかにすることが先決であるが、一時的の遊休購買力や餘剩購買力が銀行預金化乃至郵便貯金化せらるる割合が臺灣で日本の平均率以下であることの原因を總括的に表現するものは、結局本島人大衆が一般にこれらの近代的な金融機關に充分の信頼となじみを持つに至らなかつたこと、そこに重點があると云ふ他ない。

第十七表を見ると、臺灣に於ける、内地人、本島人、高砂族等が夫々幾何の銀行預金や郵便貯金をもつてゐるかが判る。昭和十三年末現在に就て見るに、銀行預金は内地人の一億三千九百餘萬圓に對して、本島人は三千五百餘萬圓となつてゐるが、これは勿論法人の預金者を含むから、預金をもち得る階層の銀行利用率、殊に小切手による支拂慣習の成熟程度にも關係があること勿論ではあるが、同時に、それはまた會社組織の企業に於ける族籍別の現勢をも間接に示すものであり、單純に内臺企業其他の銀行利用慣行の程度の差をそのまま表示してゐるものではない。唯、個人の預金も勿論これには含まれてゐるから、公平に見て、力と慣習の二つを複合的に示してゐると云ふべきであらうが、少くとも慣習だけを分離して示すものでないことは明らかである。此の點、貯蓄銀行預金と郵便貯金とは、主題にとつて遙かに適格性をもつた資料であると云へやう。これによると三十萬の内地人が、貯蓄銀行預金八百六十萬圓を保有するに對し、五百萬の本島人は、唯の三百七萬圓をもつに過ぎず、郵便貯金に至つては、内地人の二千百四十萬圓に對する本島人、僅か五百四十二萬圓といふ些細な金額に止つてゐるのを見る。これは、明らかに内臺人双方の富力に相應したものではなく、餘裕購買力乃至餘剩購買力を貯金するとならないとの差が殆どそのままにあらはれてゐるものだらう。その證據には、僅か十五萬人、即ち人口に於て本島人の三%に過ぎぬ高砂族が五十四萬圓、即ち本島

人貯金の一〇%に相當する郵便貯金をもつてゐるのである。

此のことは、族籍別人口一人當りの貯金額を算定して見ると更に明白になる。銀行預金は内地人六百七十六圓に對する本島人十六圓四十一錢であるが、これは前述の理由により暫く措く。問題は貯銀預金と郵貯で、前者、内地人一人當り、五十五圓十三錢に對し、本島人一人當り一圓六十八錢、郵貯は、内地人百十二圓五十七錢に對する本島人、一圓六十二錢といふ計算であるから、如何に本島貯蓄の預金化乃至貯金化が現在猶發達の餘地をもつかを察せられるのである。殊に高砂族が一人當り五圓七十錢で、本島人の三倍半もの郵便貯金をもつてゐる事實は、本島人の方が高砂族より貯蓄餘力乏しいことの證據になるものでもなければ、高砂族の貯蓄心熱心なりとの結論を支持するものでもあるまい。本島人は貯蓄慾に缺けてゐるわけでも、又全體として貯蓄餘力が殆ど零に等しい（一人當り一圓六十二錢の郵貯！）わけでもないとしたら、その貯蓄を動員するに、唯、方法のよろしきを得るか否かだけが問題である。少

第十八表 一人當り預金及貯金額

(族籍別人口に對する平均額)

族籍別	銀行預金	貯蓄銀行預金	郵便貯金	合計
内地人	六七、六五	四、三	二、三三	八四、五
本島人	一、六	一、六	一、六	四、八
高砂族	?	?	?	?
備考	昭和十四年末現在。人口を左記により計算。			
内地人	三〇八、八一一人			
本島人	五、二八八、〇一二人			
高砂族	一五五、一〇六人			

くとも筆者は何人も「漢民族は絶対に金融機關の利用が嫌ひ」といふやうな、根據乏しき偏見によつて此の問題を適當に解決し難く考へられないことを望む。現に、大陸に於ても、近代都市では、大いに成績の見るべきものあり、南洋華僑等の預金を見て此の點必ずしも「民族的」理由の嚴として存するものでないことを知るであらう。又、事變以來臺灣に於ても小切手流通即ち手許現金の當座預金化は次第に本島人間にも進みつゝあり、純粹な貯蓄的貯金も増加しつゝある。



昭和十三年末から十四年末へ僅か一年間に、内地人の銀行預金総額（一〇〇として）に對する本島人のそれは二五・五％から四一・五％に急騰を示してゐるし、貯蓄銀行預金も（内地人總額に對し）三五・七％から五四・一％に飛躍した。（郵便貯金だけは、一五・六％から二五・〇％に、極く僅かながら、低下してゐる）。云ひかへれば、今次事變中にも其の改善は既に相當に進みつゝあるものであつて、かくの如き飛躍は、既存の状態が正常のものでないだけ、今後も努力次第で、まだ一層實現の可能性に富み、殊に、郵便貯金に於ては然りといはねばならぬのである。猶、序ながら、昭和十四年秋の銀行定期預金利子引下げによつて、銀行預金が本島では郵便貯金に逃げたといふ者もあるが、郵便貯金の計數の上には、どうもそれは現れてゐないやうだ。

## 第五節 貸出にあらはれた主要な變化

### （一） 銀行貸出の量的變化

事變以來銀行の貸出も、前數節に述べた如き預金の趨勢と大體歩調を同じくして増勢をつゞけて最近に至つてゐる。唯細く見ると二者の趨勢には一致しない點もある。事變前月の島内銀行貸出總額は一億七千五百萬圓であつた（臺灣銀行と普通銀行四行分の計にして、勸業銀行と、貯蓄銀行とを除く、以下同じ）が、同年末には早くも二億圓に殆ど接近し（事變前月基準一割四分増）、其の後の一年間は殆ど大なる變化なく経過した（昭和十三年末、一割五分増）。此の間預金の方は、事變後の一ケ年間は極く緩やかに漸増をつゞけ（昭和十三年六月末、三分三厘増）、其の後半年間に一舉三割三分の、極めて急激な増加を實現してゐる（昭和十三年末、三割六分二厘増）。十四年に入つても、預金が年

初以來其の増加率を維持擴大して進んだに對し、貸出の方は上半期末迄は殆ど増加せず（十四年六月末、前年末に對し一分増事變前月比較一割五分増）、漸く十四年下半年から異色ある急膨脹の過程に入つたに過ぎない。然し十四年末の貸出残高は事變前月の貸出残高に比較、猶四割五分程度の膨脹に過ぎなかつたから、同期の預金増加七割五分六厘に比べると其の増勢には相當の差があつた。それにしてもこの事變色を濃厚に示す貸出擴張は、昭和十五年に入ると更に勢を加へ、殊に下半年、就中十月以降は其の勢甚だ急で、十五年末には總額三億四千萬圓強の貸出残高を示現するに至つた。これは事變前月に比較すると、金額に於て一億六千五百萬圓、比率に於て九割四分の増加に當り、其中約一億圓は十三ヶ月、即ち約一ケ年の短期間内に於ける膨脹であつた（昭和十四年十一月末の貸出残高は、二億四千九百萬圓であつたから、十五年末との差、九千百萬圓）此の結果、昭和十五年末に至つて、貸出残高の膨脹率（事變前月基準、一九四）と預金總額のそれ（同基準、一九九、前掲第六表参照）とが初めて略々一致を見るの結果となつたのである。

要するに、臺灣銀行と普通銀行との島内貸出は、事變が始まつた直後の半年間にやゝ急な膨脹を見たが、其の後の一ケ年半は殆ど停滞の状態を持續し、昭和十四年上半年末に至つたこと、愈々めざましい貸出膨脹のスタートを切つたのは、事變後滿二ケ年餘を経過した昭和十四年の下半年からであり、就中昭和十五年の最終四半期に最も急膨脹を來したといふのが其の概觀に他ならない。

かくの如き銀行貸出残高の、預金趨勢と異つた膨脹の足取りは、如何なる原因によつて生じたか。その原因乃至理由として擧げなければならぬものは尠くない。

一 事變第一年に於ける預金の微増と貸出残の急増との開きは、格別の説明を要すまい。預金は引出しに遭つたが貸出は急速に回収し得ず、自然増加の他、事變關係からも却て増加した爲めにかゝる開きが起つたのだ。第二に、其後貸



出が十四年上半年期末まで、季節的變動を別にすれば、他方預金の著しい増加にも拘らず、殆どさしたる増減を見なかつたのは事變以來銀行に新しく課せられた公債消化の使命が、此の間に於ける預金の純増加分を殆ど喰つたことが、其の最大原因である。(後述第七節、公債消化の節を参照) 第三に、十四年下半年以降の貸出急増加は、事變が銀行に課した今一つの使命である生産力擴充資金の供給といふ課題に臺灣の銀行が其能力を動員すべき現實の必要に迫られて起つた結果であつて、公債消化と生産力擴充といふ金融機關が事變以來擔ふべく命ぜられた二つの使命の矛盾と競合とが、臺灣にも銀行貸出の趨勢にかくの如き歩度の變化を生んだことは注目し値する。

第十九表 種類別銀行貸出金 (單位千圓)

年 月 末	證書貸付	手形貸付	利付爲替	當座貸	割引手形	荷付爲替	其他共計
昭和十二年六月	二、〇七七	七五、八九五	三三二	四、二四六	七五、三〇九	九、八一六	一七五、〇三三
同 十二月	九、五七三	七八、七六九	一三七	四、八三〇	九六、三四三	九、一六四	一九八、五六五
昭和十三年六月	三、〇二四	七九、三九七	八一〇	三、四三六	九〇、八二二	一五、六六九	二〇三、三三三
同 十二月	三、〇一八	七三、八三三	一四八六	二、一八九	九八、六六一	一〇、九三二	一九九、五四二
昭和十四年六月	三、六九四	七三、二一六	二、六三二	四、六四三	九八、六五六	九、三三八	二〇一、〇九一
同 十二月	三、八〇〇	八二、三三五	二、八三七	二、七八七	二八、三四四	四、三三八	三三四、二六九
昭和十五年三月	三、五七九	九八、五八〇	三、八八三	三、五八八	一一九、〇七六	七、五八八	二六六、五三〇
同 六月	三、二二三	一〇五、八〇八	六、一八三	九、四〇八	一五三、一五七	四、五三六	二八三、二一八
同 九月	三、六二五	一〇八、九三三	七、一〇一	一五、五九〇	一五〇、九〇七	三、一六一	二九、五三〇
同 十二月	三、六四五	一一八、九七四	七、七二五	九、六二七	一八六、一八七	三、八六七	三〇〇、三八八

備考 臺灣銀行編「臺灣金融經濟年報」による。臺灣貯蓄銀行及日本勸業銀行支店を除く五行の合計。

右は銀行貸出残高の趨勢を大づかみに眺めて述べたに止まる。そこで更に貸出の各種別に就て、この期間における

夫々の傾向を確かめることによつて、貸出全體のかゝる趨勢の眞の意味をより具體的に知ることが出来る。

(一) 各種別貸出の傾向

貸出の種類は、種々の見地から分觀せられるが、先づ第一に貸出の形式による種類に就て見よう。臺灣の普通銀行(但し臺灣銀行をも含めて)が最も依存すること多き貸出形式は、事變前後を通じて、第一が手形割引であり第二が手形貸である。證書貸付は此の二者に次いで金額多く、此の三つの地位(順位)には、事變前から事變以來最近まで變化を見てゐない。第四、第五、第六位は事變前は荷爲替、當座貸付、利付爲替の順であつたが、事變以來漸次此の三つの地位が變化して、最近では當座貸付が第四位、利付爲替が第五位、荷爲替は最下位に下つて終つた(第十五表参照)。

ところで、先づ注意を要するのは、第一位を占める手形割引である。臺灣の銀行貸出の半前後を占めるものが割引手形であるといへば、如何にも臺灣の銀行信用の發達が高い形態乃至高い水準にあるかの如くに見える。商業銀行の授信業務は商業手形の割引を第一に置くべきこと、これは銀行論の説く第一課であり、と同時に、もし實際に其の貸出資金の大半を商業手形の割引に放下することが出来れば、其銀行の準備は理想的に安固だと云ひ得るであらう。然し、それは周知の如く、日本の銀行界が多年追求して來たが、今日迄終に殆ど實現を見ざる、我が國に於ては云はば銀行業者の「憧れ」に過ぎない。それが臺灣の銀行に於て率然と實現してゐたら、それこそ不思議である。經濟界のことは、總じて不思議は存立しない筈だから、さきの當座預金の割合(預金總額に對する)が東京の組合銀行より臺灣の銀行に於て高率を示してゐる事實と同様に、これにも其の充分な説明が別に存するのである。即ち、臺灣では割引手形の殆ど全部が勿論商業手形ではないこと、融通手形や全く借用證文に過ぎぬ實質のものが單に手形の形式をと



つてゐること、云ひ換へれば實質上の證書貸付が手形割引の形を借りてゐること、これが其の説明である。だから、手形は假に三ヶ月期限でも、度々書き換へられ、貸付は往々數年の長期に亘り、長期の貸出になることが初めから判つてゐるから動産は勿論不動産の擔保までついた手形割引が尠くない。勿論これは臺灣だけの特例ではないが、内地

第二十表 種類別銀行貸出金趨勢

年月末	手形貸付		利付爲替		當座貸		割引手形		荷付爲替		其他共計	
	事變前月を100とする指数	貸出計に對する百分比	事變前月を100とする指数	貸出計に對する百分比	事變前月を100とする指数	貸出計に對する百分比	事變前月を100とする指数	貸出計に對する百分比	事變前月を100とする指数	貸出計に對する百分比	事變前月を100とする指数	貸出計に對する百分比
昭和十二年六月	100	43.3	100	0.2	100	2.4	100	43.0	100	5.6	100	100
同 十二月	107	39.5	99	0.1	112	2.4	100	48.5	93	4.6	100	100
昭和十三年六月	109	39.2	121	0.0	119	1.9	100	44.9	158	7.7	100	100
同 十二月	100	37.0	133	0.7	111	1.1	100	49.4	111	5.5	100	100
昭和十四年六月	99	35.9	101	1.2	109	1.3	100	49.4	95	4.6	100	100
同 十二月	111	33.5	80	1.1	109	1.1	100	50.4	74	1.7	100	100
昭和十五年三月	115	37.4	106	1.5	114	1.4	100	53.2	77	1.7	100	100
同 六月	143	36.2	176	2.1	112	1.2	100	53.4	106	1.5	100	100
同 九月	141	34.9	135	2.0	117	1.2	100	53.1	103	1.1	100	100
同 十二月	161	35.0	101	2.3	117	1.2	100	54.9	99	1.1	100	100

と比べて甚だしく顯著である。殊に臺灣銀行は發券銀行で、其の準備物件には法律(臺灣銀行法)上嚴格な形式の制限があるから、證書貸付による貸出はやつて居ない。その代りに、實質上の證書貸付が手形割引の形に移行して居ると思へば間違なく、實情にそはぬ法律の制限は、この場合も結局形式的にしか行はれて居ないのである。

右のやうな次第であるから、臺灣の普通銀行乃至商業銀行が、手形割引を其の主要授信業務としてゐるからとて、格別誇り得る内容を毫もそなへてゐるわけでない。昭和十五年末現在の、全國普通銀行貸出總額は百三十五億五千四百萬圓、其中割引手形が十五億一千七百萬圓であるから、(日本銀行調査局編「金融」による)、總貸出中割引手形の占める割合は一割一分二厘弱であるに對し、同期の臺灣に於ける割手の割合は實に、五割四分七厘といふ比較を絶した結果になつてゐるが、これを見ては却て割手形式の濫用の甚だしきに想到するのが自然ではあるまいか。

右のやうな特殊な内容をもつ割引手形は、事變前月の七千五百萬圓(總貸出中四三%)から事變と共に最も急激に膨脹して、昭和十二年末には九千六百萬圓(四八・三%)となり、其後十四年上半期末までは大體大なる變化なく経過した後、同年下半期から再び急激に増加して、年末には一億二千八百萬圓と總貸出の五割を越え(五〇・四%)、十五年上半期末は一億五千三百萬圓、年末には一億八千六百萬圓にさへ達した(總貸出の五四・七%)。此の増勢は大體貸出總額のそれと相應してゐるが、其の増加率は遙かに貸出總額より急で、事變以來三年半の間に、貸出總額は大體二倍(正確には一九四%)になつたので、割引手形は二倍半(二四八%)に殖えてゐる(前掲第二十表参照)。即ち事變以來臺灣に於ける銀行貸出の膨脹を擔ひ且リードして來たものは、貸出形式から云へば、此の臺灣式割引手形の膨脹に他ならぬ。

次に、第二位の貸出科目である手形貸付は、事變前まで略々割引手形と匹敵し、十二年六月末七千四百萬圓弱の現在高を示してゐたが、十四年上半期末までは殆ど停滞の状態をつゞけ、一時的には却て減少して事變前月の記録以下に下つた月もあつた。それが、十四年下半期より漸増の過程に入り、十五年上半期には一億を越え、十五年末、一億一千九百萬圓に達する勢を示した。事變前月を100とする指數に於て十五年末は一六一、即ち六割一分の増加であるが、貸出總額中に占める割合に於ては、事變前の四二・二%から、三五・〇%に下つてゐる。



第三位の證書貸付の項目に整理されてゐる貸出は、前述割手の實質論からすれば、それだけを見ても意味は少いわけであるが、兎に角證書貸付の形式をとつてゐるものが、事變前月は一千百萬圓であつた。それが事變開始後一時減少（十二年下半年期）したあと極めて緩徐な増加をつゞけて昭和十三・四年中大體一千二百萬圓、昭和十五年上半期末、一千三百萬圓、年末一千四百萬圓弱といふ動きで、その大さは事變以來餘り殖えて居らぬ。總貸出中の重要度は従つて、總貸出の増加に略々逆比例的に低下したこと勿論である。

あとは、當座貸越が、事變前月の四百萬圓から十五年末の九百六十萬圓に増加したが、これは其の性質上、其の速度と云ひ、また方向さへもが安定性をもつものではない。それよりも、もつとはつきり一本調子に増加した科目としては他に利付爲替があり、逆に略々減少の一路を加速度的に辿つたのは荷爲替である、

利付爲替は事變前、金額僅か（十二年六月、三十五萬圓）で貸出中重要科目ではなかつたが、事變以來、滿洲其他、大陸圓域諸地方への輸出の激増に伴ひ年々増加をつゞけ、十三年末には百四十八萬圓（事變前月を一〇〇とする指數既に四二三）、十四年末、二百八十四萬圓（指數八〇八）、十五年末には七百七十三萬圓と事變前月の二十二倍餘に膨脹した。相對的增加即ち増加率だけから云へば、今次事變に際し、最も其の勢の激しかった貸出科目であり、貸出總額中の地位も、〇・二%から二・三%に向上したのであるが、絕對額に於てはもとより重要ではない。

荷付爲替は、米の管理、砂糖移出の減少、其他一般に物資配給の減少、更には自由取引の制限等、時局による物資動員の影響を全面的に受けて、十三年上半期末の一千五百六十七萬圓を頂上に、年々漸減をつゞけて、十五年末僅か三百萬八十七萬圓にまで縮少を見た。

以上を總括すれば、貸出科目中相對的にも絕對的にも増加したのは手形割引と利付爲替の二つで、手形貸付は絕對的には増、相對的には減、證書貸は絕對的には微増、相對的には減、荷爲替は絕對的にも相對的にも減少、而して當

座貸は浮動的であるが大體増加、といふのが其の概要である。

### (三) 重要物産への放資

も一歩具體的に貸出の状況を検討しなければ、前項の分析では餘りに形式的である。銀行の資金が臺灣では如何なる産業に主として貸出されてゐるかを察知する爲めの有力な手懸りの一たる重要物産への放資額を檢討して見ることは、この目的にそふ一つの道であらう。それによつて、臺灣が現實にもつ産業構成（各産業の重要度）と臺灣金融との生きた結び付きが、そしてまたその推移が、更にはまた臺灣金融の季節的繁閑への間接的な示唆の如きも、或る程度まで、之を察知し得るであらう。それを事變以來累年の間に調べることによつて、殊に事變が臺灣の産業構成に及ぼした影響と其の重點の推移といふやうな點にまで自然觸れ得るであらう。

前置きはそれ位にして、臺灣に於ける重要物産と云へば、周知の如く、從來米、砂糖、茶、青果、それに石炭、金、酒精、樟腦等（順序不同）が擧げられた。そして臺灣の工業化の聲がやかましく叫ばれてから、もうざつと十年にもなるけれど、現在でもこれらの物産が臺灣の重要物産でなくなるほどの根本的な變化は起つてゐないのである。

ところで今もし原料の獲得、生産、集荷、販賣、（買上げ）一切の過程に於て、例へば砂糖が金融機關の融通に頼る金額、例へば、原料甘蔗の確保の爲め製糖會社が蔗作農に與へる前貸資金、早植獎勵金、廻つては蔗園獲得並びに改良の資金、會社が自作蔗園に使用し又は蔗作農に配給する爲めの肥料買付の資金、會社が政府に砂糖消費税を納付する爲めに要する資金、原料糖を内地精製糖會社に賣却する場合（小會社）の荷爲替、耕地白糖や精製糖を内地又は大陸に送る際の荷爲替又は利付爲替、其他砂糖擔保の銀行貸出等——凡そ砂糖に關聯して起る一切の銀行融資を合算したものを以て、「砂糖資金」と呼び、米其他に就ても同様の方法に従つて「米資金」、「製茶資金」等を算定するとせよ。



然らばそれによつて臺灣に於ける金融上の重要物産（一年間の融資總額の大きさに従ひ）の序列を得るであらう。此の意味での重要物産は、當該商品が金融機關に資金需要を喚起し來る。依存程度の高下を中心とするものであるから、必らずしも生産額等より見たるそれ自體の産業上の重要度とは合致しないが、此の「金融上の重要物産」は大體、現在のところ砂糖、米、石炭、茶、金、などが、略々此の順位に於て、主要な地位を占めて居る。これに金額は少いが、傳統によつて酒精、樟腦をも加へると合計七品目になる。

第二十一表 重要物産に對する銀行の放資額（單位千圓）

年、次	砂 糖	米	茶	樟 腦	酒 精	金	石 炭	計
昭和十二年	100,017	117,114	10,731	—	111	6,111	36,676	561,010
同 十三年	273,366	337,311	11,081	11	11	3,601	18,094	633,377
同 十四年	338,182	333,810	16,661	83	3,661	8,933	33,633	717,080
同 十五年	349,626	274,767	21,280	70	2,394	21,665	37,333	698,556

備考 臺灣銀行編「臺灣金融經濟月報」による。各物産に對する一年中の放資總額。

ところで、これ等の「重要物産」（七品目）が一年間に銀行資金に依頼する融資の高は、事變第一年たる昭和十二年の累計が五億六千百萬圓、十三年が六億五千五百萬圓、十四年が七億一千七百萬圓、十五年が六億九千九百萬圓程度に達してゐたから、其の重要度は極めて大きいと云はなければならぬ。尤もこれは前掲第二表の臺灣に於ける金融機關のもつ運轉資金（正確にはその全部ではなく特にその中の銀行資金）と比べることは許されない。云ふまでもなく、一方は一年間の融資累計で、同一資金の回轉が加はつて居るに對し、第二表の数字は昭和十四年末日、即ち一時點の現在高であるからである。銀行の貸出残高に、銀行資金の平均回轉率を乗じたら、總貸出累計が得られるが、今

かゝる間接の手段（其の爲めには回轉率を知らねばならぬ）も、直接的な數字（總貸出累計そのもの）も共に持ち合せて居ないから、茲に、重要物産への放資額が銀行の總貸出累計額に對する重要度を計數的に示すことは出来ないが、兎に角、一年間六、七億圓といふ資金需要は、其の數目から見て、臺灣の「民度」にとつて其の重さの大きいことに問題はなかるべきである。

而して此の七品目中、就中米と砂糖の二商品の地位は壓倒的に重要である。昭和十二年は此の二つへの放資累計が五億三千百萬圓であつたから、七品目への總放資累計の五億六千百萬圓に對して九割五分五厘、昭和十五年の場合でも、六億二千四百萬圓、即ち總放資額の九割弱を占める。唯、事變前までは、米と砂糖は一年間の所要資金總額に於て略々雁行しながら、やゝ米の方が多額の傾向にあつたのが、事變と前後して遂行された米穀管理と其後の收穫減とに原因して、昭和十五年には砂糖資金の方に六七千萬圓方多額を要する結果を生じてゐる。

此の二品目は従つて重要物産中の重要品目であるが、これに次で「金融上の」重要物産は石炭の資金所要年額三千八百萬圓（昭和十五年）、茶の二千百萬圓（同上）、金の一千三百萬圓等で、酒精（二百萬圓）や樟腦は、金融的見地から云へば重要ではない。（第二十一表参照）。

以上は總累計（一年間）に於ける所要資金より見たのであるが、これ等の重要物産に對する銀行の一ヶ月平均の貸出残高は如何？ 各資金の回轉率には資金の用途其他種々の原因により著しい差があるから、一年間の累計所要額と月平均残高とは決して比例しない。具體的に米と砂糖をとつて見ても、米資金の回轉期間は砂糖資金より平均してすつと短い（換言すれば、平均回轉率は砂糖より高い）から、一ヶ月の平均残高に就て見れば、米への放資より砂糖の放資の方が事變前も常に多かつたのである。此の勢は事變中に著しく促進されたことは注目し得る。即ち昭和十二年の一ヶ月平均放資残高、砂糖の二千七百萬圓に對し、米は二千六百萬圓、十三年は砂糖三千六百萬圓に對し米は



二千九百萬圓、十四年は砂糖四千四百萬圓に對し、米は二千八百萬圓、十五年に至つては、砂糖の五千二百萬圓に對し米の一ヶ月放資残高二千五百萬圓と、終に砂糖の半額以下に下つたものである。要するに事變以來著しく砂糖資金に對する米資金の貸出残高の地位が低くなつた。これは事變下に起つた現象ではあるが、格別事變とは直接關係のない原因によるもの、即ち米穀管理法の實施による米資金の性質の變化、具體的に云へば、米穀會計への貸出といふ短期資金が米資金の主要な部分を占めることとなつたことから起つた米資金の回轉速度の上昇が其の主たる原因だと考へられる。

第二十二表 重要物産への月平均放資残高

年次	其他共物産 放資月平均 總残高		同上指數	銀行貸出残高 指數		總平均残高の 貸出残高に對 する割合
	千圓	千圓		100.0	%	
昭和十二年	二七、四七九	三五、六三二	100.0	100.0	一九・六	
同 十三年	三五、八四〇	二八、六三三	一二・二	101.1	三三・二	
同 十四年	四三、九九四	二八、〇五五	九、六七六	110.4	二二・七	
同 十五年	五一、五〇三	三五、四六七	六、六三九	117.2	二二・〇	

備考 臺灣銀行編「臺灣金融經濟月報」による。指數は算出せるもの。

最後に、これ等重要物産の貸出が、臺灣の銀行資金の貸出全體に對して占める地位は、事變以來變化してないであらうか。前掲第二十一表による重要物産への放資累計額は、事變第一年の五億六千百萬圓から、昭和十五年の六億九千九百萬圓へ、大體二割五分近く増加してゐる。然し此の増加率は銀行預金の増加率(九割九分)と假に比較して見ても、餘り高い増加率とは申されぬことが判らう。尤も銀行資金の中貸出に用ひられる部分と、貸出以外の投資即ち公

社債其他有價證券への投資との割合は、後述の如く、事變以來著しく變つて來てゐる(有價證券保有の割合が勿論大きくなつてゐる)から、預金残高と睨み合せても銀行貸出に對する重要物産放資の正しい比重は判らないのであるが、兎に角、銀行の資産運用上に占める(重要物産放資の)割合が、事變以來著しく比重を軽くして來てゐることだけは、それによつても充分に明らかだ。而して、資産運用方法の中、特に貸出全體に對する比重は、第二十一表の、重要物産放資残高と銀行の總貸出残高との比較によつて、一應直接に明らかとならう。昭和十二年の重要物産平均放資残高は五千九百萬圓、十五年は八千七百萬圓であるが、他方銀行の總貸出残高は、假に十二年末現在の貸出残高(十二年中平均残高ではない)をとると三億百萬圓弱、十五年末が四億五千八百萬圓(臺灣金融月報による)であるから、十二年の重要物産放資残高の總貸出残高に對する割合は約一九%、十五年のそれは一八・七%と、事變三年間に其の比重は極く僅かながら輕くなつた如くである。然しこれも、總貸出残高が季節的に動かされること最も著しき年末現在の數字で、一ケ年の平均残高でないから、餘りあてにならない。重要物産への放資残高の方は一ケ年平均であるから本當は比較すべからざる異質の二數字を取て比較したまでのことで、これによつて斷定を下すわけにはいかぬのである。重要物産放資残高の指數は第二十二表では、昭和十二年を一〇〇とする十五年には一四七・二に、銀行總貸出残高(但し年末)は同基準、一五二・三となつて居る。兎に角、この差の五・一が、此の表では、物産放資残高の重要度が事變以來臺灣の銀行貸出中、其の地位を低下した割合といふことになつてゐる。正確な資料を右の如き次第で今、之を缺いてゐる斷定はできぬのであるが、事變以來米糖二大物産を主とする臺灣の重要物産への銀行貸出は先づ以て多少共相對的に減少したと見てよからう。少くとも數字を離れて、臺灣での我々の常識と感覺とはそれを肯定するものである。それは臺灣の工業化、新興産業への資金融通が、事變中臺灣の銀行貸出に新しい課題として附加されて來たからで、それを述べるのが次節の目的である。



第二十三表 信用組合貸出金及預け金 (單位千圓)

年 月 末	市街地信用組合		農村信用組合		合 計	
	貸付金及 割引手形 千圓	預け金 千圓	貸付金及 割引手形 千圓	預け金 千圓	貸付金及 割引手形 千圓	預け金 千圓
昭和十二年六月	一九、〇〇九	七、〇〇三	九、七〇四	三、八〇八	二八、七一三	一〇、八一六
同 十二月	一九、二四五	五、九四六	八二、三九五	一五、三六七	一〇一、五四〇	二二、三三三
昭和十三年六月	一九、三六七	六、七二六	八四、二九四	一七、二七七	一〇一、六六一	二二、九五三
同 十二月	一九、四五六	一〇、八二六	八三、四三〇	三〇、八〇七	一〇三、八七六	二四、六三三
昭和十四年六月	一九、六八八	一四、七〇〇	八五、五〇九	四〇、〇九二	一〇五、一九七	二五、八〇三
同 十二月	二一、〇七八	一七、四九八	九三、六八九	五〇、〇〇三	一一四、六九七	二七、五〇一
昭和十五年三月	三三、八三八	一四、七九五	一〇三、五五六	八八、〇〇四	一一五、五六一	三三、八〇七
同 六月	三三、七五五	一六、一六九	一〇三、四九九	八九、五五七	一一三、二四四	三五、五三六
同 九月	三四、一一一	一五、〇一九	一〇三、三〇〇	八八、八二六	一一二、一二四	三五、五三六
同 十一月	三五、〇六六	一〇、三七五	一〇三、三六一	一〇三、三六一	一一二、一四〇	三五、五三六

備考 「臺灣金融經濟月報」による。合計は算出せるもの。

猶序ながら、臺灣の信用組合の貸出と準備金(預け金)との事變以來の趨勢を表示して置く。信用組合の遊資は事變初期の、昭和十二年下期から、十三年上期にかけて(預金引出の期間)著減したが、其後漸増し、殊に市街地信用組合に於てそれが甚だしく、自己運用の途を缺いて預け金の形に放置せらるゝ遊資が、實際の運用資金(一〇〇として)の七〇乃至八〇%にも達してゐることは、考究の價值ある問題であらう。(第二十三表参照)。

### 第六節 臺灣工業化の資金

—臺灣の生産力擴充資金—

#### (一) 臨時資金調整法の施行

今次事變に際して日本の金融界に直接最大の影響力をもつた政策は、昭和十二年九月(二十七日)より實施を見た「資金調整」であつたこと周知の如くであるが、臺灣にも、少しく後れて(昭和十二年十月十五日より)臨時資金調整法の實施を見た。而して十三年八月十五日及び十四年四月二十二日等、合計三回に亘る同法(及び同法に基く命令)の一部改正による資金統制の強化に際しても、臺灣は之に順應したのである。それは總力戰遂行の目的による資金統制の實は、臺灣をも例外とすることを許さなかつた當然の結果であるが、軍需品生産及び國民の主食食物等生命維持に必要な物資の生産維持の爲め必要な資金の供給は之を第一義となし、外國より輸入必須の資材に對する代金支拂を外貨獲得によつてカバーすべき地位にある輸出産業への資金供給をこれと併行又は第二位と看做して重視し、それ以外の産業への資金供與は、これ等諸産業への資金供給の後猶餘りあつた場合に之を認めるといふ臨時資金調整法の精神を始めとして、同法の根本をなす諸點は敢くまで之を貫徹したが、唯細部に就き臺灣が内地と事情を異にする爲め其のまゝ施行し難い點が多少あつた。殊に臺灣の工業發達の程度は著しく内地より後れて居り、分けても臺灣の工業化は漸く第一歩を踏み出しかけたばかりの情況に於て事變の勃發を見た關係もあつて、資金供給の順位を内地と全く同様には定め難い事情に置かれて居た。さういふ次第で臨時資金調整法の施行に當つては多少の特例を設けなければならなかつた。即ち、内地とは資金の調整標準に差を設け、事業順位の格付け上内地に於けるより上位にランクせしむ



る必要を生じた事業も尠くなつたのである。工業鹽製造業、水産業、上水道業、馬産事業、硫酸製造業、綿織製造業等はその例で、内地に於けるより一級又は二級、上位の標準にランクせられてゐる（前掲「臺灣の金融」による）。このやうなわけで臺灣にも昭和十二年十月十五日以降資金調整が実施され、事業設備は自己資金によるものも、その新設、増設に統制の力が加はることとなつたから、この方面への金融機關の資金貸出は勿論法規に遵つて行ふことを命ぜられる結果となつたので、この點それは事變が臺灣の金融に及ぼした影響を考察する本稿に最も重大關係ある出來事と云はなければならぬ。殊に、臺灣金融の動向の中、貸出乃至資金供給の面を論ずるに當つては、當然觸れざるを得ない最大題目が資金調整法運用の實績であるといふ結果になつてゐるのである。

### (二) 「工業化」と生産力擴充との合體

臨時資金調整法の意義と目的とは、かくの如く事業資金（主として設備資金）が自由調達を原則として禁止せられたといふ點にあり、従つて其の結果は、資金供給者たる銀行（其他）の貸出（一定金額以上の）業務が政府の統制下に置かれるやうになつたといふ點に於て、其の結果の第一は金融部門の現象としてあらはれたが、同じ結果のもう一つの面は、云ふまでもなく擴大再生産過程即ち生産力の擴充が産業の營養線たる資金關係を通じて、之が把握統制により戰爭目的に適合するやう調整せられるに至つたこと、これである。然るに臺灣としては、この時まさに所謂「工業化」への發足點に立つの時であつたから、將に出發せんとする臺灣産業轉換の方向をばこれが必然的に決定左右するの影響を生じたことは否定し難い。即ち、工業化を國全體の事變目的に即應する方向に向け換へしめたこと、且多かれ少かれ、此の時運乃至時潮が臺灣の工業化に一つの促進力、乃至起動力となつたこと、これが臨時資金調整法實施の臺灣の工業化に及ぼした大きな結果であつた。

かゝる作用の方向は、資金調整が現在のやうな形で今後もつゞけられる限り、今後も持續累積しゆくわけであるが、抑も同じく工業化と云つても、如何なる種類の工業を第一に助成發達せしむべきかは、云ふまでもなく種々の立場から考察決定し得ることがらで、其の結果として工業化の進展に伴ひ臺灣の産業體系がとるところの姿その態勢も、種々のものとなり得るわけである。然るに此の意味に於ける工業化臺灣の具體的相貌、換言すれば將來の臺灣工業の體系は、此の臨時資金調整（「臨時」の二字は將來の大勢を按ずる場合、根本的に云つて之を讀まずに置いて差支ないことは内地も臺灣も同じだ）によつて、相當強力に決定を蒙るべき事態を招來した。即ち、所謂米糖二元主義の標語により大體事變頃まで維持促進されて來た農業とそれに隨伴乃至附加せられた農産加工業を主體とする臺灣産業が、其の臺灣自體の内部的發展の結果として自然に辿つたであらう工業化の方向なるものを考へると、少くとも自ら或る程度臺灣の内部事情と臺灣の歴史とによつて決定された自然の「方向」とも云ふべきものが存した。乃至存すべきであつたこと、これは何人も疑なきところであらう。此の臺灣の内部から發した所謂自然發生的工業化の方向に、資金調整法は大いなる修正と轉換を加へた、否正確には、加へるべき關係にある。如何なる方向への轉換か。繰り返して云へば、臺灣自體の歴史的經濟的必然の方向から日本全體の國家的政治的必要的方向に。これをも少し詳しく云ふなら臺灣工業化計畫なるものは、事變勃發まで何等具體的には成案を得て居なかつたが、早晚そして漸次に自ら進展擬固して定型をとつたであらう工業化の方向が、根本的には敢くまで日本全體の事變目的に格遵した産業計畫の一部分として、それに包攝せられ、日本全體の生産擴充計畫の一部分として樹立遂行せらるゝ使命を明確に賦課されたといふことではなければならぬ。もう一つ云ひかへると「臺灣の工業化」と所謂「生産力擴充」との合體、これが臨時資金調整の臺灣に與へた、又は與へつゝある、そして又與へんとしつゝある方向を、當爲として見た相貌なのである。それは前述した臺灣の金融部門への影響といふ、少くとも資金調整の字義からしては形の上でより直接的な影響と考へら



れるものに之を對比するなら、寧ろその表をなすところの面とも云ふべきであらう。尤も、資金調整が工業化の方向に及ぼす影響には狭い限度がある。工業は資金だけあれば發達するといふものでは勿論ない。原料、動力、勞働力、市場等、資金以外に幾多の要件がある。又資金調整の運用そのものに就ても度合の差をもち得る筈である。従つて、將來臺灣の工業化が迫るべき方向が、今や一資金調整法の實施によつて、臺灣自身の内部的要求や歴史的必然や經濟的條件から全くかけ離れた方向へと絶對的に運命づけられたなどといふことが、あり得るわけのものでは決してない。これは云ふまでもないことであるが念の爲めに注意して置かう。

それは兎に角、資金調整のかゝる臺灣工業體制創成への相當強力な作用が動いてゆくにつれて、そこからまた臺灣金融界に、今度は預金其他の受信的關係を通じて、間接的影響とも云ふべきものが、反射されて來るであらう。資金調節が直接臺灣の金融に、主として授信業務に關して及ぼす前述の影響と、工業化形態を通じての間接的作用と、綿密に云へば此の二つが金融部面への影響として算へられることは事實であるが、後者にまで論究し得る時期は勿論ずつとその作用が具體化した將來のことで、現在のところ資金調整もまだ實施以來僅か三年半の短い期間を經過したに過ぎず、臺灣の工業化に至つては、全くホンの第一段階、それも第一歩を、しかも事變下資材不足等最悪の條件下に踏み出したところである。

何れにせよ、こゝでは、資金調整の實行が臺灣に於て事業資金の供給に如何に影響したか、又如何なる産業就中工業種類に主として事業資金が配分せられたか、それを概説するに止めよう。

猶資金調整は云ふまでもなく工業資金だけを對象とするのではなく、鑛業、農林業、水産業、交通業、商業等、凡そ一切の事業に於ける設備資金を其の統制下に置くものである。また生産力擴充としても單に工業生産力のみを擴充ではない。然しその重點は工業に自ら置かれざるを得ず、殊に臺灣の場合然るを見る(後述参照)。臺灣での資金調

整は従つて工業化資金に最も關係するところ重且大なりとせざるを得ないので、以下主として此の觀點より説述する。然し資金計畫のことは、物動計畫同様に、その細かい事實は發表されては居らぬ。従つて、我々の目的に充分な資料を掲げてこれを究明することは許されない。其の點、臺灣總督府が、「臺灣金融年報」や、「臺灣の金融」や、調査「臨時資金調整法施行狀況」等に於て既に公表してある資料の範圍で説明するの外はない(臺灣金融年報と「臺灣の金融」とは印刷、また「臨時資金調整法施行狀況」は謄寫の形で、三者共臺灣總督府財務局の發表せるもの)。

### (三) 臺灣工業化の設備資金

事業設備資金の源泉は、一般的に云つて、自己資金によるか、然らずんば他人資金即ち借入資金によるの二途しかなくことは云ふまでもないが、臨時資金調整法は此の自己資金乃至借入資金の一般觀念とは別個の資金區別に遵つて、

第二十四表 臨時資金調整法による取扱別設備資金累年表 (單位千圓)

年 度	金融機關の貸付けたるもの		調整法第四條、第四條の二及第六條により認可したるもの		他部局よりの協議に同意せるもの		合 計	
	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比
昭和十二年	二、三三五	五・五	六三、九六三	九〇・八	四、〇九〇	五・八	七〇、四〇八	一〇〇・〇
同 十三年	八、九七〇	七・九	六五、〇七四	五六・三	四〇、八三三	三五・八	一三三、八七七	一〇〇・〇
同 十四年	三三、三三二	一六・三	六一、九七四	四二・九	五九、〇九九	四〇・九	一四三、三三五	一〇〇・〇
累 計	四四、七三七	一〇・六	一七〇、〇一一	五七・八	一四〇、〇〇一	三二・六	三二八、七三〇	一〇〇・〇

備考 臺灣總督府編「臺灣金融年報」による。但し累計及其百分比は算出せるもの。

昭和十二年は、十月十五日、臨時資金調整法實施以後の數字(以下同)。



資金統制の規準を樹ててゐる。それによれば大別して合計三種となる。即ち先づ第一は調整法第四條、第四條の二、第八條が認可乃至許可事項としてゐるところの、理論上の「自己資金」で、この中には、細別すれば「自己資金等による設備」、株金拂込、増資、會社新設（其他會社合併、目的變更）等が含まれる。何れにせよ、金融機關の貸出に直接依據せずして設備資金が調達せらるゝ場合である（但し間接的には例へば株主が拂込金を銀行に頼つて調達すること等金融機關と勿論無關係とは云ふ可からず）。次に第二は、之に反して、直接金融機關の貸付によつて事業設備資金が調達せらるゝ場合で、其の貸付の形式は一般貸出たると社債形式たるとを問はないが、もとより認可を要することは自己資金の場合と變らない。第三は、臨時資金調整法以外の法令によつて事業設備の新設擴張を要する等の理由から、當該法令乃至事業の種類に應じて夫々の主管官廳より協議して來たのに對して資金調整の主務官廳が同意を與へた場合である。従つて此の第三の場合は、上述せる資金源泉の區別から離れた分類となつてゐる。第一種を簡單に「法第四條、第四條ノ二、第八條ニヨル認可額」、第二種を「金融機關ノ貸付ケタルモノ」、第三種を「他部局ヨリノ協議ニ同意セルモノ」と略稱すれば、昭和十二年十月十五日實施以來の、臺灣に於ける事業設備資金の累年と趨勢とは第二十四表の如くである。

これによると「法第四條、第四條ノ二、第八條ニヨル認可額」が連年第一位を占め、昭和十二年（正月二ヶ月半の短期間）と十三年とが各々六千四百萬圓、十四年が六千二百萬圓、而して昭和十四年迄の累計額が一億九千萬圓に達して居り、總設備資金中、昭和十二年は九割、十三年は五割六分、十四年は四割三分、三年間の累計に於ては五割八分が自己資金に依り、換言すれば直接には金融機關の貸付によらず主として内地資金によつて調達されたことが判る。前述の如く、調整法が規制する事業資金中には勿論工業以外の諸産業の資金をも含むが、此の點よりして、臺灣工業化の資金、就中その設備資金が主として如何なる源泉に頼つて調辨されつゝあるかを充分に窺ふことが出來やう。

第二位は「他部局ヨリノ協議ニ同意セルモノ」で、昭和十二年は僅かに四百萬圓に過ぎなかつたが、十三年には四千百萬圓、十四年には五千九百萬圓と、法第四條以下の認可額に漸次近づき、三年間の累計は一億四百萬圓。設備資金總額中三割二分弱がこれによつて居る。直接金融機關の貸付けた分は、以上二項目に比すれば甚だ小額で、昭和十二年が二百萬圓、十三年が九百萬圓、十四年に至つて急増してゐるが、それでも二千三百萬圓であつたから、累計も三千五百萬圓足らずで、此の期間に於ける事業設備資金中漸く一割餘りを金融機關が直接に賄つたといふ程度を出て居ない。然しこれは資金が長期に亘る設備資金であるから、本來普通の銀行信用に頼り難き資金の性質にもとづく自然の結果と云ふべきであらう。それは兎に角、臺灣の諸事業、就中所謂工業化が其の事業設備資金に關して金融機關（實際には銀行）に頼る部分は、株價の一般的低落、（従つて増資の困難、新設の場合にも自己資金への依存度の相對的減少）社債市場の梗塞等、種々の情勢の結果として、昭和十四年末迄の傾向としても、漸次増強し來つたが、今後當分の見透しとしては、銀行資金への依存の必要は益々増加するとも減少しないであらう。ところが、他面銀行の受信面は前述の如く益々短期預金への偏向を辿りつゝあつて、到底、長期設備資金の漸増する供與要求に應じ難き方向に進展しつゝある。現在のところでは生産擴充の障礙は内外地共資金難よりも壓倒的に資材の入手困難にあること勿論であるが、生産擴充の進度に於て比較にならぬほど後れて出發した臺灣としては、資材問題に加へて、今後資金問題の點でも、決して障礙なしとしない見透しの下にあるかと考へる。臺灣の工業化が恰度事變下に發足したことが不幸な出發であつたと考へられるこれも一點ではあらう。

猶、上述三項目の設備資金合計は、昭和十二年が總額七千萬圓、十三年が一億一千四百萬圓、十四年が一億四千四百萬圓と漸増をつゞけて居り、十二年は十月半以降の數字であるから暫らく別とすれば、十三年基準の増加率は二割七分に當る。十五年の増加率は更に一層高かつたと考へられるから、大體設備資金に於て三〇%前後の加速度がこゝ



數年間に於ける臺灣の事業擴張、就中臺灣工業化の所要速度と考へられはしないであらうか。尤も、物價の騰貴をも見込まなければならぬから設備資金の増加率をそのまゝ事業設備乃至生産力の實體的增加率と誤解してはならぬ。又所要速度といふ語を用ひたが、必要といふことは抽象論としては如何様にも希望的に大きく考へられるものだから、こゝで云ふのは実績と餘り離れない範圍の速度である。過去の実績と比べれば、益々物資も資金も窮屈になつてゆくと考へるべきであらうから、過去の実績から割り出した所要速度も、今後の實際に於ては「最高速度」たるに止り、「巡航速度」にはならぬ非實際的のものとならうも知れぬ。兎に角、調整法實施後二年二月半に臺灣に投ぜられた事業設備資金は累計三億三千萬圓足らずであつて、これはまた工業化の爲めの、内地資金の臺灣移入額と見て大差はなし。

第二十五表 事業別設備資金の用途

年度別	鐵業		工業		農林業		水産業		交通業		商業		其他の事業及施設		合計			
	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比		
昭和十二年	千圓 六〇〇・〇	五・五	千圓 六五七・五	六・一	千圓 九四・一	〇・九	千圓 一〇・〇	〇・一	千圓 一〇・〇	〇・一	千圓 一〇・〇	〇・一	千圓 一〇・〇	〇・一	千圓 一〇・〇	〇・一	千圓 一〇・〇	〇・一
同十三年	千圓 九〇六・八	八・三	千圓 九〇七・七	九・〇	千圓 一、七〇九・一	一五・五	千圓 一〇・〇	〇・一	千圓 一〇・〇	〇・一	千圓 一〇・〇	〇・一	千圓 一〇・〇	〇・一	千圓 一〇・〇	〇・一	千圓 一〇・〇	〇・一
同十四年	千圓 九九二・六	六・九	千圓 一〇一〇・八	九・九	千圓 二、三四六・一	二一・六	千圓 六、六六七・〇	五〇・七	千圓 一〇・〇	〇・一	千圓 一〇・〇	〇・一	千圓 一〇・〇	〇・一	千圓 一〇・〇	〇・一	千圓 一〇・〇	〇・一
累計	千圓 一、九〇五・三	一五・五	千圓 二、五七三・〇	二〇・三	千圓 四、九六七・一	三八・七	千圓 一、七〇九・一	一三・一	千圓 一〇・〇	〇・一	千圓 一〇・〇	〇・一	千圓 一〇・〇	〇・一	千圓 一〇・〇	〇・一	千圓 一〇・〇	〇・一

備考 臺灣總督府編「臺灣金融年報」による。但し累計及び其の百分比は算出せるもの。總累計は「年報」所載の合計欄を合算せるものと、各業累計を合算せる結果と計數合致せず。暫く前者をとりて括弧内に後者をも併せ示しをけり。

(四) 設備資金の主なる用途

以上は總観で、事業設備資金の主體をなすものが工業資金であるとの想定の下に説述して來たが、此の想定は論證されることを要すること勿論である。そこで臨時資金調整法實施以來、設備資金は臺灣で如何なる用途に配分使用されて來たかを検討しなければならぬ。それは或る程度まで生産力擴充の重點を窺ふことでもある。

第二十六表 内地に於ける設備資金の用途

(自昭和十二年九月至昭和十四年十二月)

事業別	金額	百分比
鐵業	千圓 一、〇八八・三	二二・一
工業	千圓 五、一五二・四	六六・一
農林業	千圓 二、一九七・六	四〇・一
水産業	千圓 五三、八八九	〇・九
交通業	千圓 一、〇三九・六	二二・四
商業	千圓 一、七六八・〇	三六・八
其他の事業及施設	千圓 一、三三六・九	二七・七
合計	千圓 八、三三六・九	一〇〇・〇

備考 金融機關の貸附けたるもの、調整法第四條、第四條の二、及第八條による認許可額、他の官廳の協議に同意せるもの、の三者の合計。東洋經濟新報第一九一八號により算出。

ところで政府は内外地共、當然のことながら此の點細かい發表はして居らぬ。即ち部門別の資金額しか判らないので、工業なら工業の中、重工業、化學工業等の工業種別、況や同じ化學工業でも油脂とかマグネシウムとか肥料といふやうな細目に就ては、現在分析を進め得る時期でない。その大體の産業別の計數は前頁所掲第二十五表の如くである。

即ち十四年末迄の設備資金三億三千萬圓弱の中、二億五千七百萬圓、即ち全體の七割八分三厘といふ壓倒的部分は、工業化の爲めに投下されて居る。これは第二十六表の、内地に於ける同じ設備資金の事業別計數と比べると、總額八十三億圓餘の總事業設備資金中、



工業に投ぜられたものが五十五億圓餘で、内地でも工業の生産擴充が第一位を占めて居るが、其の割合は六割六分一厘に過ぎず、臺灣で工業の占める比率よりも一割二分二厘も内輪になつて居る事實を知るであらう。即ち事變以來工業用設備資金は、他の部門に於ける設備生産能力の擴張と比べて、内地以上に臺灣では重點を置かれて來て居るのである。これが先に、臺灣では生産力擴充と工業化が合體したと云ひ、又事業設備資金の調整を工業化資金の調整と殆ど同義語として用ひ來つた所以でもある。

第二位は、鑛業で累計が二千萬圓足らず、總計の六分一厘に當る。内地でも鑛業が第二の資金用途たることは同じであるが、前述八十三億圓の總設備資金中、十一億圓足らずに達し、其の比率は一割三分一厘に當つて居て、比率に於て臺灣の二倍以上にも及んで居る。これは臺灣の鑛業資源乏しき現状から來る己むを得ない結果で、鑛物原料資源開發の貧弱といふ條件は、臺灣の工業種類を左右する大きな要因ともなつて居る。

第三位は交通業であるが、これも臺灣では三億三千萬圓中一千八百萬圓で五分六厘の比率に對し、内地は十億圓で殆ど鑛業と同額、一割二分四厘の割であるから、比率に於て交通業の設備擴張に用ひられた資金も臺灣は内地の約半にしか達して居ない。これは主として電力事業の發達程度に差に照應するものであるから、これまた原料關係と並んで臺灣の工業發達の形態に大きな影響をもつところの、動力問題の實態から生れた計數の開きと云ふべきであらう。其他の業種では水産業への資金供給が内地より臺灣が比率上重要な地位を占めてゐることに注意を喚起すれば足ると云ふ他格別問題はない。

前項では事業設備資金の源泉別、また上にはその用途を述べたから、二者を合して、金融機關の貸付けたもの用途、調整法第四條以下による認許可資金（自己資金）の用途等、各別に表示すれば第二十七表の如くである（猶これは施行以來昭和十五年六月末日迄の累計に就て表示したものであるが、資料出所の相異により前掲二表の計數とは矛盾する部分もあることを斷つて置く）。

盾する部分もあることを斷つて置く）。

第二十七表 臨時資金調整法による事業設備資金

（自昭和十二年十月十五日 至昭和十五年六月三十日）

事業別	金融機關の貸付けたるもの		他部局よりの協議に同意したるもの		合計	百分比
	千圓	千圓	千圓	千圓		
鑛業	二,〇五八	一四,七五〇	四,五五六	二,二六四	二一,五六四	六・五%
工業	二八,〇六六	一三三,四四三	八六,〇〇一	二四六,五〇〇	四六六,〇〇〇	七五・二%
農林業	三六,六六六	二八,八三七	六四五	七,一四八	七二,七〇九	二・二%
水産業	一三二	七,七二三	一五三	八,〇二七	九,四〇二	二・四%
交通業	三八八	三,二九一	一六,八八八	三〇,五六七	三四,七六三	六・三%
商業	九三二	一,八九九	三	二,八三三	三,七六五	〇・九%
雜業	六〇	—	—	—	六〇	—
其他の事業及施設	七,七八三	三,七二三	九,八〇九	—	一三,五九二	六・五%
合計	四三,〇七四	一六六,三三六	一八,〇〇〇	三三七,八〇五	五〇〇,〇〇〇	一〇〇・〇%
百分比	一三・一	五〇・八	三・六	一〇・五	—	—

備考 臺灣總督府財務局調「臨時資金調整法施行状況」による。別表臨時資金調整法による事業別設備資金累年表、及び同じく取扱別設備資金累年表（第二十四、五兩表）の累計額は、十四年末までの計數にも拘らず、本表の累計より却て大となりをり。そのまゝにしをけり。



(五) 自己資金と借入資金

臨時資金調整法第四條、第四條ノ二、第八條によつて認可乃至許可せられた自己資金は、前述の如く、臺灣の場合にあつても事業設備資金中の過半（昭和十四年末迄の累計中）を占めて居る。所謂「自己資金」は調整法の基準によると數種の細目に分れるが、今、昭和十四年六月末日迄の認可実績二七九件、一億六千八百萬圓に就て見れば、其

第二十八表 調整法第四條、第四條の二及第八條に基く取扱成績

申請事項別	件數	取扱金額	百分比
自己資金等による事業設備株金拂込併告	一六二件	六九〇、三五千圓	四二・二
資本増加	二〇	四、四五〇	二九・三
會社設立	三二	一、八八七	一一・一
會社合併	一	一九、九〇〇	一・二
目的變更	一五	三、五三三	二・一
合計	二七九	七、四〇三	一〇〇・〇

備考 自昭和十二年十月十五日  
至昭和十四年六月三十日

の第一は所謂「自己資金等による事業設備」で、一六二件、六千九百萬圓、認可可總額の四割一分一厘を占め、第二は既設會社の未拂込徴収で、六〇件、金額にして四千九百萬圓、總額二割九分三厘を占めてゐる。第三位が會社新設の三一一件、三千五百五十萬圓（拂込資本、この公稱資本は一億二千萬圓）認可可總額に對しては二割一分一厘の割である。増資による設備資金の調達は第四位で遙かに下り、一〇件、拂込資本にて一千四百萬圓弱（公稱資本で計算すれば四千五百萬圓餘）第四條以下による認可可總額の八分三厘にしかならない。此の他に目的變更が一五件あるが、金額は四十萬圓餘で極めて小さい。要するに、臨時資金調整法第四條以下による設備資金は、狹義に於ける自己調達

即ち積立金等會社自體の資金によつて行はれる設備の新設擴張を最も主要な調達方法となして居り、新株の未拂込の徴収が之に次で重要性をもつ。此の二つの方法を合すると設備資金認可可總額の七割餘に達し、結局臺灣での生産擴充は内外地既存大會社の設備擴張によつて大勢を支配せられたことが此の點にもあらはれて居る。之に對して臺灣の工業化等の爲めに行はれた會社の新設は、設備資金の比率から見ると、全體の二割餘りといふ結果が示されて居るのである（第二十八表参照）。

ところで、廣義の自己資金（株金形式を含む）による設備の新設と擴張とは、調整法第四條以下によつて、其の認可許可の順位輕重が甲、乙、丙の三類に大別されて居ること周知の如くである（更に甲類はイ及びロの二類、乙類はイ、ロ、ハの三類、に細別されてゐる）。甲類の産業とは軍需に直接關係ある産業、及びそれと密接な關係にある基礎産業を云ひ、丙類の産業とは既に生産力の過剰なる産業及び其の性質上不急乃至不要と看做される産業を指す。乙類の産業とは、二者以外のもので、資金に餘裕ある限り擴充するものである。従つて、生産擴充の實行の進むにつれて會ては甲に屬したのも、既に生産の所期の目的を達して過剰産業（丙）となるものを生ずることもあるべく、甲、乙、丙の分類に所屬する各産業の地位は、本來不動ならざるべき性質のものであるが、實際にも如何なる事業を甲類とし乙、丙類とするかの事業区分は、昭和十二年秋の實施後、三回に亘つて改正を蒙つて居り、甲、乙、丙の標準別に認可可せられた設備資金額を累年的に比較する上に、この内容の變化は困難な問題を投げて居るが、それを承知した上で假に認可可標準別の大勢を見ると第二十九表の如くである。

即ち昭和十二年は實施期間が前述の如く十月半以降で甚だ短かつたから標準にはならないが、認可可總額六千四百萬圓の中、九割を占める五千八百萬圓が乙類産業で、軍需に直接關係ある第一順位の生産産業は五百餘萬圓（總額の僅か八分六厘）の設備資金を許されたに止まる。昭和十三年には、然るに、甲類産業が急激に増加して、總額六千四



第二十九表 事業設備資金の調整標準別による認可許可額

(臨時資金調整法、第四條、第四條ノ二及第八條に依る)

年次	昭和十二年	同十三年	同十四年	累計
甲類	金額 五、四九三(千圓) 百分比 八・六%	金額 三、六〇〇(千圓) 百分比 三・六%	金額 一、七四〇(千圓) 百分比 二・二%	金額 一〇、八三三(千圓) 百分比 一〇・八%
乙類	金額 五八、〇四三 百分比 九〇・七	金額 二七、六〇〇 百分比 四三・一	金額 一三、六九九 百分比 二一・九	金額 九九、二四二 百分比 六八・一
丙類	金額 四三三 百分比 〇・七	金額 八六四 百分比 一・一	金額 七九七 百分比 一・一	金額 二、〇九四 百分比 一・一
合計	金額 六三、九六九 百分比 一〇〇・〇	金額 三二、〇七四 百分比 一〇〇・〇	金額 一六、一四七 百分比 一〇〇・〇	金額 一一二、一九〇 百分比 一〇〇・〇

備考 「臺灣金融年報」による。累計及其百分比は算出せるもの。

百萬圓の認可許可額中、三千六百萬圓、即ち五割五分六厘といふ過半を制し、乙類産業への認可許可額は四割三分一厘に低下した。然し、昭和十四年中は再轉して、乙類への認可許可に、總額六千二百萬圓の四千四百萬圓、約七割二分といふ支配的地位を許容した反面、甲類産業の設備資金認可許可額は一千七百萬圓、二割八分一厘と急減を示して居る。結局認可の實績は年々區々であつて大勢の一貫せるものは見られないが、此の期間の各標準別調整額を推算すれば、甲類が三割一分、乙類が六割八分、丙類が一分といふ結果となつて居る。

次で、金融機關が調整法に遵つて貸付けた事業設備資金は、既に述べた如く、全體としての設備資金中、一割程度を出でないが、自己資金(廣義)によるものが甚だしく乙類中心である右の大勢と比べると、いさゝか甲類の比率を

重くして居る傾向がある。

即ち昭和十三年の實績は、甲類に總貸付中一六・一%(乙類には七六・九%)を與へて居り、十三年中一〇・八%と逆轉を示したが、十四年には二〇・三%(乙類は七六・七%)、十五年上半期には四二・八%と急増加を示して居る(他方乙類への貸付は五一・七%に減少)。従つて、實施以來昭和十五年上半期末までの實績を推算すれば、臺灣の事業設備資金中金融機關の貸付けたものは、總額四千三百萬圓、其中甲類産業への融資は約一千萬圓で二割三分弱、乙類への貸付は三千二百萬圓で七割四分、丙類産業即ち不急不要事業への設備資金貸付けが百三十萬圓、三分といふ比率になつて居る。

以上述べた臨時資金調整法による資金調整は、周知の如く事業設備の新設擴張に使用する資金の統制を目的として制定せられたものであるから、各事業の運轉資金乃至流動資金は統制外に置かれたが、設備資金と運轉資金との境界は、實際に當ると分明ならざる場合少からず、又、運轉資金の名目にて自己資金及び借入れ資金が、設備資金に流用せられる傾向も存したことは、調整法の改正が爲めに行はれたこともある程であるから、以上の計數を以て、事變以來臺灣で實際に投下使用せられた事業設備資金の全體なりと嚴格に考ふることは出来ないであらう。殊に調整法の適用外に置かれて來た小額の設備資金(廻つて小資本の事業會社の新設、増資、拂込徴收等)も、累計すれば決して無視し難い高となつて居やう。故に、右は大勢を示すに止るものと解せられたい。

また、事業の回轉は設備資金のみあつても行はれないこと勿論で、それに相應した運轉資金が與へられねばならぬ。臺灣に於て事變以來遂行せられた生産力の擴充が、其の設備資金の面より見て、如何なる規模のものであり、又如何なる速度に於てそれが行はれ來つたかは、假に右の説明で概観し得られたとして、さて、この生産力擴充、殊に臺灣の工業化が、臺灣の金融界に運轉資金の面での依存を發現し來つた程度は幾何に理解すべきであらうか。



第三十表 臺灣事業設備資金中金融機關の貸付けたる分 (調整標準別)

昭十二年	同十三年	同十四年	同十五年(上半期)		累計
			金額	百分比	
甲類	三、八三〇圓	九、八千圓	四、九八三圓	二、五三九千圓	九、八七三圓
乙類	一、八三六	七、八六一	一七、九四三	四、二六一	二、一九〇一
丙類	七六・九	八六・六	七六・七	五二・七	七四・一
合計	二、八八五	九、〇九〇	三三、〇三三	八、三三六	四三、〇七三
百分比	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

備考 一、昭和十二年より十四年迄は臺灣金融年報(昭和十五年)による。昭和十五年上期は昭和十五年中臨時資金調整法施行状況(臺灣總督府財務局)の累計より、前記年報による十四年末迄の累計を減じたるもの。

二、昭和十二年は、十月十五日、臨時資金調整法實施以後の數字。

既述の如く、生贖乃至工業化に必要な設備資金の調達は、普通の銀行信用の性質と能力とに適合しない資金需要である。本來廣義の自己資金に頼るべき關係にあるが、一旦事業が成立せる上に於て、それ等が要求し來る運轉資金に至つては自ら別で、こゝに臺灣の工業化が臺灣の金融界、就中銀行に賦課せる新使命ありとせねばならぬ。然し、現在その實績乃至結果を計數的に示すだけの資料は手にして居ない。前に事變以來短期預金、殊に當座預金が異常の急

調を以て増加した事實に注意を喚起したが、銀行信用の擴張による新興諸事業への預金創設が、額の多少は別として必らずや此の急増した當座預金中に含まれては居るのであらうと想定せられる。又、貸出の分析中、臺灣の重要物産への放資が、總銀行貸出に對し相對的に微弱ながら減少した事實に觸れた際にも、從來の重要物産ならざる擴充産業分けても新興諸工業への新しい貸出が、銀行貸出中に含まれるに至つた事實と關聯せしめることによつて、それを理解することが出来るのではないかと示唆をも與へて置いたが、今これらの想定や示唆の程度以上に出ることは、筆者には出來難い。又、工業化が臺灣の金融界に及ぼした影響なるもの自體が、現在のところまだごく微弱であつて、實際には未だ格別の問題を今日までのところ表面化しては居らぬ。本稿に於ける此の問題の取扱ひ方さへも、さういふ現状からすれば、いさゝか筆者の神經質な氣早の産物と云つた方が妥當なのかも知れぬと思ふ位のものだ。

### 第七節 公債の消化

#### (一) 公債消化力の動員

今次事變は種々の面に於て臺灣の政治經濟と内地のそれとの結合を、從來以上緊密堅固なものに、劃期的に強化したと、極めて顯著であるが、その紐帶乃至契機となつた戰時總動員の各局面の中でも、公債消化の絶對的要請が臺灣をして物心兩面より内地に結びつけた効果、乃至は今後更に結びつけようとしつゝある効果といふものは、事變の産物として分けても特筆すべき性質のものであらう。

事變前臺灣に於て保有せられてゐた公債の高は甚だ僅少に過ぎなかつた。既に事變になつて新しい公債保有の工作が働いた結果をも含んで居る昭和十二年末に於ても、金融機關及び一般民間の國債保有高(民間分は推定)は、一億



一千七百萬圓程度に過ぎなかつた。同期の内國債總額百十億圓に對し、臺灣の保有率は凡そ一%、即ち百分の一程度に止る狀況にあつた。五百萬の人口が一億の日本人口に對する割合は云ふまでもなく五%であるから、人口一人當りの平均保有高の粗雑な計算からすれば、臺灣の保有高は、事變第一年に於て僅かにその五分の一の實績に止つたと云ふことになる。尤も人口數には直ちに公債消化力を表現すべき何等の理論的つながりもないから、假に第三種所得税の課税物件たる所得金額をとれば、内地の四十二億餘圓に對して臺灣は一億八千萬圓(昭和十四年)であるから(内臺比較四・三%)、朝鮮其他をも合した日本全體の第三種所得金額に對する臺灣のそれは、大體四%弱となるであらう又、臺灣の國民所得は正確な統計を缺くが、財務局金融課の推定によれば、昭和十四年末九億六千五百萬圓といふことであるから、同期に於ける内地の國民所得推定額、二百五十四億圓に對する比率は、三・八%となる。これらの關係よりすれば、公債消化の目的に動員し得べき臺灣の經濟力は、所得の蓄積率(國民所得中消費生活に用ひらるゝ部分を控除せる殘餘、即ち蓄積所得總計に對する割合)にして内臺間に大差なしとする限り、大體内地の四%程度を限度とすると考へて誤りなきわけである。従つて前記一%の公債保有高は何れにするも、内地並の消化力の動員限界に對し遙かに餘裕あるものであつたことは疑ひない。

そこで事變以來臺灣總督府は銀行、信託會社、信用組合等の金融機關に對する公債保有高増加の勸奨、郵便局の公債賣出し、官吏會社員等の賞與の一部公債支給等、島内公債保有の増加に極力努力をつゞけ、他方公債消化の根本たる貯蓄奨励にも大いに力を致して、島内餘剩購買力を増強し、之を直接(島内公債保有高の増加の形で)間接(大藏省預金部、内地生命保險會社の資産増加を通じて間接的に公債消化に資する)公債消化に向つて動員するの方途に出た。

其の成績を總督府は次の如くに發表して居る。即ち、事變以來昭和十四年末迄の臺灣に於ける公債保有高増加額は

第三十一表 臺灣の公債保有高趨勢 (單位千圓)

保有主体	昭和十二年		昭和十三年		昭和十四年	
	末	現在	年末現在	増加額	年末現在	増加額
特別銀行	八六、三〇九	九〇、七〇三	八、四九四	二四、九一三	三三、四〇七	
普通銀行	一三、三三三	一九、五三三	六、二九九	二九、三六三	三五、六六三	
貯蓄銀行	三、〇〇九	六、三三四	三、三二七	六、八五五	九、五八〇	
銀行計	一〇三、〇六一	一一〇、五八一	七、五七〇	六二、一三九	七六、六四九	
無盡會社	二	七	五	八	九	
産業組合	〇〇〇	一、〇一七	一、〇一七	一、〇一七	一、〇一七	
その他	一三、一六七	一四、三三三	一、一五六	二五、九三四	三六、〇九	
總計	一一六、八八〇	一二五、〇六六	八、二二六	三三、六三三	四一、八三三	

備考 臺灣總督府、財務局金融課編「臺灣と國債の消化」による。

一億二千萬圓、郵便貯金の増加即ち大藏省預金部資金の増加を通じて公債に轉化せる額が推定一千萬圓、又、生命保險料として臺灣在住民の支拂つた金額の中積立金等の生命保險會社資産の増加を通じて公債に轉化せられたと推定せられる額が八百萬圓、此の三者の合計一億三千八百萬圓が昭和十二年七月以降昭和十四年末迄に臺灣が公債消化に對し、直接間接貢獻せる高であるといふのである(臺灣總督府財務局金融課編「臺灣と國債の消化」参照)。

ところで假にこの一億三千八百萬圓といふ消化高を、事變以來の公債新規發行高百二十二億圓(昭和十四年末)に對比すると、其の割合一・二%に相當する。内地並の消化力動員限界四%には猶相當の距離ありと云はねばならぬが、一舉に此の目標に到達することは、幾多根本的障壁があつて極めて困難な事情にあることを注意し度い。臺灣に於て



證券取引が一般に著しく後れて居り、財産の一部を證券の形で保有することが殊に本島人一般の慣行となつて居ないこと、否寧ろ證券に對し不必要に嫌惡乃至恐怖心理をもつて居ることは、其の第一であり、臺灣の金利水準は一般に内地より高位にあるに對し、公債利子は劃一的であることは其の二であり、更に、公債の大量的消化の資金源たる銀行其他の預金貯金の發達が既に述べた如く臺灣では著しく後れて居ること、換言すれば、各個別經濟の手許金乃至遊休資金が銀行に集中せられて、預金といふ公債への轉化に適合せる資金形態をとることが尠いことは其の三である。これらの事情は相俟つて、國民所得乃至剩餘購買力の高のみを見て、直ちにそれから内地と同率の公債消化への動員限度を想定することを、臺灣の現實に副はぬ想定、即ち非現實的な比較であるとせざるを得ざる結果を生じて居ると云ふべきであらう。何れにしても、これらの根本的な障礙が解決せられない限り、内地同率の公債消化は一朝にして實現せらるべくもなく、それが實現せられないからとて公債消化に關する應急策の効果まで、臺灣で擧つてゐないこと考へるのは全く誤りである。此のことは次項で積極的に明らかにしよう。

(二) 銀行資金の公債轉化

公債消化力の根源は結局國民所得の消費餘剰の大きさに定まるものであるが、現實には剩餘購買力そのものではなく、それが銀行其他金融機關に集積されて、初めて現實の消化資金となるのが支配的傾向である。従つて社會の剩餘購買力が銀行其他金融機關の資金に轉化せられる割合、簡単に云へば預金化せられる割合の大小に、公債消化の成績の依存するところ大なること、それにも拘らず臺灣では銀行預金、信託預金、組合貯金、郵便貯金等、要するに預金の發達が著しく後れて居ること、此のことが公債消化の根本障礙となつて居ることは、前に述べた通りである。それはそれとして、然らば、既に銀行其他の金融機關の資金となつたものが、愈々公債に轉化する、その割合は臺灣に於て

第三十二表 銀行の公債及證券保有高

年 月 末	島 内 銀 行				全 國 銀 行			
	公債保有高 千圓	有價證券保有高 千圓	總貸出高 千圓	總預金額 千圓	公債保有高 百萬圓	有價證券保有高 百萬圓	總貸出高 百萬圓	總預金額 百萬圓
昭和十二年六月	九四、三四九	一五、六七三	一〇一、五九四	一八三、七三三	三、九六六	七、一五五	一一〇、一一一	一五、七四七
同 十二月	—	一五、四七六	一七六、〇四三	一七八、八七五	—	—	—	—
昭和十三年六月	—	一五、四七六	一〇四、五七九	一八五、五〇〇	四、九九九	八、三七四	一一、三三七	一七、三三八
同 十二月	—	一五、四七六	一〇四、五七九	一八五、五〇〇	四、九九九	八、三七四	一一、三三七	一七、三三八
昭和十四年六月	—	一五、四七六	一〇四、五七九	一八五、五〇〇	四、九九九	八、三七四	一一、三三七	一七、三三八
同 十二月	—	一五、四七六	一〇四、五七九	一八五、五〇〇	四、九九九	八、三七四	一一、三三七	一七、三三八
昭和十五年六月	—	一五、四七六	一〇四、五七九	一八五、五〇〇	四、九九九	八、三七四	一一、三三七	一七、三三八
同 十二月	—	一五、四七六	一〇四、五七九	一八五、五〇〇	四、九九九	八、三七四	一一、三三七	一七、三三八
備考	一、島内銀行の公債保有高は臺灣銀行調査課調による。勸銀及三和兩行支店は含まれず。島内銀行の有價證券保有高は臺灣金融年報による。							
	島内銀行の貸出及び預金は、臺灣金融經濟月報により、勸銀を除きたる計數なり（前掲、貸出及び預金の計數とは合致せず）。							
	二、全國銀行の公債及有價證券保有高並びに、貸出、預金は日本銀行調査局編、「金融」による。							

如何？ これは、公債消化に對する應急的努力とその成果の程度を計る一つの基準である。それを示すものが先づ第三十二表である。

これによれば、島内銀行の公債保有高は、昭和十二年末九千四百萬圓であつたが、十三年末には一億二千百萬圓、



十四年末には一億八千萬圓、十五年末には二億六百萬圓と急ピツチで増加して居る。三年間に一億一千二百萬圓の増加（一二〇%の増加率）であり、年平均四千萬圓弱宛殖えた結果となつて居る。ところで、これだけを獨立に見ても判らないから、次の手續きを施して見る。即ち銀行の公債保有は本店勘定となつて居るので、勸銀及三和の兩支店銀行は除外し、臺灣銀行の島外支店の存在は之を除外二銀行と相殺と假定して無視することとして（前述公債保有高はかくして算定した）、其の公債保有高を、有價證券保有高、貸出高、預金現在高の三者と比較し、更に他方全國銀行勘定に於ける同種諸計數が如何なる割合にあるかを検討して、それと臺灣とを對比して見ようといふのである。（第三十三表参照）。

其の結果を先に云へば、島内銀行の公債保有割合は、三つの何れの科目との對比に於ても、全國銀行勘定に於けるより遙かに高率である。

先づ銀行の保有する有價證券（公社債、株式を含む）中、公債の占める割合は、昭和十二年末、臺灣が六割一分四厘に對し全國銀行勘定では五割五分九厘となつて居り、臺灣の方が五分五厘だけ高率であつた。十三年末には臺灣六割五分三厘に對する全國六割一分一厘、その差四分二厘、十四年末は、臺灣六割四分七厘の全國六割一分五厘、差引三分と其の差は減少して來たが、兎に角臺灣の島内銀行の方が常に相當高位にあることが判る。これは島内銀行が其の證券投資の中公債投資に重點を置く程度が内地の銀行より高いことを示すものであるが、次に、銀行の資産運用上證券投資と並んで、其の本道である貸出しとの關係は如何。貸出を一〇〇として公債に投ぜられた金額のこれに對する指數は、昭和十二年末が臺灣四六・八、全國銀行三六・二昭和十三年末臺灣は五九・八に急増したのに對し、全國銀行勘定では四七・二と其の開きを擴大、更に十四年末に到つては、島内銀行公債保有高の貸出しに對する割合は實に（貸出一〇〇に對し）七〇・一と一層上昇、臺灣の銀行は將來金を貸すより公債を買ふ方が主要業務たる日來らんか

第三十三表 公債保有高の各勘定に對する割合

年 月 末	公債對有價證券計 (100)		公債對貸出合計 (100)		公債對預金合計 (100)	
	島内銀行 %	全國銀行 %	島内銀行 %	全國銀行 %	島内銀行 %	全國銀行 %
昭和十二年六月	—	—	—	—	—	—
同 十二月	六二・四	五五・三	四六・八	三八・六	—	—
昭和十三年六月	—	—	—	—	—	—
同 十二月	六五・三	五九・六	五九・八	四七・二	—	—
昭和十四年六月	—	—	—	—	—	—
同 十二月	六三・三	六二・三	—	—	—	—
昭和十五年六月	—	—	—	—	—	—
同 十二月	六四・七	六二・五	七〇・一	五〇・四	—	—
昭和十五年六月	—	—	—	—	—	—
同 十二月	—	—	—	—	—	—
同 十二月	六四・四	五九・八	—	—	—	—

の傾向を示しかけたが、此の時、全國銀行勘定の指數は五〇・四であつて、大體貸出の半分位の金額を公債に投じて居るといふ狀況に止つた。従つて、これは臺灣の銀行だけの甚だ特異な資産運用状態であつたわけで、昭和十五年末には貸出の急増の結果、臺灣の指數も再び五九・八と昭和十三年末と同じ高さの下つたのである（同期の全國銀行勘定では、五二・四）。兎に角、全國の銀行平均に比較して、臺灣の銀行が其の資産を公債にいさゝか偏倚し過ぎるほど投資して居ることはこれを以ても明らかであらう。

最後に、預金に對する公債保有高の割合でも、臺灣の五一・四（預金を一〇〇とする指數）に對する全國二五・三（昭和十二年末）から、四九・〇對三〇・二（昭和十三年末）、五六・八對三〇・二（昭和十四年末）、五七・六對三〇・九（昭和十五年末）と大體臺灣の方が二割から二割五六分も高位をつゞけて居る。尤も臺灣では預金の半以上が貸出



されず公債に轉化されて居ることを示す此の趨勢といふものは、種々の問題を含むものと思はれるが、公債消化への銀行資金の動員といふ一點だけをとり上げて云ふなら、それは内地以上に臺灣では積極的に實現されて居ると云ふわけだ。

猶、それが許される消極的理由は、政治的事情は暫く措くも、臺灣に於ては内地ほど、銀行資金を生産力擴充と公債消化とに兩分しなければならぬ悩み乃至矛盾が大きくないこと、これを云ひ換へれば時局的見地よりして適當乃至必要な貸出口が内地ほど澤山にないこと、又、積極的理由としては、預金以外に銀行券發行といふ資金創設の方法の存することなど、理由なくして實現したものではもとよりない。發券による資金が直接公債消化に用ひられてゐるか、間接の作用を通じて同じ結果を生んでゐるかは、此の場合問題外である。兎に角發券資金が直接にせよ間接にせよ公債消化に用ひられても居ることは事實である。さうして實現された公債保有高を預金のみと比較するから、前述の如き異常な高い比率が生れるのである（臺灣銀行の島外支店預金が除外されてることもう一つの原因）。

第三十四表 臺灣銀行公債保有高及比率

種目	昭和十二年末	同十三年末	同十四年末	同十五年末
公債保有高	七、四六六千圓	九、五二六千圓	二六、八四六千圓	一五、九三六千圓
島内銀行公債保有高に對する比率	八三・一	六九・九	六四・八	六五・六
貸出金	一三〇、三六六	二八、一九三	一七三、〇八九	二二六、三〇五
貸出金(100)に對する比率	五九・五	七四・二	六七・四	六〇・一
預金	八九、二五七	一〇九、一〇五	一三三、一七三	一三七、七三三
預金(100)に對する比率	八六・八	八七・二	九四・九	九六・七

備考 公債保有高は臺灣銀行調書による、貸出金及預金は臺灣金融經濟月報による。比率は算出せるもの。

それを多分側面から論證するかと思はれるのは臺灣銀行の公債保有高である。臺灣銀行一行の公債保有高は島内銀行全體の公債保有高の八割二分（昭和十二年末）、七割九分（昭和十三年末）、六割五分（昭和十四・五兩年末）に達し同行の預金を一〇〇として、八割六分八厘（昭和十二年末）に當る高い比率を最低として、八割七分二厘（昭和十三年末）から九割四分九厘（昭和十四年末）と對預金比率を高め、終に昭和十五年末に至つては、預金の九割八分七厘、即ち宛かも預金の殆ど全部を擧げて公債に投じて居るかの外貌を呈して居る。前述の如く島外支店の預金を除外して本店勘定たる公債保有高を島内預金のみと比較したことが、かゝる突飛な比率を算出するに至つた大きな原因であるが、發券資金と公債保有との關係の直接たる間接たるを問はず、兎に角同行が銀行券發行權をもつて居なかつたとしたら、到底これは起り得る結果でないことも明らかだらう。（第三十四表参照）。

第三十五表 信用組合公債保有高

(三) 信用組合の公債保有高

年月末	市街地信用組合の保有高	農村信用組合の保有高	合計
昭和十五年一月	一、二六九	一、三六三	二、六三二
同二月	一、二四四	一、三三三	二、五七六
同三月	一、三〇九	一、三三三	二、六四二
同四月	一、三三七	一、三五五	二、七三二
同五月	一、五六三	一、五六二	三、一三三
同六月	一、六五二	一、八七〇	三、五二二

備考 臺灣總督府財務局金融課調べによる。千圓以下四捨五入、合計の合致せざるものあるは其の故なり。

右の如く臺灣に於ては銀行資金は徹底して公債消化に動員されて居るが、之に反して信用組合の公債保有高は、當局の努力によつて事變以來著増したけれど、全體としてまことに發達微々たる状況を猶脱しない。此の勢は、農村信用組合に於て更に甚だしい。昭和十五年六月末の、市街地信用組合の公債保有高は百六十五萬圓、農村信用組合の保有高は百八十七萬圓、合計して三百五十二萬圓に過ぎず、他面組合が保



有する貯金に對するその比率は、市街地三・八%、農村一・五%、合計二・二%にしか當らない。信用組合は銀行と異り公債への資産投下には狭い限界があるが、それでも内地の信組が九%（昭和十五年三月末、市街地信組）から六・六%（同期、農村信組）の對貯金比率に於て公債をもつて居るのと比べて、何と云つても臺灣のそれは低いといふ感を禁じ難いであらう。其の理由は本島大衆の公債否一般に有價證券になじまぬことも會ては一因であつたとしても、本島信用組合の貯金利率が高く採算上から公債投資を殖やし難いことが何としても其の最大原因で、前に公債消化の根本的障壁として述べたところと同様である。金利低下に就ては總督府が事變以來、此の目的から大いに努力を續けて來て居り、右の低い公債保有も信組に對する低金利工作と相俟つて漸く實現を見た結果であるが、急速に内地信用組合の水準まで其の公債保有を高めることは、現状として至難のことに屬すと考へられる。

(四) 公債消化力造強の可能性

之を要するに、事變が臺灣にも賦課し來つた公債消化の大任を果し、以て今後大なる實績を擧げるには、是非共本島大衆の公債保有に必要な經濟的礎地を作ること、且、銀行其他の金融機關に餘剩購買力を寄託せしむる客觀的條件を造成すること、公債投資を採算的にする爲め低金利を一層徹底する等の根本策が少くとも絶對に必要である。これらの全ては勿論一朝にして成る事柄でないことは明らかである。然し、事變國債の購入者を族籍別に見ても知らるる通り、内地人が二百六十七萬圓買つたのに對し、五百萬の本島人が購入したのは百萬圓餘（百一萬一千五百九十五圓）即ち半額にも足らぬ實情で（第十三回賣出し迄の實績「臺灣と國債の消化」による）、殆ど本島人は今まで公債を買つて居ないも同然の狀況——正確に云へば本島人は一人當り二十錢宛公債を買つてゐる狀況なのであるから、將來本島人が進んで公債を購入するやうになつた曉を考へると、今後の發展餘地は全く大きいと考へ度い。更に銀行預金

第三十六表 信用組合の貯金に對する公債保有高比率

年 月 末	市街地信用組合		農村信用組合		合 計
	臺	内地	臺	内地	
昭和十五年一月	三・二%	一・一%	一・〇%	一・一%	一・五%
同 二月	三・三%	一・一%	一・〇%	一・一%	一・六%
同 三月	三・四%	一・〇%	一・一%	一・一%	一・七%
同 四月	三・五%	一・一%	一・二%	一・一%	一・八%
同 五月	三・七%	一・一%	一・三%	一・一%	二・〇%
同 六月	三・八%	一・一%	一・五%	一・一%	二・二%

備考 金融課調べによる。臺灣金融經濟年報により。一部分補足計算せり。

乃至貯蓄奨励も亦前述（第四節(三)の項参照）の如く將來實に發展の餘地に富むこと内地の比に非ず。本島人一般の銀行其他の金融機關利用度が内地並になつた場合、もし前述の如く臺灣の強度な預金の公債轉化率にして維持し得たとしたら、この點から來る臺灣の公債消化力の發展は、これまた全く刮目すべきものがあらう。困難を困難とせず發展の餘地を希望として、これが根本障壁の打開に具體的方途を按じ度い。

(終)

追記 原稿未完のまま急遽上京することとなつたため、終に金利の問題、金買上實績等、觸れるべくしてそのことなく擱筆の  
 止むなきに至つた。乞諒承。——昭和十六年三月二十一日於東京中野僑居——

(北山富久二郎)



## 第八章 臺灣に於ける戦時財政の進展

戦時下に於ける臺灣財政の膨脹——臺灣に於ける戦時財政政策の強行  
——工業化、皇民化及南方政策——内地と臺灣の財政的相互依存關係

### 第一節 戦時下に於ける臺灣財政の膨脹

#### 第一項 序 説

支那事變の勃發以來、更に正確に云へば昭和十三年度豫算より、臺灣財政は誠に飛躍的な膨脹を爲し來たつたのである。例へば之を十年前の昭和七年度を基準として、事變後の膨脹指數を見るに、第一表に示す通り、昭和十三年度に於ては一倍半を超え、同十五年度に於ては二倍を遙かに超過し、同十六年度に至つては實に三倍に達する激増振である。尙之れを支那事變勃發前の昭和十二年度豫算に比較するも、同十六年度豫算は實に二倍に達する状況である。

第一表 最近十ヶ年間臺灣總督府特別會計豫算額表

年度別	豫算額	昭和七年を100とする指數	昭和十二年を100とする指數
昭和七年	千圓 117,700	100	100
昭和十三年	千圓 176,000	150	150
昭和十五年	千圓 235,000	200	200
昭和十六年	千圓 352,000	300	352

第三部 第八章 臺灣に於ける戦時財政の進展

斯くの如き異常なる膨脹は、如何なる原因により齎されたものであらうか、亦何が故に斯の如き膨脹の必要があり、且つ可能性があつたであらうか。概括的に論ずるならば、支那事變の進展と共に、殊に帝國の南方政策の



昭和	八年	九年	十年	十一年	十二年	十三年	十四年	十五年	十六年
一〇三、二六〇	一一二、二六六	一二〇、一三六	一二四、七六九	一三六、一六八	一八三、〇二四	二〇八、六〇三	一九九、四七七	三三〇、〇三〇	三三〇、〇三〇
六	九	一〇	一一	一二	一六	二一	二二	三〇	三三
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三

歳出の両面より詳細なる検討を行ふことゝしよう。

### 第二項 歳入膨脹の原因

臺灣歳入膨脹の原因は、大體左の四點に要約し得るものと思ふ。

- 一、昭和十二年度より實施せられた臺灣の根本的税制整理は、年度の進行と共に著しき租税収入の増加を齎したること。
- 二、支那事變以來、内地の増税に應じて臺灣に於ても數次に亘り租税の増徴を行つたこと。
- 三、米其他農産物を中心とする價格の昂騰に伴ふ農村の活況と、各種工業の勃興其他軍需景氣の浸透に伴ふ經濟力の發展に依り、租税、專賣其他の官業収入の自然増加は極めて巨額に上つたこと。
- 四、昭和九年以來受入を中止して居た公債が、昭和十四年度豫算より計上せらるゝと共に、昭和十四年度より創設

積極化に伴ひ、臺灣の軍事的且つ經濟的地位が俄に重大化した爲め、各種施設の急速なる擴充を必要とするに至りたる、工業の發展並に農林水産物等の増産等生産力の積極的擴充を必要とするに至り、之に對し國家としての協力が要請せらるゝに至つたが爲めである。物價騰貴に基く貨幣價值の下落が財政の膨脹に及ぼした影響も亦看過することを得ないのは勿論である。

尙臺灣財政の膨脹に關しては、次節以下に於て、歳入

せられた臺灣米穀移出管理特別會計よりの繰入金が、昭和十六年度豫算より新に臺灣總督府特別會計豫算に計上せらるゝに至つたこと。

以上の諸點を租税、官業、公債等の區別に従ひ検討することゝしよう。

### (一) 租税収入の躍進的增加

租税収入は、前項に於ても觸れた通り、昭和十二年度より實施せられた税制整理の結果に依り、又支那事變に伴ふ増税の結果に依り、或は又各種生産物の價格の騰貴、生産力の擴充等に伴ふ巨大なる自然増收の結果、躍進的なる増加を示すに至つたのである。即ち第二表に示す如く昭和十六年度の租税収入は、同十二年度に比し實に約二倍に達し其の金額に於て略三千萬圓の激増を示したのである。

第二表 支那事變後に於ける租税収入増加額調

(單位千圓)

年度別	經常部	臨時部	計	指數
昭和十二年	二六、六七一	二、八九四	二九、五五五	一〇〇
十三年	二九、九二〇	二、八六八	三二、七八八	一一〇
十四年	三三、四三五	四、六八三	三八、一〇八	一二八
十五年	四二、〇六九	七、三三三	四九、四〇二	一六七
十六年	四六、九七一	一一、〇八七	五八、〇六八	一九九

昭和十二年度に於て斷行せられた臺灣の税制整理は、一面に於て内地の増税に呼應して負擔の均衡を圖ると共に、他面臺灣の民衆並びに經濟事情に即應して、相當の財政収入の増加を圖らんとしたのであるが、然らば上表の租税の増收額中幾何の部分の部分を占めたであらうか。之が正確なる捕捉は其の後に於て支那事變に伴ふ數次に亘る増税が行はれたので、殆んど不可能に近いので、此處には同税制整理に依り新設せられた八種類の租税に付ての



み、第三表に於て其の増収額を見ること、しよう。

第三表 昭和十二年税制整理に基き新設せられた租税の收入豫算表 (単位千圓)

税種別	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年	昭和十五年	昭和十六年
營業稅	二、六三三	二、三三七	二、七五五	三、四七二	四、四三三
資本利子稅	一三〇	一三三	一八八	二四七	三〇七
法人資本稅	二九	四九	六七	九三	九三
相続稅	九四	二三三	三〇〇	三三〇	三三〇
積産稅	二四	一四	一九	二四三	一
家屋稅	一	一	一三三	一、二八四	一、三三三
外貨債特別稅	一	二	二	六九	六
揮發油稅	四六	三七	一〇〇	三九	九八
計	三、七〇五	三、五〇三	五、三一一	六、六四九	七、四九一

即ち其の増収額は昭和十二年度に於て三、七〇五千圓、同十六年度に於ては實に約七、五〇〇千圓に達したのである。

次に支那事變勃發するや、事變財源に充當するが爲、政府に於ては北支事件特別税を創設することゝなつたのであるが、臺灣に於ても之に呼應して臺灣北支事件特別税を施行して、其の租税收入を臨時軍事費特別會計に繰入れることゝなつたのである。

次で昭和十三年四月よりは支那事變特別税を施行して之が増収を圖り、更に昭和十四年及昭和十五年の兩年度に互り増税を行ひ、以て事變財源に對し臺灣も應分の寄與を爲すことゝなつたのである。而して其の繰入額も第四表の如

く昭和十二年度に於ては百萬圓に過ぎなかつた金額が、同十六年度に於ては實に一千百餘萬圓を豫定せらるゝに至つたのである。而して右繰入額は税額の大體八割程度となつて居るので、支那事變に伴ふ増税が臺灣歳入の膨脹に影響した金額は昭和十六年度に於ては千四百萬圓を越ゆるものと推測せらるゝのである。従つて臺灣財政膨脹の重要な一原因であつたことは争ひ得ない事實である。

第四表 支那事變特別税其他收入繰入額表 (単位千圓)

年度別	金額
昭和十二年	一、〇六五
十三年	三、五三七
十四年	四、六六九
十五年	七、五三二
十六年	一一、二四五

る。要するに租税收入は税制の改正及自然増収の結果事變後に於て約三千萬圓を増加して、臺灣歳入膨脹の重大なる要因を爲したのである。

## (二) 官業收入の激増

事變以來臺灣の、官業收入は顯著なる増加を示しつゝあるが、今之が概要に付て述べ、臺灣財政の膨脹に對し如何



なる影響を與へ且つ如何なる意義を有するものであるかを明かにしよう。  
 臺灣に於ける官業は大體内地に於ける官業と其の種類を同じくするのであるが、若干之れよりも範圍廣く、其の主なるものは酒の專賣、醫院の經營、度量衡器販賣の獨占等である。財政的に之れを見れば、内地に於ては主要なる官業の收支はこれを獨占せしめて特別會計を形成し、唯剩餘金のみを一般會計に繰入れることとして居るのであるが、臺灣に於てはこれと異り、總收入、支出は臺灣總督府特別會計の中に包攝せられて居るので、内地及臺灣の財政事象を比較検討するに當つては、この點に付完全なる理解を要するわけである。  
 臺灣の官業収入は事變勃發以來飛躍的な増加を示したことは第五表に示す通りであつて、即ち累年激増の跡を辿り昭和十六年度に於ては同十二年度に比し約十八割の増加となり、金額に於ては實に九千萬圓の多額に達するに至つたのであつて、臺灣財政膨脹の桿杵を形成して居るものと謂ふことが出来よう。而も臺灣に於ける官業収入は第六表の如く總歳入の六割強を占めて居るので之が増加が臺灣財政の膨脹に如何なる影響を與へたか此處に改めて説明の要はないであらう。

第五表 官業収入増加額調 (單位千圓)

種別	昭和十二年度	昭和十三年度	昭和十四年度	昭和十五年度	昭和十六年度
郵便電信及電話収入	八、六六六	九、八〇八	一〇、七九二	一〇、三三三	一一、一一〇
鐵道及自動車収入	三、六〇〇	三、六六八	四、三六五	五、八〇一	六、七〇五
專賣収入	六〇、八八七	六三、二四七	六九、一五九	八三、三三九	九九、五七四
森林収入	三、九〇四	四、八六四	六、八六〇	八、五三三	一〇、六六三

院 收 入	一、二二八	一、〇一五	九一三	九八二	一、一四一
院 收 入	四四三	五二三	五九〇	七三〇	一、〇〇一
度 量 衡 收 入	五七三	七五三	九五〇	一、二二六	一、四八三
刑 務 所 收 入	四二四	四四一	四九四	五八四	六三三
計	一、〇七六	一、一五六	一、三三九	一、六〇一	一、九四九
增加指數	100	108	131	150	180

第六表 臺灣に於ける官業収入の歳入中に占むる地位 (單位千圓)

	昭和十二年度	昭和十三年度	昭和十四年度	昭和十五年度	昭和十六年度
歳入總額	一六、四六八	一八、〇二四	二〇、八六三	二六、九、四三七	三三、〇三九
官業収入	一〇、七、六九	一、六、三六	一、三、三、五八	一、六、一、六〇一	一、九、四、五九九
歳入總額に對する官業収入の比率	六四%	六四%	六三%	五九%	六〇%

尙科目別に増収額を検討するに増勢最も顯著なるものは、森林収入であつて、昭和十二年度に比し同十六年度に於て實にその三倍に垂々とし、金額に於ては六百萬圓餘の増加となつて居るのである。森林収入増加の原因は、勿論木材價格の昂騰に負ふ所も大であるのであるが、同時に又艦船用材を始め國內需要の激増に伴ひ積極的な斫伐の増加が行はれた結果である。

森林収入に次で増勢顯著なるものは、鐵道及自動車収入であつて、昭和十二年度に對し同十六年度の収入額は略二倍に達し、三千六百萬圓餘の増加となつて居るのであつて、專賣収入の増加三千九百餘萬圓と共に臺灣財政膨脹に重大なる影響を與へて居るのである。右は勿論各種農林水産物、石炭其の他の礦産物等の増産、工業の發達等臺灣經濟



力の發展に伴ふ旅客貨物の激増に原因して居るのである。専賣收入は其の増勢に於て右諸收入に及ばず、大體五割程度の増加に過ぎないのであるが、金額に於ては既に述べた通り臺灣財政膨脹の重大なる原因を爲して居るのである。而して其の原因は既に述べた如く、事變後の本島經濟界の活況に基き購買力増加に依るものであつて、特に本島大衆の購買力増加の結果販賣數量の増加並に高級品への嗜好の轉向を生じたが爲めである。

次に郵便及電信電話収入の増加は、最も少ないのであるが、それでも昭和十二年度に比し、昭和十六年度に於ては四割の増加を示し、其の金額も四百萬圓弱の増加となつて居る。

臺灣の官業收入には以上の外醫院收入、教科書收入、度量衡收入及刑務所收入の四種類があるのであるが、此の四種の收入總額は官業收入總額の二パーセント強に過ぎず、而も其の伴ふ經費以上の收入は更に極めて僅少にして、従つて臺灣財政膨脹の原因を論ずるに當つては、これを不問に附するも差したる影響なしと思はれるので、此處には省略することとする。

以上要するに、官業收入の増加は、臺灣歳入膨脹の重大なる原因を爲し、其の金額に於ても昭和十六年度に於ては同十二年度に比し略九千萬圓に達する激増を示したのであるが、此處に注意すべきは、斯かる官業收入の激増も未だ臺灣財政全體の膨脹の速度に及ばないことである。即ち第一表及第五表に依り見るに、臺灣の歳計全體の膨脹指數は昭和十二年度に比し同十六年度に於ては一九八なるに拘らず、官業收入の同指數は一八〇に過ぎないのである。これ即ち臺灣財政に於ける官業收入の地位の若干の低下を物語るものとして注意すべきものであらう。

更に尙注意を要すべき點は、既に述べた通り臺灣に於ては内地と異り、之等の官業が特別會計を形成せず、従つて其の益金のみを繰入れるのでなく、其の總收入が臺灣總督府特別會計に收入豫算として計上せられて居るが爲め、之等の總收入が直に臺灣の一般財政政策の實施に貢獻して居るものと謂ふことは出来ないことである。即ち臺灣に於け

る一般經費に充當せられ一般經費膨脹の財源となるものは、其の總收入より總支出額を控除したる益金相當額のみと言はなければならぬ。従つて臺灣財政の數字上の膨脹の割合を以て、臺灣の財政政策の内容が充實し、其の進展が財政膨脹の割合と同様なりと見ることは早計であると共に、誤謬でもある。仍て第七表に於て實質的に臺灣財政の發展に寄與したる益金額を左に掲ぐることにしよう。既述の通り醫院收入、教科書收入、度量衡收入及び刑務所收入は其の金額に於て僅少なるのみならず、益金額は殆んど論ずるに足りない程度であるので、右は省略して郵便電信及電話収入、鐵道收入、専賣收入及び森林收入に付てのみ論ずることとする。

第七表 官業純益金調 (單位千圓)

種別	昭和十二年度	昭和十三年度	昭和十四年度	昭和十五年度	昭和十六年度
郵便電信及電話収入	八、六六	九、八八	一〇、七九	一〇、三三	一三、一〇
同 差引 益 金	六、六三	七、三五	七、八四	八、八三	一〇、三三
鐵道及自動車収入	一、〇三	二、五三	二、九七	一、三九	一、七三
同 差引 益 金	三、一六	一、五八	四、六五	五、八〇	六、七五
専賣收入	七、三九	七、三五	九、三〇	九、六五	九、三三
同 差引 益 金	六、八七	六、一四	六、一五	八、三三	九、五七
森林收入	三、九〇	四、八六	六、八六	八、五三	一〇、六三
同 差引 益 金	二、九〇	三、〇九	三、五八	三、六八	四、一三
同 支 出	三、八七	三、九四	五、一三	五、八三	六、三三
第三部 第八章 臺灣に於ける戦時財政の進展					七、一三



第三部 第八章 臺灣に於ける戦時財政の進展

差引益金	一九四〇	一九四一	一九四二	一九四三	一九四四	一九四五	一九四六
合計 収入	105,077	113,747	129,435	158,045	191,153	231,696	284,466
同 支出	66,482	71,400	82,880	105,833	131,696	168,466	211,111
差引 益金	38,595	42,347	46,555	52,212	59,457	63,230	73,355
益金の總収入に對する割合	36%	37%	35%	33%	31%	30%	26%
昭和十二年度を100とする指數	100	108	110	115	121	128	141

第七表に依れば、益金總額は昭和十二年度に於て三千八百餘萬圓であつたのに對し、同十六年度に於ては五千八百餘萬圓で結局約二千萬圓の増加である。即ち總収入に於て九千萬圓の増加を示した臺灣の官業収入も、實質上臺灣財政に貢献した金額は二千萬圓に過ぎざるものと言はなければならぬのである。

而も、此處に特に注意を要する點は年々差益率の低下しつゝあることである。即ち昭和十二年度の差益率は三六パーセントであつたのが、累年低下の一途を辿り、昭和十六年度に於ては三〇パーセントに過ぎないこととなつたのである。右は官業コストの一般的昂騰に拘らず、其の料金、販賣價格等の引上げがこれに及ばず、政府が低物價政策の堅持に如何に努力しつゝあるかを示すものと言ふべきである。斯くて、官業収入の異常なる膨脹も臺灣財政に寄與する所は漸次減少しつゝあることを示すものである。

試みに第一表、第二表、第六表及第七表の指數を綜合して第八表に示せば、官業収入の増加は、臺灣財政膨脹の速度或は租稅收入増加の速度に及ばず、而も其の益金額の膨脹は更に低度のものであることが明瞭であり、従つて臺灣財政に於ける官業収入の地位は累年低下しつゝあることを雄辯に物語るものである。

第八表 臺灣の總歳入官業収入及官業益金増加指數調

科 目	昭和十二年度	同十三年度	同十四年度	同十五年度	同十六年度
總 歳 入	100	113	129	158	191
官業収入	100	108	113	110	110
官業益金	100	108	110	113	113
租稅收入	100	110	115	121	128

即ち總歳入は昭和十六年度に於ては、昭和十二年度に對し一九八の指數を示して居るのに對し、官業収入は一八〇、官業益金は更に低下して一五〇を示すに過ぎないのである。即ち歳入總額は二倍の激増を示したに拘らず、官業益金は僅に五割の増加に過ぎず、従つて官業益金の財政的價值は、絶對的には増加したのであるが、相對的には低下したることとなるのである。

尙從來の臺灣の財政に於ては、官業収入の比位極めて高く、臺灣財政は官業収入に依つて賙はれて居たものと云つて差支へないのであるが、既に述べた通り、官業収入の相對的價值は事變以來低下の一途を辿つて來た爲め、今日に於ては實質的に財政収入に貢献する程度は、第九表に示す通り、租稅收入と全く軒輕なき程度に立ち至つたことは誠に注目すべき財政本質の變化と稱すべきであらう。

第九表 租稅收入と官業益金比較表 (單位千圓)

科 目	昭和十二年度	同十三年度	同十四年度	同十五年度	同十六年度
租稅收入	29,555	31,778	36,122	48,352	61,038

第三部 第八章 臺灣に於ける戦時財政の進展



### (三) 公債金の受入及臺灣米穀移出管理 特別會計よりの繰入

臺灣財政膨脹の重大なる原因は以上の外、公債金の受入及び臺灣米穀移出管理特別會計よりの繰入である。而して兩者を一括して論ずることは、或は當を失するものと思はれるのであるが、何れも固有の収入に基くものではないから、便宜合して述べることにする。

公債金は昭和十年以來受入を中止して、専ら臺灣固有の歳入を以つて歳出に充て、來たのであるが、昭和十四年以來引續き受入れを行ふことゝなつたのである。即ち事變以來臺灣に負荷せられたる使命は俄に重大性を加へ、後述するが如く各種施設の急速なる擴充を必要とするに至つたので、既述の如き歳入の急速なる膨脹を以てしても、これが需要を充足することが不可能となつたので、公債金を以て歳入の不足を補填することゝなつたのである。然し乍此處に特に注意を要するのは、臺灣の公債金の受入は一般的歳入不足に基く所謂赤字公債ではなく、生産的意義を有する事業公債であることである。即ち公債金は新高港の築港及び鐵道の建設改良に充當するものであつて、資本的投資なること勿論である。而して其の金額は昭和十四年度に於て六百四十萬圓、同十五年度に於て六百萬圓、同十六年度に於ては實に九百八十萬圓に達し、臺灣財政の膨脹に重大なる一原因を與へて居るわけである。

臺灣に於ける米穀の移出管理は、昭和十四年度より實行せられ、其の特別會計は同年法律第三十五號を以て創設せられたのであるが、昭和十六年度に於て初めて七百三十餘萬圓の繰入を行ふことゝなつたのである。而して之の繰入

金額は、同特別會計法の規定に依り、臺灣に於ける農業開發の爲還元せらるゝことゝなつて居るのである。

#### 第十表 公債金受入及米管特別會計より繰入額

(單位千圓)

科 目	昭和十四年度	同十五年度	同十六年度
公債金受入	六、四〇〇	六、〇〇〇	九、八〇〇
米管特別會計より繰入		七、三三八	
計	六、四〇〇	六、〇〇〇	一七、一三八

臺灣米穀移出管理特別會計の剩餘金は、昭和十六年度以降に於ては大體二千萬圓と豫定せられ、而も情勢は島内消費米の管理に迄移行するものと豫測せらるので、本會計の繰入金は、將來一層臺灣總督府特別會計を膨脹せしむる原因となると共に、臺灣産業の積極的開發に重大なる役割を演ずることとなるであらう。

### (四) 結 論

以上述べた租稅收入、官業收入、公債金受入額及び臺灣米穀移出管理特別會計よりの繰入額の總歳入に對比するときは、第十一表の通り大體八五パーセント程度となるので、大體臺灣歳入膨脹の原因は究め得たことと思ふ。殊に上記以外の収入は剩餘金繰入の如く、其の原因を上記諸収入に發するものか、然らざれば夫々自らの經費を伴ふものであつて、一般財源としての價値は論ずるに足りないと思ふのである。

#### 第十一表 歳入總額に對する租稅、官業、公債金受入及米管會計繰入額割合 (單位千圓)

科 目	昭和十二年度	昭和十三年度	昭和十四年度	昭和十五年度	昭和十六年度
租稅收入	二九、三五五	三三、七七一	三八、〇〇八	四八、三九二	五八、〇〇八
官業收入	一〇七、六六九	一六、五五六	一三三、三三九	一六二、六〇二	一九四、五八九
第三部 第八章 臺灣に於ける戦時財政の進展					七二七



第三部 第八章 臺灣に於ける戦時財政の進展

公債金受入及米管 會計よりの繰入	昭和十二年度	同十三年度	同十四年度	同十五年度	同十六年度
計	一七、三三三	一四、九一四	一七、八八六	二五、九九三	二六、七六三
歳入總額	一六、四八八	一三、〇一四	二〇、六〇一	二六、九四七	三三、〇三九
歳入總額に對し右三 科目の合計額の割合	△%	△%	△%	△%	△%

而して既に述べた通り、之等歳入中眞に戦時財政政策の遂行を中心とする一般經費の財源となつた金額は、以上の収入より官業經費を控除したものであつて、第十二表の如き金額となるであらう。依つて此の金額が大體臺灣戦時財政政策を可能ならしめた金額であり、油であり、條件であつたのである。

第十二表 臺灣の戦時財政政策の基底たる財源に關する調 (單位千圓)

科 目	昭和十二年度	同十三年度	同十四年度	同十五年度	同十六年度
租 稅 收 入	三九、五八六	三、七七八	三、一〇八	四八、三六一	六八、〇〇八
官 業 益 金	三、三五三	三、三三三	四、三三三	三、三三三	六、四四六
公債金受入及米管 特別會計より繰入	六八、三三三	一〇、一〇一	六、四〇〇	六、〇〇〇	一七、一八八
計	一一一、二七二	一七、二一三	一三、八四一	五七、六四〇	九一、六四二

第三項 歳出膨脹の原因

支那事變以來臺灣の歳出は誠に急激なる膨脹を爲したのであるが、其の原因は一言にして云へば戦時下の臺灣に課

せられたる使命遂行の爲めであると要約し得るも、尙各年度の豫算編成方針並に編成の経過等を検討するとき左の諸項目に分つことが出来ると思ふ。

- 一、事變以來、特に最近に至り、南方の重大性が俄かに加つた爲、國防的乃至は兵站基地的經費が増加したること。
- 二、我國版圖内唯一の熱帯地として、米、砂糖其の他纖維作物等の重要農産物増産確保の爲めの經費が増加したること。
- 三、臺灣の電力其の他の資源又は地理的優位性を基礎とする各種工業が勃興し、政府に於ても直接或は間接にこれが助成の方策を講じたこと。
- 四、各種經濟統制の實施、國際收支の改善、臨時軍事費特別會計への繰入金の増加等戦時財政政策を強行したること。
- 五、物價騰貴即ち貨幣價値の下落が歳出の貨幣的量を増加せしむるに至つたこと。
- 六、(一)乃至(四)等の如き、臺灣に負荷せられたる使命を達成するが爲には、臺灣に於ける各種の基本施設が根本的缺陷を持つて居たので、之等の基本施設の急速なる擴充整備を必要としたこと。
- (一)乃至(四)の事項に付ては次節以下に於て詳述する機会があるので、此處には(五)及(六)に付て述べることにする。

インフレーション發展の阻止については、政府は、或は公定價格政策に依り、或は其の他必要なる總ての手段を盡して百方の苦心を拂ひつゝあるに拘らず、事變以來物價は漸次昂騰の一途を辿つて來たのである。即ち軍事費を中心とする莫大なる政府資金の撤布、又は民間に於ける急速なる生産力擴充資金の撤布にも拘らず、物資は戦時下の宿命として、之と逆比例的に減少し、物と金のバランスを破壊して、物價は上昇の自律的運動を起し、既述の如き政府の政策にも拘らず、臺灣の物價指數は第十三表の如く月々昂騰を遂げるに至つたのである。



第十三表 卸賣物 價指數 (臺北市)

月別	昭和十二年度	十三年度	十四年度	十五年度
一月	100	113	118	128
二月	100	115	123	133
三月	100	118	125	135
四月	100	122	132	145
五月	100	125	135	155
六月	100	128	140	170
七月	100	130	145	185
八月	100	135	155	210
九月	100	140	165	230
十月	100	145	175	250
十一月	100	150	185	270
十二月	100	155	195	290

然らば斯の如き物價の騰貴即ち貨幣價値の下落は、臺灣財政の膨脹に幾何の影響を及ぼしたであらうか。貨幣價値の下落の割合と同様の影響を與へたものと速断することは誤である。即ち豫算の編成は大體前年度の六、七月頃に於て行はるものであり、其の豫算の單價は更に以前の單價を抑へる傾向にあるのみならず、最近に於ても所謂九・一八の停止價格を以て豫算編成上の單價と爲し來たつたので、物價騰貴の歳出に及ぼした影響は、其の騰貴の割合よりも遙に低度であつたことは疑ふ餘地がないのである。殊に歳出豫算の重要な部分を占むる人件費に關しては、官吏の生活の窮乏を眼前にし乍らも増俸の手段は殆んど考慮せらる所がなかつたのである。

然し乍ら現實の價格と異なる單價を以つて編成せる豫算は其の實行不可能であつて、破綻は隨所に現れ、或は物價騰貴に基く豫算の追加を餘儀なくせられ、或は事業の規格の低下となり、又は人件費に於ても家族手當の支給、下級官吏の増俸等の手段が講じられたので、貨幣價値下落の割合迄は豫算を膨脹しないとしても相當の影響を及ぼしたことは首肯し得る所であらう。斯くて物價の騰落の豫算に及ぼす影響は、常に若干の日月の経過を経て、後れて現れて來るものと云ひ得ることは明かである。而して物價の騰貴は其の時期に於て若干遅れるのであるが、兎も角も豫算の膨脹を必然ならしむることも亦確實なる事實であることを知るべきである。

次に戦時財政政策の遂行を可能ならしむる條件とも云ふべき各種基本施設の整備擴充の問題に付私見を述べることとする。

漢民族の本島制覇以來既に四百年となるのであるが、彼等は積極的なる開發の能力と熱意を缺く華僑的存在であつたのみならず、支那政府亦瘡痍蕃雨の地として何等顧る所がなかつたので、領臺前に於ては鐵道、道路、港灣、教育其の他の基本施設等に於て全く見るものなく、日本政府に於て繼承すべき何等の遺産がなかつたのである。従つて臺灣總督府は之等の施設經營に鋭意當つて來たのであるが、何分領臺後日尙淺きと、未だ財政的獨立の能力なきに拘らず、明治三十九年、日露戦後の内地財政の困窮に應じて獨立を急ぎ、加ふるに公債金の受入金をも過當に抑制し來たつたが爲、各種の施設は何れも應急的且つ瀕絶的に終り、基本的施設は内地又は朝鮮等に比較し著しく立ち遅れの状態となつたのである。

然るに今事變を契機として、帝國の一環として、臺灣に對し各種の重大なる使命が負荷せらるゝや、此等の基本施設の脆弱性は如實に暴露せられ、其の使命遂行上根本的缺陷たるに至つたのである。殊に鐵道、道路、港灣、治水等の施設に於て其の弊著しく、例へば鐵道に於ては一杆當内地鐵道建設費二十三萬圓に對し、臺灣は十三萬圓に過ぎず、従つて滞貨は沿線に累増する狀況であり、港灣に於ても延長四百杆の海岸線の南北端に僅に基隆、高雄の兩港を有するに過ぎず、而も其の施設未だ備はらざるが爲、唯に國防上の要請に應ふるを得ざるのみならず、戦時食糧品の大宗たる米、砂糖等の輸送にも應じ得ざる狀況にあるのである。斯の如き事例は道路に於て、治水に於て其の他各般の根本施設に於て枚擧に追がないのであつて、斯ては戦時下の臺灣に課せられたる使命の遂行が不可能であると言はなければならぬ。従つて臺灣財政の膨脹の原因は單なる戦時諸政策の遂行によつて齎らされたものでなく、之等の



遂行に併行して、此等の政策を可能ならしむる条件とも謂ふべき各種の基本施設の改善に巨費を投じつゝあるが爲めであると断じて差支へないのである。

嘗て「豊かなる臺灣財政」の著者は、臺灣財政の豊かなる例證として、臺灣の諸施設の行互つて居ること、而も財政負擔は内地に比較して必ずしも過重に非ざることを指摘して居る。

財政負擔に關する結論は誠に至當であると考へられるのであるが、負擔關係に對する國家給付即ち諸施設に關する所論は果して安當であらうか。同氏は曰く「曾て臺灣財政の黄金時代に惠まれた明治四十年頃には歳入の豊富なのに任せていさゝか手當り次第に營まれた嫌のある諸事業を始めとし、其の後に於ける臺灣の諸施設に關しても、民度に比して過大なりとの批評を聞くことはあり、又陝南の一小島たる臺灣が實は、衛生、教育、交通其他の施設に於て近代的文化の遍く行き渡つた天地であるとは、常に外來者に於て以て意外とする所、總督府と島人が誇りと爲し來つた點である。故に大體論としては勿論臺灣に於ける政府のなすべき事業施設に於ける過去の事績は、時に一部より過大放漫の誹を受くることがあつても最近迄、局の無爲驕職が云爲せらるべき所以は先づ存しなかつたやうである。」

註 北山富久二郎氏「豊かなる臺灣財政」臺北市臺大文政學部政學科研究年報第一冊四五頁

筆者は既に述べた所に於ても明かなる如く、少くとも鐵道、道路、港灣、治水、教育等の基本的諸施設に關する限り、此の見解には遺憾ながら賛同することを得ないのである。若し各種施設が過大放漫の誹を受くるが如く完備せられ、又外來者の意外とするが如く整備せられて居たとするならば、何が故に基本施設の脆弱性に基く破綻が今日斯くまでも激しき結果を齎らしたであらうか。

因より事變以來、臺灣に課せられたる使命は俄に重大性を加へたのであるが、臺灣統治五十年の歴史は斯の如き使命を果す爲に存在したものであり、従つて其の使命の遂行に支障となるが如き基本施設に缺陷ありとすれば、國家給

付に於て缺くる所があり、従つて必ずしも臺灣財政が豊かなる財政でなかつたと謂ふべきである。早くより財政の獨立を行ひ、公債の受入を行はなかつたことは一見臺灣の財政を豊かなるが如く認識せしめるのであるが、右は主として臺灣独自の財政的理由に基くものではなく、必ずしも植民地臺灣を重視せず、且つ内地財政の困窮に基く母國日本の政策に依るものと断すべきである。

其の結果、今日の心ある旅行者は、何れも臺灣鐵道の舊式なるを嗤ひ、河川の亂脈に驚き、港灣の不備を憂ふるを通例として居るのである。

斯くて戦時下に於ける臺灣財政が、戦時諸政策の遂行の外に、これと併行してこれが實施の條件たる基本施設の改善を餘儀なくせられて居ることは、從來の施設の不備に基く必然の結果であると共に、臺灣財政を膨脹せしむる重要な原因となつて居るのである。即ち公債財源に依る新高港の築港、鐵道建設改良は勿論、毎年度豫算に計上せられた基本施設整備擴充の經費は莫大に上るものであるが、之等の具體的説明は次節以下に譲ることとし、兎も角も内地朝鮮等に比し遙かに立ち遅れた基本施設の整備擴充に巨費が投ぜられ、これが臺灣の歳出を膨脹せしめた極めて重大たる原因であつたことを此處に指摘することとする。

## 第二節 臺灣に於ける戦時財政政策の強行

### 第一項 戦時下に於ける臺灣豫算の編成方針

昭和十三年度の豫算編成方針は昭和十二年五月大體左の如く定められたのである。



- 一、新規事項は時局に鑑み且つ本島現下の實情に即し、眞に緊急己むを得ざるものにして具體的に計畫の完成せるものに限りこれを要求すること。
- 二、重要事項に集注し、其の他の經費の要求は極力差控ふこと。
- 三、鐵の需要を伴ふものは極力其の需要數量の減少に意を用ふること。
- 四、既定經費の不足を理由とする人件費、事業費等の要求はこれを爲さざること。
- 五、既定經費に於て改廢整理を要するものは進んで之を要求すること。
- 六、外國旅費、海外物資の購入等、海外拂増加の原因となるべき經費に關しては、其の節約に付特に格段の配意を爲すこと。

斯くて昭和十三年度の豫算編成方針は、勿論、準戦時體制下の方針であつたのであるが、昭和十二年七月北支事件の勃發を見るや、俄に此の方針に根本的なる改訂が加へられ、戦時豫算の性格を持つに至つたのである。即ち八月二十四日の閣議決定の方針に基き、新規事項に付ては、事變に關する緊急なる施設に要するものに限り計上すること、既定經費に付ても國防上緊要なるものを除き、出來得る限り節約を斷行し、以つて事變の爲め必要なる資金並に物資等に對する需要に備ふることとなつたのである。

昭和十四年度豫算の編成の方針は更に戦時特色を濃厚とし、戦争目的遂行上必要なる新規事項の實現を圖ることに努力を集注して編成せられたものであつて、事變に關聯なき事項に屬するものに付ては、本島特殊の事情より見て、眞に緊急差措き難き經費のみを計上することとなり、新規事項は大體左記項目に集注することとなつたのである。

- 一、國防關聯施設の擴充
- 二、軍事援護其の他銃後施設の擴充

- 三、國際收支の改善
- 四、戦時經濟統制の施行
- 五、生産力の擴充
- 六、南支南洋施策の擴充
- 七、皇民化の徹底

昭和十五年度豫算に於ても、日本の戦時經濟の推移に鑑み、中央政府の方針に基き、之に對應協力して綜合國力擴充方策の實現に重點を置き、且つ本島に負荷せられたる特殊使命並に本島現下の實情に鑑み、緊急缺くべからざる諸施設の充實を期すこととし、大體左記事項に特に重心を置くこととしたのである。

- 一、臺灣の實情に即し、帝國南方の國防強化に寄與する爲緊切なる經費を計上すること。
- 二、米穀増産其の他重要資源の開發、生産力の擴充に關する經費を計上すること。
- 三、臺灣特殊の使命に基き南支那及南洋に對する施設を擴充すること。
- 四、本島の現狀に鑑み、初等教育制度の改善、青年訓育鍛鍊其の他國民精神作興に關する經費を計上すること。
- 五、臨時軍事費特別會計繰入の増額を圖ること。
- 六、一般經費に關しては出來得る限り節約を爲すこと。

昭和十六年度に於ては中央政府の方針に則り、現下帝國南方國策の急施を必要とする國際情勢に鑑み、兵站基地並に南方前進基地として臺灣に課せられたる重大使命達成上緊急缺くべからざるものに重點を置き、眞に國策遂行上必要なるものに限り新規事項として之れを計上し、既定經費に關しては極力節約の徹底を期することとなり、大體左記事項に經費を集中することとなつたのである。



- 一、臺灣の官情に即し、帝國南方の國防強化に寄與する爲緊要なる經費を計上すること。
- 二、臺灣特殊の使命に基き、南方に對する從來の施設を更に擴充する外新に南支南洋に對する施設、調査並に邦人の企業助成に必要な經費を計上すること。
- 三、臺灣の使命に基き工業化促進に必要な經費を計上すること。
- 四、農産物増産確保に要する經費を計上すること。
- 五、輸送設備の擴充に要する經費を計上すること。
- 六、臨時軍事費特別會計への繰入額の増加を圖ること。
- 七、一般經費に關しては出來得る限り節約すること。

以上の如く事變以來の臺灣豫算は中央政府の方針に準據して、戦争目的遂行上眞に緊急差措き難き經費に集注して編成せられたのである。然しながら此の間の推移を見るに、事變の初期と最近の方針の間には重大なる二つの相違を見る事が出来るのである。

即ち、其の一は戦時經濟の進行と共に、臺灣豫算の戰爭的性格は益々明瞭となつたことである。豫算編成方針の文字の間には格段の相違はないのであるが、其の方針を實施する心構と亦其の結果とに於いて事變當初と今日の間には著しき相違があるのである。

其の二は、事變當初に於ては、専ら中央の方針と同一の方針を採つて來たのであるが、其の後帝國南方政策の重大化に伴ひ、臺灣は兵站基地並に前進基地としての特殊使命を帯びて來たので、其の特殊使命を遂行することに豫算編成の重點が加はつて來たことである。殊に昭和十五年度豫算編成方針より明白に表現せらるゝに至つたのであつて、即ち昭和十五年度豫算編成方針は、初めて「本島に負荷せられたる特殊使命」の言葉が用ひられ、昭和十六年度豫算

編成方針に於いては、一層明白に「南方國策の急施を必要とする國際情勢に鑑み、兵站基地並に南方前進基地として臺灣に課せられたる重大使命達成上緊急缺くべからざるものに重點を置き」と、唱へらるゝに至つたのである。斯くて事變以來の臺灣豫算の編成方針は、一面に於いて一般會計の豫算編成方針に呼應して

- 一、生産力の擴充
  - 二、經濟統制の實施
  - 三、國際收支の改善
  - 四、軍事援護其の他銃後施設の擴充
  - 五、臨時軍事費特別會計繰入金の増加
- 等の項目に其の豫算を集注して、不要不急の經費は極力抑制を圖り、且既定經費に付いても不要不急のものに付ては節約を行ふと共に、他面事變勃發以來、殊に最近に於いて俄に重大性を加へた帝國の南方政策との關聯に於いて
- 一、臺灣の地位に鑑み、國防乃至兵站基地的設備の整備擴充
  - 二、臺灣特殊の使命に基き南支那及南洋に對する施設の擴充に積極的な努力が傾倒せられたのである。

## 第二項 臺灣に於ける戦時財政政策の概要

豫算は財政政策の貨幣的表現である。然らば臺灣の戦時財政政策は臺灣豫算に如何なる貨幣的表現を爲したかを次に見ることとしよう。而して政府の新しい政策は凡て豫算の新規事項に表現せらるので、此處では新規豫算に付てのみ表現形態を検討することとするが、此處に注意を要するのは新規經費は翌年度には既定經費となり、従つて翌年度の新規經費は斯かる既定經費に大體に追加せらるるものであつて、従つて新規事項の検討のみには、戦時財政々の



貨幣的總量を現すものでないことである。

第十四表に於ては、大體戦時財政政策を治安強化其他前進根據地施設以外七項目に分けたのであるが、戦時財政諸政策は何れも相互に關聯を持つて居るので、必ずしも科學的に分類することは不可能である。従つて第一表の分量も大體各費目の主なる傾向に依り行つたものであつて、必ずしも正確を保し難いものであるが、既述の豫算編成方針が如何に具體化したのであるか、臺灣に於ける戦時政策は如何に強行せられつつあるかの概要はこれを知ることが出来ると思ふのである。

第十四表 新規經費事項別調 (單位千圓)

事項別	昭和十二年度	同十三年度	同十四年度	同十五年度	同十六年度
治安強化其他前進根據地施設費	三、三三七	四、一八八	四、三三七	三、三三三	四、三三三
南支那及南洋に關係する施設	六、六六六	四、九九九	二、八八八	一、三三三	三、三三三
島民訓練	一、四八四	八、八八八	四、九九九	六、六六六	一、九三三
軍事後援其他	二	三三三	四九九	三九九	三三三
統制	三	二〇八	一、〇八一	二、〇九三	四、一六九
國際收支の改善	八、八八八	三、三三三	七、九九九	七、三三七	三、三三三
生産力擴充	一、五、六二二	一、八、一〇四	二、七、六二二	四、一、六九九	四、八、五七〇
臨時軍事費特別會計	一、一、六三三	一、四、七三七	一、七、六六六	二、三、三三三	二、四、三三三
其他	一、六、六六一	四、〇、六三三	三、三、六六六	三、三、九九九	三、四、三三三
計	五〇、二、七三三	七九、四、八八八	八六、六、六六六	一〇九、〇、九九九	一三三、〇、三三三

支那事變は昭和十二年七月に勃發したので、昭和十二年度豫算は所謂準戦時體制下の豫算であつて、戦時財政政策は昭和十三年度より初めて豫算面に表現せられるに至つたのである。然し乍らこれより先事變勃發と共に之に對處する爲め昭和十二年七月末より八月にかけての第七十一議會に於て、産金獎勵及管理費一四八千圓の外、北支事件費財源繰入一、〇九九千圓の協賛があり、九月初め第七十二議會では臨時防空及警備費、情報機關整備、國民精神總動員、防空法實施、外國爲替管理強化、臨時資金調整法、輸出入品等の臨時措置法、臨時船舶管理法等の戦時政策の施行に要する經費二、二四二千圓が計上せられ、更に臨時防空及警備費並に臨時警備及警務費に七一七千圓の豫備金支出が行はれ、越えて第七十二議會では臨時軍事後援費其他五二五千圓の戦時對策費が追加豫算として計上せられたので、戦時豫算の出發は、追加豫算及豫備金支出を以て、昭和十二年戦争勃發と同時に進められたものと謂ふことが出来る。斯くて累年戦時政策は強化の一途を辿つて來たのであるが、其の詳細は各項目毎に次節以下に述べることとする。尙説明の便宜上事變以來今日迄の期間を通じて其の大部分を臺灣統治の重責に就かれた小林總督の所謂三大政策、即ち工業化、皇民化及南方施策、及び臨時軍事費特別會計繰入の問題は章を改めて述べることにする。

第三項 兵站基地並に前進根據地體制の強化

臺灣と南支那とは、一衣帯水の地域にあり、且つ南方諸島に撃ち込まれた彈丸の如く、遠く母國を離れて南支那海に横はつて居るので、支那事變勃發以來殊に最近に於て帝國の南方政策の重大化するに伴ひ、兵站基地として並に前進根據地として其の地位は俄かに重要性を帯びるに至つたのである。而も地圖を按ずれば、恰も東亞共榮圈の中心に位し、従つて今後に於ても臺灣に負荷せられたる使命は軍事的にも經濟的にも愈々重きを加ふるものと言はなければならぬ。



斯の如き情勢下にあつて、臺灣が其の使命の完遂を圖る爲には、兵站基地として又前進根據地としての島内體制の整備擴充を行ふことが必要であるが、此の爲に事變以來豫算を通じて臺灣の強化し來つた方策は大體次の諸項目である。

- 一、島内治安の強化
- 二、航空路の開設助成其他航空施設の擴充整備
- 三、南支南洋施策の擴充
- 四、工業化
- 五、港灣道路通信施設等の整備擴充

(三)以下に關しては後に述べる機會があるので、此處には一及二に關し概略を述べることとする。

臺灣島民の大部分は漢民族であり、而も其の民度低く且つ對岸支那とは臺灣海峡を隔てて目睫の地位にあるので、島内治安の強化を圖ることは臺灣に課せられたる使命を達成する基本條件と言はなければならぬ。尙臺灣は敵空軍の爆撃を受ける可能性が顯著であるので、防空に關しても格段の注意を拂ふ必要があるのである。

此の故に支那事變勃發するや、直に追加豫算及び豫備金を以て左の如き支出を行ひ、事態に呼應して、完璧の治安を確立することに成功したのである。

臨時防空及警備費	二、一九一、千圓
防空法施行費	一一二、
警察機關の整備費	一〇九、
臨時警察及警察費	五〇四、

爾來今日迄毎年度略同程度の増加豫算を以て、搖ぎなき島内治安の確立を遂げると共に、防空施設の整備に當つて來たのである。

航空路の助成費に關しては、第十五表に示す通り逐年増加の一途を辿り、今や臺北は盤谷、パラオ其他に達する唯一の航空據點として、東亞共榮圏の中樞的存在たるに至つたのである。

第十五表 航空輸送補助豫算表 (單位千圓)

	昭和十二年度	同十三年度	同十四年度	同十五年度	同十六年度
東京—臺北線	四六〇	六八〇	三三三	三三三	四三三
臺北盤谷線	四〇〇	三六四	三六〇	三六六	三三三
島内航空	〇	三六〇	三六〇	三六〇	一〇六
パラオ淡水線	—	—	—	—	二六三
其他共計	九二〇	一、四二四	一、六四〇	一、九八八	一、九三三

以上の外臺北第二飛行場の新設(總額六八七千圓)、航空機修理事業の補助(總額四九〇千圓)、氣象通信施設の擴充、飛行場の整備、民間航空事業の補助等に關し航空關係總經費は年に四、五百萬圓の巨額に達するの狀況である。

第四項 軍事援護其他銃後施設

臺灣に居住する内地人は三十餘萬人に過ぎないので、東亞新秩序建設の第一線に光榮ある戰士として従軍する者の數は必ずしも多くはないのであるが、聖戰の犠牲となつた英靈の遺家族を護り、傷痍軍人の看護慰安に努むることは銃後國民の當然の責務であり、殊に本島居住者の大部分が兵役の義務を免れつゝある事情に鑑み、政府としても特に



考慮する所がなくてはならないこと勿論である。

此處を以て全島各郡市に住宅を建築して、遺家族に提供し、或は各種の便益を供與して其の生活を護り、或は傷痍軍人の保護に當る等出征軍人をして後顧の憂なからしむる措置を採り來つたのである。其の累年豫算額は左表の通り必ずしも多くはないのであるが、臺灣在籍の出征軍人數と對照するとき、軍事援護の措置に遺漏なきものと斷ずるを得るであらう。

第十六表 臨時軍事援護費累年表 (單位千圓)

昭和十二年度	二
同 十三年度	二二三
同 十四年度	三〇九
同 十五年度	三〇九
同 十六年度	三一九

護國の英靈を祀り島民教化の指標たらしむる爲め、昭和十四年度より二ヶ年繼續工事費二〇〇千圓を以てする護國神社の建立は戦時下の臺灣として誠に意義深いものと言はなければならぬ。今次の南支作戦に於て、本島人の通譯其他軍夫の活躍は、忠勇なる帝國軍人をも驚嘆せしめ且感謝せしめた程であつて、陣没した彼等の中には軍屬として靖國神社の祭神となつた者もあるのであるが、歸還の軍夫は臺灣出征記念會を組織して、戦場の感激を其の儘に島民教化の推進力となつて居るのであるが、總督府に於てもこれが助成を圖る爲昭和十五年度より毎年三萬圓宛の補助金を交付しつゝあるのである。

第五項 經濟統制

生産力の急速なる擴充を圖り、公債の完全なる消化を期し、インフレーションの發展を阻止し日用必需物資の圓滑なる配給を圖る等の爲め、臺灣に於ても統制經濟は事變以來日に嚴格の度を加へ、遂に計畫經濟に迄進展しつゝある

のである。即ち事變勃發直後に於て追加豫算を以て臨時資金調整法、外國爲替管理法の強化輸出入品等の臨時措置法臨時船舶管理法等の施行に要する經費を計上したのであるが、第十七表の如く其の後累年巨額の豫算を計上して統制經濟の實施に遺憾なきを期しつゝあるのである。

第十七表 經濟統制費累計表 (單位千圓)

科 目	昭和十二年度	同十三年度	同十四年度	同十五年度	同十六年度
物資需要調整費	一六九	一六一	三五五	七四八	
農林、水産用生産資材配給統制費			六		
農産及林産物配給統制費				四七	
米穀供出促進費				四六一	
臨時經濟調整費	六	一三	二九	五三	
物價調整及貯蓄獎勵費		六	三六	八四	
小作料統制費			四〇	三三	
臨時經濟警察費			五三	四〇	
臨時外國爲替管理費	三	三	六	六	
臨時輸出入取締費			七	九	
會社經理統制費			二	六	
貿易調整費			一	六	
勞務需要調整費			六	二	
勞務動態調整費			六	三	
第三部 第八章 臺灣に於ける戦時財政の進展					七三三



國民登録費  
青少年履修統制費

計

元

二五三

七四九

一、九四九

四、二九二

100

一一一

一、九二

三

四六

即ち臺灣に於ては統制經濟強化の必然性に應じて之に即應する官廳體制を強化する爲め、統制經濟の中樞機關として總督府官房に企畫部を創設すると共に、地方廳に於ても各州に經濟統制並に經濟警察の二課を相次で新設したのである。

經濟法令に關しても内地に呼應して外國爲替管理法の強化を圖り、臨時資金調整法並に輸出入品等に關する臨時措置に關する法律を直に施行すると共に、國民徵用令、従業者雇入制限令、資金統制令、價格統制令、經理統制令其の他各般の總動員法關係法令を實施して統制經濟の運行に遺憾なきを期したのである。

殊に又最近に於ては、日用必需物資並に肥料等の配給統制に格段の努力を拂ひ、昭和十六年度に於ては米穀供出促進費（五五二千圓）、農産及林産物配給統制費（四六一千圓）、肥料配給統制費（四七六千圓）等巨額の經費が計上せらるゝに至つたことは特に注目すべきことである。

### 第六項 國際收支の改善

戦時下日本の輸入力増進に貢獻する爲め臺灣に於ても眞剣なる努力が拂はれ來つたのである。臺灣豫算を通じて見たる政府の國際收支改善に關する方策は、大體左の諸事項に分類することが出来るのである。

- 一、貿易の振興
- 二、金の蒐集並に密輸出の防止

### 三、金の増産

#### 四、樟腦の増産確保

輸出貿易の振興に關しては總督府の機構を整備擴充すると共に、本島輸出品の大宗たる鳳梨、鮪及びトマト罐詰、茶等に對し獎勵金を交付し、尙輸出補償金等の豫算を計上して、不利なる諸條件と戦ひつゝ外貨獲得に眞剣なる努力が傾倒せられたのである。従つて其の豫算額に於て、第十八表の通り昭和十四年度より飛躍的な増加の跡を辿つて來たのである。

第十八表 輸出貿易振興費累年表（單位千圓）

昭和十二年	二四三
同 十三年	二七三
同 十四年	一、二三四
同 十五年	一、二四三
同 十六年	一、三三九

臺灣に於ける金の蒐集成績は誠に驚異的であり、日本の國際貸借の改善に貢獻したところ大であつたのであるが、其の努力は既定各機關の協力に依り爲し遂げられたものであつて、これに要したる豫算は一年僅かに十萬餘圓の程度であつたのである。又臺灣と對岸支那とは一衣帶水の地域にあり、金密輸出の危険性が特に甚大であるので、或は密告制度の採用により、或は税關警察機關等の擴充に依り、之れが根絶を期すべく努力中であるが、其の豫算亦特に此處に掲ぐる程の金額ではないのである。

事變以來、金の増産に關する臺灣の方策は之を二大別することが出来るのである。其の一は民間に於ける金増産に對する助成であり、他の一は總督府の直營を以て行ひつゝある所謂段丘砂金の開發である。之が豫算額は第十九表の如く極めて巨額に達し、臺灣の戦時財政政策に如何に重要な地位を占むるものなるかを雄辯に物語つて居るのである。



第十九表 金増産に関する豫算表 (單位千圓)

年次	産金獎勵費	段丘砂金開發費	計
昭和十二年	一四八	一四八	二九六
同十三年	四八二	四八二	九六四
同十四年	六二九	六二九	一二五八
同十五年	三、三三三	二、八七七	六、二一〇
同十六年	九一〇	一、五九八	二、五〇八

下道路の開設工事が進捗中であるが、昭和十六年度に於ては、若干の採掘を行ふこととなつたのである。

臺灣の樟腦は專賣事業として行ひつゝある所であるが、近來勞働力の不足、原料の保續難等の爲これが生産の減退を見る傾向なしとしないので、樟腦が最も重要な臺灣輸出品である事情に鑑み、總督府に於ては原料の増産計畫、製造方法の改善等に努めつゝある所である。

第七項 農林水産物等の増産確保

臺灣は帝國版圖中唯一の熱帯地として、戦時下帝國の食料對策上或は又軍用資材の供給上誠に偉大なる役割を演じつゝあるのである。領臺以來五十年間の臺灣農業政策の成功は、今や此處に華々しき結實を爲したのであるが、帝國現下の情勢は更に米、砂糖其の他食糧品並に纖維作物等の積極的増産を期待せらるゝに至つたので、臺灣總督府に於ても正に其の財源を傾けて農林水産物等の増産確保に努力を集注することとなつたのである。

尙仔細に事變以來の農業政策を検討するとき、我々は臺灣の農業政策が事態の進展に則して一八〇度の大轉回を

爲したことを知るであらう。

即ち、嘗て臺灣は帝國の食糧政策を解決すべく米の増産に眞剣なる研究と努力を費し遂に蓬萊米の發見に成功し、驚異的増産に成功するに至つたのであるが、其の後不幸にして帝國内の食糧供給過剰の爲、其の生産力を犠牲にして灌漑施設の休止、他作物の水田導入の獎勵等の方策に轉向し、事變勃發以後に於ても暫く此の方策を踏襲し來たつたのである。然るに其の後帝國の食料不足が漸く深刻となるや、此處に再び農業のコペルニクスの轉回を行ひ、耕地面積及び單位收量の増加に依り米の増産を圖らんとし、毎年度豫算に巨額の經費を計上するに至つたのである。此處に於て事變以來の各種農産物の増産に關し直接關聯する經費を勸業費及水利關係經費より抽出して其の推移の跡を辿ることゝしよう。

第二十表 農業關係豫算累年表 (單位千圓)

種別	昭和十二年度	同十三年度	同十四年度	同十五年度	同十六年度
米獎勵費	二二	三三	一	六六	七九
甘藷獎勵費	一	一	一	一八九	三〇一
茶業獎勵費	一〇〇	一〇六	九	二〇一	三二八
蠶業獎勵費	三	三	三	七	五五
棉作獎勵費	二〇	二七	一七	一四	一七
鳳梨獎勵費	五	四	四	六	六
芭蕉獎勵費	一	一	一	九	七
芋麻黃麻獎勵費	三九	二六	三六	三九	三六
藍麻獎勵費	一	一	一	七	三
第三部 第八章 臺灣に於ける戦時財政の進展					七三七







れが利用開發は山地交通施設の不備、勞働力の不足等の理由に依り殆んど放置の状況にあり、僅かに注目すべきは阿里山、八仙山、大平山三事業地の官行斫伐事業のみであるが、事變以來國內木材の需給關係が急迫を告げ、臺灣産木材に期待することが熾烈となつたが爲め、昭和十四年度より積極的増産を計ることとなり、官行斫伐事業に付ては船舶用材、パルプ用材の増伐を行ひ、更に昭和十六年度よりは楠梓化溪及荖濃溪森林を開發することとなり、これが經費として二ヶ年繼續總經費七一、一千圓を計上することとなつたのは特に注目すべきである。

潤葉樹に關しても之が利用開發の計畫を樹て、昭和十五年度より三ヶ年繼續を以て移入材積約二百萬石の内七十五萬石の自給計畫を樹てこれが劃期的利用開發に着手すると共に、時局下の急需に應じ木炭の増産をも實行しつゝある所である。事變以來の林業關係經費の趨勢を第二十一表に示すこととする。

第二十一表 林産物増産確保關係豫算表 (單位千圓)

科目別	昭和十二年度	同十三年度	同十四年度	同十五年度	同十六年度
林業試驗所費	二五	二二	二六	四〇	二五
森林費	三、八七	三、九四	五、二一	五、八七	六、三七
林産物搬出道路開鑿費	—	—	—	七〇	七五〇
森林計畫費	—	六〇	六〇	六三	六三
規那造林及試驗費	—	二〇	二〇	二三	二〇
特殊薬用植物増殖試驗費	—	—	—	二八	二八
林業獎勵費	三六	一〇六	一四	三三	六〇

パルプ資源調査費

計	三、九三	四、二二	五、八九	七、四七	八、二五
---	------	------	------	------	------

水産物の増産確保に關しては、或は漁港の開設、維持或は漁船建設の補助、或は漁業移民の招致、或は各種漁業施設の助成等に依り政府に於ても相當の努力を爲しつゝある所であり、畜産物の増産確保に關しても劃期的なる臺灣馬政計畫の遂行に依り、軍事上又農業上の重要資源たる産馬の獎勵に意を注ぐと共に、重要食糧品たる豚の増産確保に關し種々施設を行ひつゝある所であるが兩者共豫算上の金額は百萬圓程度を出せず、財政政策としての重要性に乏しいので詳細なる説明は省略することとする。

第八項 鐵道の建設及改良

鐵道經營に伴ふ經常費に關しては、既に第一章に於て其の收入に對する割合が漸次増加し、差益金は益々減少しつつあることを指摘したので詳述することを避け、本節に於ては事變以來臺灣の鐵道が如何に建設され、改良されたかの概要を述べることとする。

臺灣の鐵道は領臺當初一般會計財政の急に應ずる爲、補充金の受入を辭退して財政の獨立を爲したる結果として、建設當時極度に其の經費を節約したると、其の後に於てもこれが改良が遅々たる状況にあつたので、今日に於ては全般的に極めて脆弱であつて、内地、朝鮮に比較するも大なる徑底を有するに至つたのである。即ち現在内地鐵道建設費一軒當二十三萬餘圓に對し、臺灣に於ては僅かに十三萬圓に過ぎず、而も日本に於て最初に東京横濱間に使用した機關車が、臺灣に於ては數年前迄使用せられたが如き状況にあるのである。斯くては戦時下の重要物資たる米、砂糖、石炭、芭蕉實等の内地向輸送並に臺灣在住民六百萬人の日用必需物資の輸送は勿論、兵站基地として各種軍需品の輸



送等の要求に應じ得ざる状況となつたので、事變以來臺灣の豫算は其の固有の財源に依り或は亦公債財源に依り急速に鐵道諸施設の擴充に當り、以て戦時下の臺灣に負荷せられたる使命の達成に邁進しつゝある所である。事變以來鐵道施設改善の豫算を掲ぐれば左表の通りである。

第二十二表 鐵道施設整備擴充豫算累年表 (單位千圓)

科 目	昭和十二年度	同十三年度	同十四年度	同十五年度	同十六年度
鐵道建設費	五七九	一、二八八	一、二〇〇	二、一六一	一、三三四
鐵道復線工事費	—	七〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	二、六〇〇
停車場改良費	二、〇〇〇	一、九七〇	六三三	一、六六四	一、九〇〇
鐵道改良費	二、三三九	三、七五三	三、四〇〇	五、八八八	七、一八四
計	五、二二三	七、六七四	六、八三三	二一、〇四四	二三、〇六八

鐵道建設費は、縦貫鐵道潮州線を延長し、溪州枋寮間及溪州東港間の新線の建設と高雄港、新高港及花蓮港の臨港線建設工事を内容とするものである。

溪州枋寮間及溪州東港間の建設は、昭和十二年度に於て三箇年間繼續事業總費額二、四八八千圓を計上せられたのであるが、其の後物價騰貴に依る追加、工事の繰延等が行はれ結局總經費三、三〇九千圓となり、昭和十五年度を以て完成することとなつたのである。

高雄港及び新高港臨海線建設工事は昭和十五年豫算を以て六ヶ年繼續事業として總費額九、四八〇千圓を計上せられ、花蓮港臨港線は昭和十六年度豫算に於て三ヶ年繼續總費額一、一六八千圓を計上せられたのである。斯くて高雄

新高、花蓮港の三工業港の陸上輸送設備が完備せらるゝこととなり、輸送力の擴充に工業の振興に其の効果期待すべきものあるを感ぜらるるのである。

鐵道復線工事費は彰化臺南間並に高雄屏東間の單線に基く輸送力の缺陷を改善し、輸送力の充實を期するが爲め、昭和十三年度に於て七箇年繼續總費額一五、〇〇〇千圓を豫算に計上することとなつたのである。

停車場改良費は、當初臺北及高雄驛の改良工事に關し昭和十一年度より昭和十四年度に至る繼續費の豫算を計上し、前表年割額に依り工事中の所途中豫算繰延を行ひたる爲、昭和十五年度に於て完成せらるゝこととなつて居たのであるが、昭和十五年度に至り南部停車場新設工事及び新竹、新營、花蓮港の各驛改良工事を施行する爲、五ヶ年繼續を以て總經費六八四一千圓を追加し、更に昭和十六年度豫算に於ては、基隆驛附近改良、端芳其の他數驛の改良の爲め五ヶ年繼續を以て總費額六、八四一千圓を追加計上することとなつたのである。

從來臺灣の鐵道改良費は二百萬圓乃至三百萬圓の豫算を以て車輛、機械の補充、路線の補修、停車場の改良等の工事を行つてゐたのであるが、何れも經常的な補充、補修の域を出ず建設的積極的意味を缺いたが爲に、臺灣産業の急速なる發達並に本事變を契機として誠に重大化した臺灣の軍事的經濟的使命を全うし得ざるに至つたので、昭和十五年豫算より一躍其の經費を増加して時局の要求に應ふることとなつたのは誠に喜ばしきことと言はなければならぬ。

第九項 道路並港灣施設の擴充

臺灣の工業化及び農産資源開發を圖る上に於ては勿論、帝國の南方國策遂行上の兵站基地並に前進根據地としての使命を達成する上に於ては、陸上の輸送機關の擴充と同時に港灣設備の完備を要することは自明の理と云はなければ



ならない。

然るに臺灣は地勢上海岸線の屈曲少く、亦沿岸に島嶼なき爲自然の良港に乏しく、従つて事變前に於ては近代的設備を有する港灣は僅かに基隆、高雄の二港に過ぎなかつたのである。斯くては急速に發展する産業上の需要に應じ得ざるは勿論、事變の進展と共に増加する軍需貨物の吞吐にも支障を生ずるが如き状況となつたのである。此處に於て總督府は事變以來港灣の築造並に設備擴充に努力すると共に、順に進展の態勢を示し來たつた工業化の趨勢に應じ工業港の築造に劃期的な努力を示しつゝあるのである。港灣關係經費増加の趨勢は第二十三表に示す通りにして、累年増加し昭和十五年度に至つては、公債財源を含めて遂に一千萬圓を突破するの状況となつたのである。

第二十三表 港灣關係施設擴充費累年表 (單位千圓)

種別	昭和十二年度	同十三年度	同十四年度	同十五年度	同十六年度
港灣	三、六六六	三、七七七	三、八三三	八、四二七	八、三三三
馬公修築費	二五〇	三〇〇	三〇〇	—	—
安平港口改良費	一九一	—	—	—	—
大型修船渠築造費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	九三三	九〇〇	一、〇〇〇
新高港漁港築造費	—	—	—	三〇〇	三〇〇
曳船新造費	—	—	二〇〇	二〇〇	—
蘇澳港修築費	—	—	—	—	四〇〇
新高工業港築造費	—	—	—	—	六〇〇
計	五、〇八八	五、三三七	七、三三八	一〇、一六七	九、八四九

港灣費は基隆、高雄兩港の擴張工事、花蓮港港築港並に擴張工事及新高港の築港工事を内容とするものであるが、其の概略を左に述べることにする。

基隆港は明治三十二年より築港工事に着手し、數次の擴張計畫を経て昭和十一年度迄に約四千萬圓の巨費を投じたのであるが、事變勃發當時に於ては其の標準荷役能力約三百萬噸に對し、出入貨物は四百萬噸に達する状況であり而も出入貨物の自然増加は年々十五萬噸を下らざる状況であつたので、昭和十二年度に於て總費額三、五〇〇千圓の工事費を追加してこれが擴張の計畫を進めたのであるが、其の後石炭の増産其他生産力擴充計畫の遂行に依る貨物の激増夥しく港灣施設の擴充の要益々緊要となつたので、昭和十五年度に於て計畫の一部に變更を加へ、標準荷役能力に於て約五十萬噸の増加を圖ることとしたのである。

高雄港は明治二十九年より築港工事に着手し、昭和十二年に於ては其の標準荷役能力約二百萬噸に對し出入貨物は三百萬噸に達する状況であるのみならず、南部地方に於ける農産物の増産、高雄市近郊に於ける各種工業の勃興に伴ひ、出入貨物の自然増加は年二十萬噸を越ゆる状況となつたので、昭和十二年度に於て工事費總額七、七〇〇千圓同十五年度に於て一〇、〇〇〇千圓を追加し、昭和十九年度に於ては大體豫想出入貨物量の處理を全うし得る計畫を樹てこれが工事を施行中である。

花蓮港港は昭和六年度より九ヶ年の歲月と總經費七百四十餘萬圓を投じ、昭和十四年に築港工事を完成したのであるが、其の完成の直前より東部に於ける電力開發に應じて、各種工業が俄に勃興して出入貨物の激増を見る趨勢となつたので、昭和十五年度より同十九年度に至る五ヶ年計畫、總經費五、〇〇〇千圓を以て、標準荷役能力一百萬噸を目標に擴張工事を進めんとしたのである。

新高港は昭和十四年度より同十七年度に至る四ヶ年繼續總經費一五、〇〇〇千圓を以て工事に着手したのであるが、



同港の使命は臺灣の國防上の重要性に鑑み、中部に港灣建設の必要緊切なること、陸上輸送力の不足を緩和すること並に背後の豊富なる電力資源を活用して工業の振興を圖ること等誠に重大なるものありと言はなければならぬ。而して本経費が總て公債財源に依ることよりするも、其の重要な意義は架設の要なしと認めらるるのである。尙本港に接續して昭和十五年より三ヶ年繼續總経費一、一〇〇千圓を以て漁港の築造を行ふこととなつて居る。更に新高港は昭和十七年度に完成するので其の使命の達成に遺憾なきを期する爲め、新に昭和十六年度より五ヶ年繼續總額四、八八二千圓を以て工業港の築造を行ふこととなつたのである。

南方海洋の重大化に伴ひ、臺灣に大型修理船渠の施設を爲すことは軍事的にも亦經濟的にも極めて緊要なりと認めらるに至つたので、昭和十二年より同十六年度に至る五ヶ年繼續總額四、三七〇千圓を以て基隆港に附置して築造することとなり、亦高雄港の荷役能力不足を緩和する爲め昭和十四年より同十五年に亘り四八〇千圓の豫算を以て曳船を新造したことは、何れも港灣施設擴充の進展と共に臺灣の港灣能力の増進を來すものと言ふべきである。

尙安平港口の改良は昭和十年より三ヶ年繼續事業總経費七、七千圓、馬公修築は昭和十二年より三ヶ年繼續總経費八、五〇千圓、蘇澳港修築は昭和十六年度より三ヶ年繼續總経費一、七三、五千圓を以て或は工事を完了し、或は工事に着手することとなつたのであるが、何れも漁業の振興、工業の發達に寄與する所相當大なるものありと認めらる。

臺灣の鐵道は東西縱貫鐵道を除くの外は僅か八堵蘇澳線、臺北淡水線並に二水外車埋線のみで、加ふるに既述の如く港灣施設の不備の爲め産業開發上或は國防上道路の負擔する責務は誠に大なるものありと云はなければならぬ。然るに從來財政に其の餘力がなかつた爲め、新設改修は遅々として進まず、事變勃發當時に於ては主要道路に於て舗装せられたものなく、又全島を一週する自動車道路さへ完成して居なかつたのである。

従つて急速に重大化した産業上、軍事上の要請に應ふることを得ざる状況にあつたので、總督府に於ては其の道路

政策を急激に強化して、第二十四表の如き経費を支出し之れが整備擴充に當つて來たのである。

第二十四表 道路施設擴充豫算累年表 (單位千圓)

種別	昭和十二年度	同十三年度	同十四年度	同十五年度	同十六年度
縦貫道路改修費	1,100	1,100	621	1,080	—
道路改良費	388	388	388	731	1,100
新店礁溪間道路改修費	599	399	399	399	399
花蓮港臺東道橋梁架設費	—	—	—	200	399
中部橫斷道路開鑿費	—	—	—	—	200
指定道路改修補助費	621	821	821	821	821
計	2,808	2,608	1,840	3,381	3,099

縦貫道路の改修は、昭和六年度より同十六年度に至る十一ヶ年繼續總経費千七百萬圓を以て工事を行ひ、縦貫道路の改修に相當の成果を収めたのであるが、鋼材需求逼迫の情勢に應じて其の所要量を節約する爲、橋梁架設の一部を残し百三十餘萬圓を不要額とし、昭和十五年度を以て打ち切ることとなつたのである。

臺灣縦貫道路の舗装に關しては昭和十年より五ヶ年繼續總経費一、六一、五千圓を以て基隆臺北間に着手したのを以て嚆矢とするのであるが、南部地方の軍事的經濟的地位の重要化に伴ひ、南部方面の道路の舗装を圖る爲、昭和十四年度に於て六、五〇千圓、同十五年度に於て一、二五〇千圓、同十六年度に於て五、六七、三千圓を追加し、改定額九、







第三部 第八章 臺灣に於ける戦時財政の進展

無線電信電話施設費	四、五	三、九	三、六	三、九	七、五〇
無線放送施設改良費	—	—	—	—	—
電話線路整備費	四〇〇	八〇〇	七、九	三〇〇	一、〇〇
電信電話建設改良費	一、〇〇一	六、四	六、三	四、八	三、二
新竹郵便局電話交換方式變更工事費	—	—	—	—	—
臺北第二飛行場施設費	—	—	—	—	—
航空路整備費	—	—	—	—	—
航海費補助	一、四六	一、二二	一、四四	—	—
航空輸送補助	九〇〇	一、三三	一、六〇	一、九〇	一、六五
氣象通信施設費	—	—	—	—	—
臺北飛行場整備費	—	—	—	—	—
強力無線放送施設費	三〇〇	一、〇〇	一、〇〇	—	—
飛行場整備費	四〇〇	三、六	—	—	—
嘉義郵便局合新管並電話交換方式變更工事費	三〇〇	六、〇	三、〇	—	—
其他補助	五〇	一〇〇	六〇	—	—
計	一〇、八八	三、三三	三、〇六	一、三、八四	一、六、〇八

電信關係事業に付ては厦門、廣東、汕頭、海南島等が相次で皇軍の占領下に置かれるや、此等の地域に於ける電信事業に關し總督府に於ては豫算並に人員を配置してこれが運営を擔當すると共に、時局に鑑み對内地無線設備を擴充し、次で南進據點なる責務の完遂に遺憾なきを期して居るのである。

電話事業に關しては、基隆、屏東間のケーブル工事並に各中繼所の局舎及び機械設備の新設を行ふ爲、昭和十二年度より年額八〇〇千圓を以て着手したのであるが、最近の急迫せる情勢に鑑み、工事の促進を圖る爲め、昭和十六年以降四ヶ年繼續總額九百二十萬圓を計上することゝなつたのである。尙本島産業の急速なる發達に應ずる爲從來年々大體千五百口の加入電話の増設を行ひ來たつたのであるが、昭和十六年度に於てはこれを二千五百口に増加することとし、尙昭和十二年度より三ヶ年繼續總額一、三〇〇千圓を以て嘉義郵便局、同十六年度二ヶ年繼續總額七三〇千圓を以て花蓮港郵便局の局舎を新營すると共に、電話交換設備を自動式に改むることゝしたのである。尙以上の外市外電話線の増設、市外電話交換機の増設等の工事を施行して、以て需要の激増に應へつゝあるのである。

尙海外放送陣を強化して、第三國の謀略を防止すると共に、進んで南支南洋方面に正確なる報道を供給して、東亞共榮圈の確立に資することは臺灣の使命を達成する上に於て緊要とする所であるので、昭和十二年度より三ヶ年繼續二、五〇〇千圓の經費を以て強力無線放送設置を行ふと共に、昭和十四年度より三ヶ年繼續總額八五〇千圓を以て二重放送施設を完成することゝなつたのは、誠に意義あることゝ云はなくてはならぬ。

尙航空關係施設に付ては第三項の記述を参照せられたい。

### 第三節 工業化、皇民化及南方政策

#### 第一項 序 說

皇國中外の情勢に鑑み、臺灣の地位愈々重きを加ふるに至りたる昭和十一年九月より同十五年十一月に至る滿四ヶ年餘、小林前總督は臺灣統治の重任に就き、工業化、皇民化及南方施策の擴充の三大目標を掲げてこれが達成に邁進



したのであるが、右の三大目標は現長谷川總督によつても繼承せられ、戦時下臺灣の指導的政策となつて居る。蓋し右目標は國際情勢の變化並に臺灣經濟發展の結果に依り前進根據地たる臺灣の使命を遂行する上に於て、又臺灣自體の發展を策する上に於て必然的なる政策の轉換、政策の強化を現すものであつて、小林前總督は此の必然性を賢明にも指摘強調して目標として掲げたものと稱すべきであらう。工業化、皇民化及び南方施策擴充の三政策は一見相互に何等の關聯なきもの、如く見ゆるのであるが、既述の通り何れも國際情勢の轉換に伴ふ臺灣の使命の重大化並に臺灣經濟の發展に基く必然的結果であり、且小林前總督の三大政策として喧傳せられた所であるので、此處に一括して論じ、昭和十二年度以來の臺灣の豫算に於て如何にこの問題を取扱ひ、且如何に此が實現に努力し來たつたかを見ることとしよう。

## 第二項 工業化

從來臺灣の工業は砂糖、茶其他二三の特殊農産物加工業を除く外、全く見るべきものはなかつたのであるが、臺灣農業の發展が漸く飽和點に達する情勢を示すに至つたので、農業中心の産業政策に大轉換を行ひ、工業化政策を採るべきものとする論議が早くより唱へられて居たのであるが、事變に入るや客觀情勢の急轉の爲め、工業化の必要性は俄に重大化したると共に現實化するに至つたのである。即ち

- 一、兵站基地として、軍需品の現地調辨を必要とする國防的理由の増大したこと。
- 二、經濟的前進根據地として、南支南洋市場を對象とする、或は南支南洋の資源に依る工業振興の必要性と可能性を増大したこと。
- 三、戦時生産力擴充計畫の施行は、臺灣の豊富なる電力、石炭等の動力資源と結んで工業化の可能性を増大するに

至りたること。

等の理由に依り事變以來化學工業を中心とする各種の工業は俄かに勃興するに至つたのである。即ちこれを資金調整法の許可實績に付見るも、資本金二十萬圓以上の會社にして昭和十二年十月より同十五年十二月迄に設立せられたるもの四十二社、其の資本金一億三千六百萬圓に達し、尙資本増加の金額は五千二百萬圓、拂込徴收金額六千六百萬圓に及ぶ状況である。

而して此の間に於て臺灣總督府は其の豫算を通じ工業振興に關し大體次の如き方策を講じて來たのである。

- 一、工業に關する研究機關の整備
- 二、工業技術者養成の教育機關の擴充
- 三、工業都市の建設並にこれが助成
- 四、助成金の交付
- 五、鐵道道路港灣其他輸送設備の擴充

(五)に關しては既に前章に於て述べたので省略する事とし、其の他の事項に關する豫算額を左に掲ぐることにするが、其の金額は年々累増し總督府が臺灣の工業化に關し如何に眞剣な努力を費しつゝあるかを看取し得るであらう。

第二十六表 工業振興に關する豫算累年表 (單位千圓)

	昭和十二年度	同十三年度	同十四年度	同十五年度	同十六年度
工業研究所費	二五二	二六四	三六一	三二〇	六六六
工業研究所新費	—	四〇〇	三〇〇	三五五	一〇〇
第三部 第八章 臺灣に於ける戦時財政の進展					七五三



第三部 第八章 臺灣に於ける戦時財政の進展

天然瓦斯研究費	三三	五九	六三	六四	一〇九	七五四
天然瓦斯研究所 工場新設費	一	一	一	一	九三	
臺北帝大工學部 創設費	一	一	一	三	三〇	
臺北帝大工學部 新設費	一	一	一	一	六〇	
臺南高工學科 増設並に學級増加	一	一	一	四八	三三	
臺南高工校舍増設	一	一	一	三九	一六	
簡易商工教育補助	一	一	一	二六	三四	
新高工業都市建設 事業費	一	一	一	一六	三〇〇	
高雄工業地帯設置 補助	一	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,一〇〇	二〇〇	
電氣製鐵工業試験 補助	一	一〇〇	一	一	一	
パルプ工業振興費	一	一	一	一	一	
工藝振興費	一	三三	三三	一	一	
特殊工業助成費	一	三三	三三	一	一〇〇	
畜肉加工業補助	一	一	一〇〇	一〇〇	一〇〇	
カーバイト利用工業 振興費	一	一	一	一	三	
發電水力調査費	一	一	一	一	三	
計	七三三	二,七九	二,五七	四,四八	五,六六	

先づ研究機關の整備に付て見るに、昭和十二年度より総合的研究機關たる中央研究所を解體して農業、林業及び熱帯醫學と共に工業に關する研究機關を獨立せしめて、工業研究所となし爾來累年各種工業の基礎的研究を強化し來りたると共に、無盡藏とも云ふべき天然瓦斯の工業化を圖る爲め豫てより總督府所屬の研究機關を有したのであるが、昭和十五年度よりは獨立して天然瓦斯研究所と爲し、其の内容を充實強化することとなつたのである。尙工業研究所の綜合聯合は一、六五六千圓の經費を以て昭和十三年度より同十七年度に至る五ヶ年繼續を以て新營することとなり、又天然瓦斯研究所の工場は實に五、六四七千圓の大豫算を以て昭和十六年度以降三ヶ年繼續を以て建設することとなつたのである。工業に關する教育機關の整備に付て特筆すべきは、臺北帝國大學に工學部を設置することとなつたことである。即ち昭和十五年度に於て之が準備費を計上し、同十六年度に於ては創設費六二〇千圓並に工學部新營費六、〇〇〇千圓を同十六年度以降六ヶ年繼續を以て計上したことは、一面臺灣工業化の進展を表示するものであると共に、他面總督府が如何に工業化の促進に熱意を有するものなるかを物語るものである。尙教育機關の整備に付ては臺南高等工業の學級増設、各種の工業學校の新設、簡易工業學校の補助等に努力し、臺灣に於ける工業技術者の供給に遺憾なきを期して居るのである。

更に此處に特異的な而も興味ある問題は、總督府が工業都市の建設に積極的な努力を示しつゝあることである。即ち既述の如き、高雄、新高、花蓮港各港の臨港線建設、新高工業港の築造等何れも工業都市建設への努力である。而も尙其の他事變以來誠に華々しき工業の勃興を見たる高雄市の工業地帯設定並に工業用水供給施設に關しては、昭和十三年以來實に三、五〇〇千圓の補助金を支出し、又新高工業港には實に一、五三一千圓の巨費を投じて、昭和十六年度以降十ヶ年繼續を以て一大工業都市を建設することとなつたのである。新高港の地理的優位性と、背後の豊富なる電力資源との結合は、必ずや將來一大工業都市の實現を見ることであらう。



臺灣總督府の工業振興に關する努力は上述の如く工業化の基礎條件たる研究機關の整備、教育施設の擴充、鐵道港灣施設の整備、工業都市の建設等に集注されたのであるが、之は政府の工業振興方策としては適當と言ふべきであつて、各個具體的なる工業の助成よりは、基礎施設の擴充に重點を置くことが臺灣の全般的工業化に貢獻する所以である。従つて各箇の工業に對する助成金の交付額は前表の如く比較的少額に止まつて居る。

次に鑛業の振興策に付て一言する。臺灣に於ける鑛産物としては、金、石油及石炭の外は殆んど見るべきものはないのであつて、金に付ては既に第二章に於て述べた通りである。石油及石炭等の増産に關する總督府の方策は第二十七表の如く、政府の手にある鑛床の調査と獎勵金の交付である。獎勵金は石炭及石油の開發を助成する爲に交付するものであつて、其の金額も相當巨額に達してゐる。

第二十七表 鑛業振興に關する豫算累年表 (單位千圓)

種別	昭和十二年度	同十三年度	同十四年度	同十五年度	同十六年度
鑛物及地質調査費	空	空	空	空	空
金屬鑛床調査費	空	空	空	空	空
油田調査費	空	空	空	空	空
石炭調査費	空	空	空	空	空
重要鑛物増産獎勵費	一	九	九	三三	三三
油田開發促進費	一	一	一	一	三
油田開發補助	一,000	一,二〇〇	一,七三二	三,六四四	二,二二六
石炭増産對策費	一	一	一	一,七三三	一
計	一,一七	一,二〇九	二,一三三	五,四九〇	二,六三三

註 本表より金を除く

### 第三項 皇 民 化

皇民化は事變に入りて初めて採用せられた政策ではなく、一視同仁の御聖旨を奉載して、領臺以來五十年間渝る所なき帝國の統治方策である。然らば何が故に事變に入りて三大政策の一として採り上げられたかと云へば、支那事變は本島人を眞に皇國民に鍊成する絶好の機會であること、急速に皇民化せしめる緊切なる必要があつたからである。即ち支那事變は本島人をして嘗ての母國を敵とせしめ支那に於ける漢民族を敵國人として對せしめつゝ、大和民族と運命を共にし、日本人たるの幸福と榮譽を感得せしむる千載一遇の機會である。

殊に本島人の數十年に亘る努力の結晶たる在支財産が、敵産として支那政府の手に依り没收せられたること、或は軍夫として従軍したる本島人先覺者の生々しき體驗、或は敗戦支那國民の悲惨と對照して本島人の繁榮と幸福の現實は、本島人をして皇國民たる自覺を徹底せしむる絶好の機會と言はなければならぬ。

而して本島人を急速に皇國民に鍊成することは、戦時下に於ける島内治安の確保上より必要なることは勿論、臺灣の地理的使命の重大化に伴ひ、進んで東亞共榮圈確立の前衛分子として、或は華僑工作上、或は南方資源の開發上極めて緊要なりと言はなければならぬ。

此の故に總督府に於ては皇民化の促進に全力を擧げ來たつたのであるが、問題は一種の精神運動であるので、或は改姓名の如く或は舊慣打破の如く財政政策とは無關係なるもの多く、假に關係あるものにも財政政策上の意義は比較的に少いのである。總督府の豫算に現れたる皇民化の具體的方策を摘記すれば大體左の如きものである。

#### 一、國語の普及獎勵



二、勤行報國隊の結成

三、國民精神總動員運動並に皇民奉公運動の展開

四、義務教育制度の實施

五、臺灣出征記念會補助

公學校の就學率の向上と共に國語の普及は近年見るべきものがあるが、更に未就學兒童並に一般國語不解者の爲め全島の各部落に亘り國語講習所を設けられ、國庫に於て例へば昭和十五年度九〇〇千圓、同十六年度一、五〇〇千圓に及ぶ補助金を計上して奨励した結果、今や國語解者は五〇パーセントに達し、皇民化の促進に重要な貢獻を爲して居るのである。

本島人の中堅青年層を鍛鍊して皇民化の推進體たらしむる爲、昭和十五年勤行報國青年隊を組織し、精神と勤勞の一貫的指導を行ひ、日本精神の體得に努力しつゝある所であつて、之れが豫算は昭和十五年度三〇八千圓、同十六年度六五九千圓の多額に達して居る。

本島に於ける國民精神總動員運動は、勿論單に本島人を對象とするものではないのであるが、臺灣の特殊事情に鑑み、皇國精神の透徹、戦時意識の徹底、興亞生活の推進なる三次を掲げ、主として皇民化の徹底を期して來たのであるが、昭和十六年度に於ては更にこれを強化し、皇民奉公運動を展開することとなつたのである。

皇民化の徹底は、究極する所本島人に對する教育の徹底でなければならぬ。無智蒙昧なる所に皇民化はあり得ないのである。

仍て總督府に於ては、昭和十八年度より義務教育を施行することに方針を決定し、昭和十五年度より準備費十餘萬圓を計上するに至つたことは皇民化政策上、或は又本島の教育制度史上誠に劃期的なるものと言はなければならぬ。

のである。

臺灣出征記念會に關しては前章に於て既述の通りであるが、之亦皇民化の徹底に寄與する所大なるものがあるであらう。

第四項 南方施策の擴充

臺灣は帝國の南方發展の據點として、既に明治四十一年より南方關係の豫算を計上して南支那の内地人又は本島人の教育に當り、或は病院の設置等を助成して在留邦人の保護又は日支親善に當り、或は南洋邦人の企業を助成する等夙に南方施策に協力し、其の豫算額も大體年七、八十萬圓に上つたのであるが、支那事變勃發以來、殊に南方政策の重大化に伴ひ南方に對する臺灣の使命愈々重きを加ふるに至つたので、南方施策を愈々積極的に擴充することとなつたのである。従つて南方施策に關する直接的經費も次表の如く驚異的な増加を示すに至つたのである。

第二十八表 南方施策費累年表 (單位千圓)

年度別	金額
昭和十二年	一、〇六一
同 十三年	一、五五三
同 十四年	四、〇七三
同 十五年	五、三六七
同 十六年	八、〇三三

事變以來臺灣總督府が、其の豫算を通じ、強化した南方施策の具體的事項は大體次の通りである。

- 一、外事部の設置を初めとする機構の擴充
- 二、教育衛生其他文化施設の擴充
- 三、宣傳施設の擴充
- 四、經濟關係施設の擴充
- 五、南方進出者養成機關の擴充
- 六、通信機構の整備



七、航空路、船舶航路の擴充

八、工業化

九、港灣施設其他輸送力の擴充

一〇、其他

(六) 以下の事項に付ては既に別の機會に述べた所であるので、此處には再説することを省略する。

機構擴充に關しては、昭和十二年度より南方施策の中樞機關として總督府に外事部を設置すると共に、廣東、汕頭、厦門、海南島等の現地駐在機關の充實を圖るに至つたのである。南支が皇軍の占領下に歸するや、直に事變に依り休校の已むなきに至つた内地人及本島人の教育機關を復舊し、或は衛生施設を擴充する等文化的設備の充實に努力を費しつゝある所である。

南支南洋各地に或は國語普及を圖り或は雜誌、映畫等に依る宣傳工作を實施して正確なる報道を供給し、東亞共榮圈確立の基礎工作に積極的協力を示しつゝある所である。

經濟關係に關しても或は直接に進出邦人の企業を助成し、或は金融の利便を供與し、或技術の指導を行ふ等漸く重大化する南方資源の開發に當りつゝあるのである。

臺灣は南方各地と同じく熱帶國にあるを以て、南方進出者の養成は臺灣に於て行ふを最も適當とするのみならず、本島人は南方進出の前衛の分子として鍊成する要ありと認めらるので、或は昭和十五年度より拓士訓練所を開設し、或は同様の訓練機關を助成する等の方策を採り來つたのである。

## 第四節 内地と臺灣の財政的相互依存關係

### 第一項 總 說

臺灣領有當時より約十年間は内地財政より巨額の補助を仰ぎ、且つ其の後相當の期間は砂糖消費税の受入、臺灣官吏の恩給國庫負擔等により専ら内地財政の援助を受けて來たのであるが、其後臺灣經濟の發展に基く財政の健全化に伴ひ漸次之等の援助を廢止したるのみならず、近年に於ては極めて巨額に上る一般會計又は臨時軍事費特別會計への繰入金をして内地財政を援助することとなつたのである。

然らば今日迄の經過に於て、日本は臺灣領有に依り果して財政上收支相償つたのであらうか。勿論これが検討は極めて困難なる問題であつて、財政の基礎たる兩者の國民經濟の相互依存關係の検討に迄遡らなくてはならないので、到底本章に於て究め得る所ではない。従つて此處では大體豫算面に現はれた數字に依り、兩者の財政的相互依存關係を検討すると共に、事變以來の繰入金の趨勢を眺めることとする。

### 第二項 臺灣財政の内地財政依存

帝國領有當時に於ける臺灣は、産業の發達幼稚にして財政組織又整備せず、従つて國庫歳入は少かつたのであるが、歳出は新植民地として治安維持、産業の開發、文化施設等一時に要求せられたので、明治二十九年より次表の如く年々多額の補充金を受入れたのである。然るに當時日本は日露戦争前後の財政難の時代であつたので、臺灣經營の負擔に堪へ兼ね臺灣賣却論さへ唱へられるに至つたのである。茲に於て臺灣總督府は明治三十二年以降十一ヶ年計畫を







を下らざる状況であるのである。斯くて嘗ての一般財政の負擔たりし臺灣が、今日内地財政に貢献することの大なることは特に絮説を要しないであらう。

第三十表 臺灣財政より内地財政への繰入金額累年表

(單位千圓)

年度別	餘裕金繰入	支那事變特別稅收入繰入	計
昭和十一年	一、九〇〇	一	一、九〇〇
同 十二年	五、二〇〇	一、〇六五	六、二六五
同 十三年	二、〇〇〇	三、三三七	五、三三七
同 十四年	三、〇〇〇	四、六六八	七、六六八
同 十五年	一、三、八〇〇	七、六六二	二、〇、四六二
同 十六年	三、三〇〇	二、二四五	五、五四五
計	六〇、三〇〇	二八、〇三七	八八、三七七

次に臺灣は國防費外交費等の國家直接經費を負擔して居ないのであるが、之等の負擔は其の性質上帝國の存立と共にある經費であつて、内地、臺灣分を區分し得ざるのみならず假に臺灣防衛に要する經費となすも其の金額は知り得る所でないで、其の臺灣財政に及ぼす恩惠の程度を算定することは不可能である。島民の大部分を占むる本島人が兵役の義務を免れ、而も直接國防費を負擔して居ないと云ふ事實は、臺灣財政への偉大なる恩惠と稱すべきであらう。然しながら此處に附言することを要するは、既に述べた通り臺灣の軍

事的地位の重大性に鑑み、臺灣が其の固有の豫算を以て兵站基地としての準國防的各種施設を擴充し、或は準外交的經費と目すべき南方施策に巨費を投じつゝあることは見述すことを得ない事實である。更に砂糖關稅による臺灣糖業の保護、内地米穀政策による臺灣米價の吊上げ等の如き、内地に於ける政策の結果として臺灣財政の繁榮を來したる原因は多々あるのであるが、同時に又日本の食糧政策に貢献し、特に戦時下日本の國際貸借上に及ぼした寄與は偉大なるものあることを忘れてはならない。

要するに臺灣は内地にとつて今やベイするに至つたと結論するも大體支障なしと認められる。(鹽見俊二)

## 第九章 南方經濟圏と臺灣

序説—我が南方發展と臺灣—臺灣の南方施設—結論

### 第一節 序 説

これまで南進政策の確立又は南方發展といふことがわが國の國策としてとりあげられたとき、臺灣は常にその據點たるの地位を主張してきた。ところで、今や周知のやうに、南方發展は東亞共榮圏の確立といふ新たな意義と規模の上に展開されようとしてゐる。それでは、かかる東亞共榮圏への南方の包攝過程及び共榮圏の一翼としての南方經濟圏の經營開發において、臺灣はいかやうな役割を演じ、いかやうな地位を占めるものだらうか。臺灣のもつ據點性乃至南進性は、具體的にはどのやうな内容、過程において自らを展開するものだらうか。もとより、このことは南方諸地域が共榮圏の一環としてとるべき政治的性格の如何、この上で形成さるべき經濟體制乃至は開發様式の如何、といふことが明確にされない限り、何らか斷定を下すことはできないであらうが、日本經濟乃至東亞共榮圏の一環としての臺灣の内包する自然的、技術的、社會的、經濟的な諸條件を検討することによつて南方經濟の開發に對する臺灣の寄與協力の可能な内容および南方經濟圏と臺灣との間に成立すべき可能な經濟關係を推定することができる。

問題は「據點」といふ言葉に捉はれることなく、——以下においてわれわれは據點といふ言葉を單純に據りどころといふ意味において使用する——日本經濟をあげて邁進すべき南方經濟圏の包攝、開發過程において臺灣がどのやうな内容と形において寄與し得るか、また協力せねばならないかといふこと、およびこの場合臺灣經濟と南方經濟との